

第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲（以下、「調査区域」という。）とは、環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、都市計画対象道路事業実施区域から概ね片側3km（本書において最も広範囲に設定する環境要素は景観であり、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）を参考に設定。）を含む図3.2-1及び図4-1に示す範囲とします。

なお、統計資料等より、市町単位で調査区域の概況を把握する事項については、都市計画対象道路事業実施区域から3kmの範囲が含まれる神戸市（西区）、明石市、稲美町、播磨町、加古川市、高砂市、姫路市及び太子町の8市町全域（以下、「対象市町」という。）を対象とします。

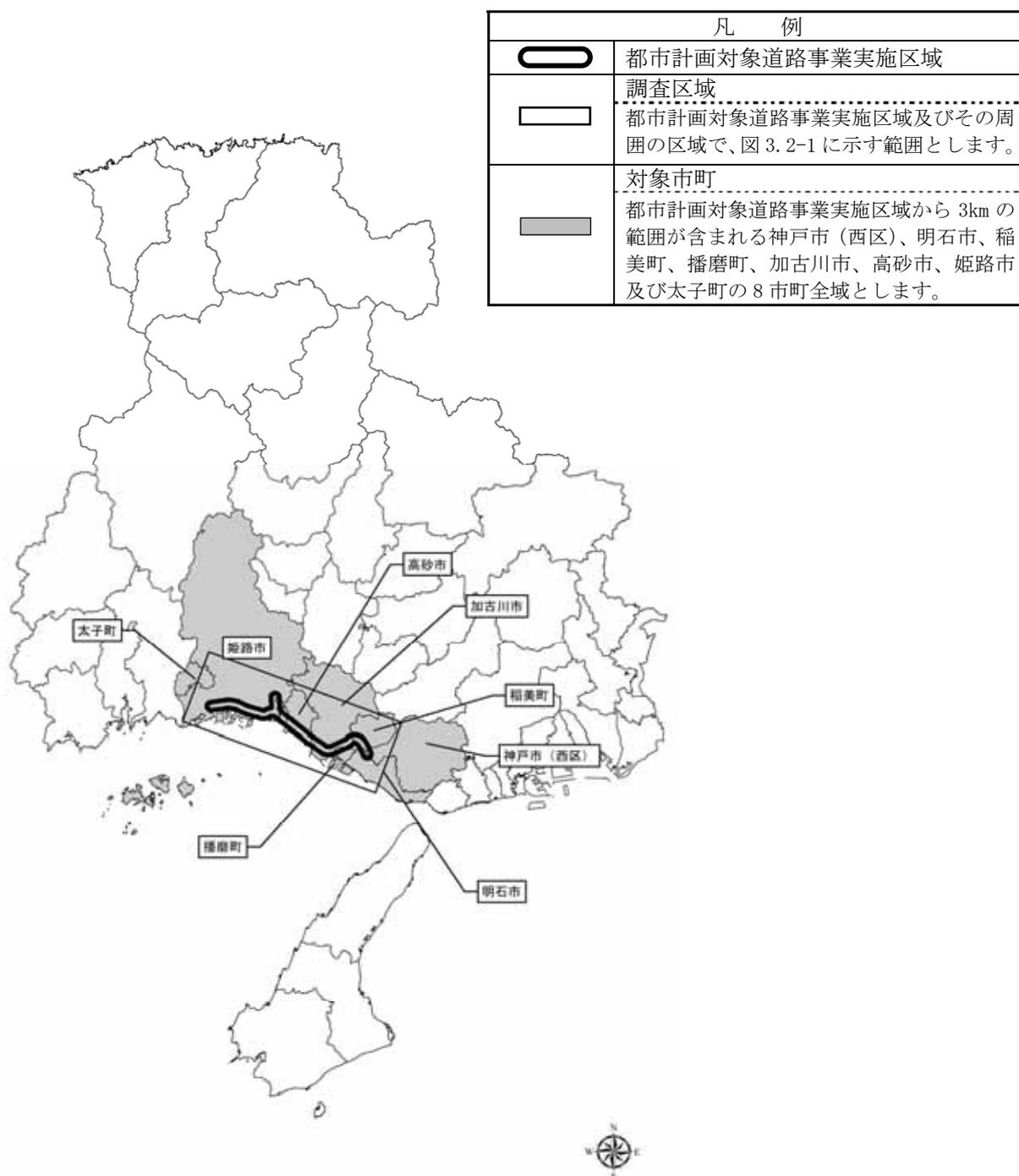


図4-1 調査区域及び対象市町の概要

4.1 自然的状況

調査区域における主な自然的状況を把握した結果を表 4.1-1 に示します。また、自然的状況の把握に用いた文献・資料を表 4.1-2 に、各項目について把握した結果を「4.1.1 大気環境の状況」以降に示します。

表 4.1-1(1) 自然的状況（概況）

項目	調査区域の概況
大気環境の状況	<p>1.気象 調査区域では、気温、降水量等の調査が明石観測所及び姫路観測所において行われている。都市計画対象道路事業実施区域には気象観測所は存在していない。 明石観測所における令和2年度の気象概況は、年平均気温が16.3℃、年降水量が1,227.0mm、年最多風向は北北東、年平均風速は3.8m/sである。 姫路観測所における令和2年度の気象概況は、年平均気温が16.2℃、年降水量が1,255.5mm、年最多風向は北西、年平均風速は2.6m/sである。</p> <p>2.大気質 調査区域では、一般環境大気測定局17局、自動車排出ガス測定局4局において、大気質の調査が行われている。 都市計画対象道路事業実施区域には、一般局の宮西、別府、白浜、自排局の平岡、飾磨が存在している。二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、すべての測定局で環境基準を達成している。</p> <p>3.騒音 令和元年度の一般環境騒音の調査結果及び環境基準達成状況は、調査区域の調査地点28地点のうち21地点で環境基準を達成している。都市計画対象道路事業実施区域では、平岡公民館、西脇雨水ポンプ場、高砂公民館、沖浜ポンプ場で調査が行われており、平岡公民館及び西脇雨水ポンプ場の調査地点で環境基準（夜間）を超過している。 平成30年度の道路交通騒音の調査結果及び環境基準達成状況は、調査区域の調査地点38地点のうち35地点で環境基準を達成しており、3日以上測定した全ての地点で要請限度を下回っている。都市計画対象道路事業実施区域では、一般国道250号、一般県道381号野谷平岡線、一般県道553号別府平岡線、主要地方道62号姫路港線で調査が行われており、全ての地点で環境基準を達成している。</p> <p>4.振動 調査区域では、一般環境振動について既存の調査は行われていない。 道路交通振動は令和元年度に高砂市の5地点で実施されており、全ての地点で要請限度を下回っている。都市計画対象道路事業実施区域では、道路交通振動の調査は行われていない。</p> <p>5.その他 調査区域では、低周波音について既存の調査は行われていない。</p>

表 4.1-1(2) 自然的状況（概況）

項目	調査区域の概況
水環境の状況	<p>1.水象 調査区域の主な河川として、一級河川の加古川、二級河川の法華山谷川、市川、夢前川等がある。また、調査区域東部の神戸市、明石市、稲美町、加古川市にかけての地域では多数のため池が見られる。 都市計画対象道路事業実施区域には一級河川の加古川、二級河川の瀬戸川、喜瀬川、泊川、法華山谷川、天川、西浜川、八家川、市川、野田川、船場川、夢前川、汐入川がある。 播磨灘海岸部には、東播磨港、姫路港等がある。</p> <p>2.水質 河川における生活環境項目の平成 30 年度の測定結果は、調査区域では 33 地点で調査が行われており、有機汚濁の代表的指標である BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質量）、DO（溶存酸素量）については、環境基準が設定されている 15 地点で環境基準を達成しているが、pH 及び大腸菌群数は一部の地点で環境基準を超過している。 都市計画対象道路事業実施区域では、西区岩岡町（印籠川）、山電下（水田川）、別府橋（別府川）で調査が行われており、全ての調査地点において環境基準を達成している。 また、海域における生活環境項目に係る平成 30 年度の水質調査結果は、調査区域では 18 地点で調査が行われており、有機汚濁の代表的指標である COD（化学的酸素要求量）については、調査区域の調査地点 18 地点のうち 1 地点で環境基準を超過している。全窒素・全りんは、調査区域の調査地点 10 地点のうち 2 地点で全りんが環境基準を超過している。 都市計画対象道路事業実施区域では、海域の水質調査は行われていない。</p> <p>3.水底の底質 調査区域では、河川 4 地点、海域 12 地点で PCB 等について調査が行われている。 都市計画対象道路事業実施区域では、河川及び海域の底質調査は行われていない。</p> <p>4.その他 調査区域には、特にいなみの台地に多くのため池が存在しており、各自治体で水質調査が実施されている。都市計画対象道路事業実施区域では、天満大池、和田上池、妹池、石ヶ池で調査が行われている。 また、都市計画対象道路事業実施区域の対象市町では、環境基準が定められている健康項目を対象に地下水の概況調査等が実施されている。令和元年度は神戸市、明石市、加古川市、姫路市で調査が行われ、神戸市でふっ素が 1 地点、姫路市で砒素が 1 地点、硝酸・亜硝酸性窒素が 1 地点、環境基準値を超過している。 なお、地下水のダイオキシン類の調査は、対象市町では姫路市の 2 地点で実施されており、平成 30 年度はいずれの地点も環境基準 1 pg-TEQ/L 以下となっている。</p>
土壌及び地盤の状況	<p>1.土壌 調査区域北側の山地・丘陵地は受食土、未熟土等、東側の段丘は褐色低地土、灰色低地土、黄色土等、低地部は灰色低地土、グライ土等が分布しているが、多くの部分は市街地、埋立地などの未区分地である。 都市計画対象道路事業実施区域は、東側に黄色土、灰色低地土等、中央に受食土、受食土的褐色森林土、黄色土、グライ土等、西側にグライ土、灰色低地土等が分布しているが、多くの部分は市街地、埋立地などの未区分地である。 調査区域では、「土壌汚染対策法」に基づく指定区域として「要措置区域」が 2 箇所、「形質変更時要届出区域」が 43 箇所指定されている。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により指定された区域（廃棄物が地下にある土地の区域）が 78 箇所ある。 さらに、都市計画対象道路事業実施区域には、「底質の処理・処分等に関する暫定指針」に基づき処理された PCB 盛立地が存在している。</p> <p>2.地盤 播磨平野では、昭和 39 年の測量によれば、神戸市から姫路市に至る長い区間が、姫路市から西の地域に比べ、相対的に沈下傾向になっていたが、その後の測量では特に沈下は認められていない。</p>

表 4.1-1(3) 自然的状況（概況）

項目	調査区域の概況
<p>地形及び地質の状況</p>	<p>1.地形 調査区域の北側の高御位山周辺、姫路 JCT 付近及び西側付近には、山地・丘陵地が分布している。調査区域東側には広大な「いなみの台地」と呼ばれる丘陵地が広がり、加古川、市川・夢前川等の周辺には谷底平野・沖積低地・氾濫原や三角州・海岸平野・後背低地等の地形が見られる。臨海部はほとんどが人工改変地・干拓地となっている。 都市計画対象道路事業実施区域は、東側は谷底平野や段丘、臨海部は人口改変地・干拓地が多く分布している。</p> <p>2.地質 調査区域北側の山地は、火山性岩石や深成岩類からなっている。東側の段丘の地質は、中位段丘堆積物（砂・礫）や、高位（段丘）面（明美面）（砂礫・砂・粘土からなる地層）等の未固結堆積物が多く見られる。また、低地の地質は、大部分が泥・シルト・砂・礫からなる未固結堆積物が占めている。臨海部は埋立地となっている。 都市計画対象道路事業実施区域の大部分を占める低地は、泥・シルト・砂・礫からなる未固結堆積物で構成されており、比較的軟弱な地盤と考えられる。</p> <p>3.重要な地形・地質 調査区域には、「兵庫県版レッドリスト 2011（地形・地質・自然景観・生態系）」に記載された姫路市大塩町～網干の海岸砂州等の重要な地形、竜山石・石の宝殿等の重要な地質が分布している。 都市計画対象道路事業実施区域には、重要な地形として、いなみの台地、尾上神社周辺の海岸砂州、小赤壁、姫路市大塩町～網干の海岸砂州が分布している。</p>
<p>動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況</p>	<p>1.動物 調査区域では、詳細な位置が特定できた重要な動物として、セトウチサンショウウオ、ナゴヤダルマガエル、ベッコウトンボ等の生息が記録されている。 また、調査区域における注目すべき生息地として、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に「夢前川右岸の水路」と「加古川河口」、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に「加古川河口周辺」、「兵庫県版レッドリスト 2011（地形・地質・自然景観・生態系）」に「いなみの台地のため池群」が、それぞれ記載されている。</p> <p>2.植物 調査区域における重要な植物種としては、サンショウモ、オニバス、フクド、タコノアシ、コヤスノキ、ノジギク等の維管束植物 129 科 669 種等が挙げられる。都市計画対象道路事業実施区域には、植物群落として稲美町六分一・天満大池のアサザ群落、姫路市大塩町・姫路シーサイドゴルフ場南の海岸の海浜植物群落、的形のノジギク群落、姫路市大塩町・的形町・木場の海岸植生、姫路市飾磨区中島・市川河口の塩沼地植物群落、巨樹巨木として姫路市白浜町（松原八幡神社）のイチョウ、保存種・保護樹木として明石市魚住町のクスノキ、フジ、高砂市高砂町のイブキ、カヤ、エノキ、クロマツ、ソテツ、姫路市八家のビャクシン、姫路市白浜町のクスノキ、イチョウ、姫路市飾磨区のクロガネモチ、天満社の森が分布している。</p> <p>3.生態系 調査区域には、地域を特徴づける生態系及び指標として、「山地・丘陵地の樹林を中心とする生態系」の上位性注目種オオタカ、「低地・台地の耕作地・ため池を中心とする生態系」の上位性注目種タヌキ、「河川・河口域（河川の水域、河川のヨシ原・河口干潟）を中心とする生態系」の上位性注目群集サギ類が存在している。</p>

表 4.1-1(4) 自然的状況（概況）

項目	調査区域の概況
<p>景観及び人と自然との 触れ合いの 活動の場の 状況</p>	<p>1.景観 調査区域では、姫路市・神戸市で景観計画が策定されており、姫路市全域が景観計画区域とされている。また、兵庫県では、地域景観形成等基本計画（地域景観マスタープラン）が作成され、調査区域においては、太子町が西播磨地域 地域景観マスタープランの地域に含まれている。 調査区域には、主要な眺望点として高御位山（播磨富士）等 121 箇所、景観資源として姫路城等 160 箇所が存在している。 都市計画対象道路事業実施区域には、主要な眺望点が 26 箇所、景観資源が 28 箇所存在している。 調査区域には、都市計画対象道路事業実施区域及び景観資源を視認できる箇所が複数存在している。</p> <p>2.人と自然との触れ合いの活動の場 調査区域には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が 84 箇所存在している。 都市計画対象道路事業実施区域には、高砂海浜公園・向島公園、白浜海水浴場等の人と自然との触れ合いの活動の場が 21 箇所存在している。</p>
<p>一般環境中 の放射性物 質の状況</p>	<p>調査区域における空間放射線量率のモニタリングポストの位置は、姫路市において測定されている。令和 2 年度の測定結果は、自然放射線のレベルとなっている。 また、環境省が示している汚染状況重点調査地域の指定要件や除染実施計画を策定する地域の要件である 1 時間あたり 0.23 μSv 以上の数値に該当している地点はない。</p>

表 4.1-2(1) 自然的状況の把握に用いた文献・資料

項目	No	資料名	刊行年月 (HP確認年月)	発行元		
1 大気環境の状況	1.気象	01	過去の気象データ検索	(令和3年4月)	気象庁	
		02	地域気象観測所一覧	令和3年3月	気象庁	
	2.大気質	01	環境白書－令和元年度版－	令和2年3月	兵庫県	
		02	播磨町の環境の概況（平成30年度版）	(令和3年4月)	播磨町	
		03	環境の概要（令和元年度版）	令和元年9月	加古川市	
		04	高砂市の環境 平成30年度版	(令和3年4月)	高砂市	
	3.騒音	01	環境の概要（令和2年度版）	令和2年9月	加古川市	
		02	高砂市の環境 令和元年度版	(令和3年4月)	高砂市	
		再掲	環境白書－令和元年度版－	令和2年3月	兵庫県	
	4.振動	再掲	高砂市の環境 令和元年度版	(令和3年4月)	高砂市	
2 水環境の状況	1.水象	01	兵庫県統計書 令和元年（2019）	令和3年3月	兵庫県	
		02	瀬戸内海の環境情報（瀬戸内海の潮流）	(令和3年4月)	環境省	
		03	姫路港港湾計画図	令和元年7月	兵庫県	
		04	東播磨港港湾計画図	平成26年3月	兵庫県	
	2.水質	再掲	環境白書－令和元年度版－	令和2年3月	兵庫県	
		01	水環境総合情報サイト 公共用水域水質測定データ	(令和3年4月)	環境省	
	3.水底の底質	再掲	環境白書－令和元年度版－	令和2年3月	兵庫県	
	4.その他	01	令和2年度 町内ため池水質調査記録表	(令和3年4月)	稲美町	
		02	播磨町の環境の概況（令和元年度版）	(令和3年4月)	播磨町	
		03	大気・水質等常時監視結果（令和元年度）	令和2年7月	兵庫県	
		再掲	環境白書－令和元年度版－	令和2年3月	兵庫県	
		09	5万分の1土地分類基本調査【土壌図】 高砂/姫路・播州赤穂・坊勢島・寒霞溪/北条/龍野	平成3年3月 平成4年3月 昭和61年3月 昭和41年3月	兵庫県 兵庫県 兵庫県 経済企画庁	
	3 土壌及び地盤の状況	1.土壌	01	要措置区域・形質変更時要届出区域情報	(令和3年4月)	ひょうごの環境
02			区域の指定について	(令和3年4月)	明石市	
03			土壌汚染指定区域情報	(令和3年4月)	加古川市	
04			土壌汚染対策について	(令和3年4月)	姫路市	
05			廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定	(令和3年4月)	ひょうごの環境	
06			廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定	(令和3年4月)	神戸市	
07			廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定	(令和3年4月)	姫路市	
再掲			環境白書－令和元年度版－	令和2年3月	兵庫県	
08			令和元年度ダイオキシン類調査結果	(令和3年4月)	姫路市	
2.地盤		01	全国地盤環境ディレクトリ（令和元年度版）	(令和3年4月)	環境省	
4 地形及び地質の状況	1.地形	01	5万分の1土地分類基本調査【地形分類図】 高砂/姫路・播州赤穂・坊勢島・寒霞溪/北条/龍野	平成3年3月 平成4年3月 昭和61年3月 昭和40年3月	兵庫県 兵庫県 兵庫県 経済企画庁	
		2.地質	01	地域地質研究報告 5万分の1地質図幅 高砂 岡山（12）第71号 高砂TAKASAGO	平成15年	地質調査総合センター（旧 地質調査所）
			02	地域地質研究報告 5万分の1地質図幅 北条 岡山（12）第59号 北条HOJO	平成6年	地質調査総合センター（旧 地質調査所）
			03	地域地質研究報告 5万分の1地質図幅 龍野 岡山（12）第58号 龍野TATSUNO	平成12年	地質調査総合センター（旧 地質調査所）
	04	5万分の1土地分類基本調査【表層地質図】 姫路・播州赤穂・坊勢島・寒霞溪	平成4年3月	兵庫県		
	3.重要な地形及び地質	01	兵庫県版レッドリスト2011（地形・地質・自然景観・生態系）	(令和3年4月)	ひょうごの環境	

表 4.1-2(2) 自然的状況の把握に用いた文献・資料

項目	No	資料名	刊行年月 (HP確認年月)	発行元	
5 動植物の 生息又は 生育、 植生及び 生態系の 状況	1.動物	01	自然環境調査Web-GIS 第2回	(令和3年4月)	環境省自然環境局生物多様性センター
		02	自然環境調査Web-GIS 第3回	(令和3年4月)	環境省自然環境局生物多様性センター
		03	自然環境調査Web-GIS 第4回	(令和3年4月)	環境省自然環境局生物多様性センター
		04	自然環境調査Web-GIS 第5回	(令和3年4月)	環境省自然環境局生物多様性センター
		05	自然環境調査Web-GIS 第6回	(令和3年4月)	環境省自然環境局生物多様性センター
		06	兵庫県版レッドリスト2017 哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類	(令和3年4月)	ひょうごの環境
		再掲	兵庫県版レッドリスト2011 (地形・地質・自然 景観・生態系)	(令和3年4月)	ひょうごの環境
		07	兵庫県版レッドリスト2013 鳥類	(令和3年4月)	ひょうごの環境
		08	兵庫県版レッドリスト2012 昆虫類	(令和3年4月)	ひょうごの環境
		09	兵庫県版レッドリスト2014 貝類及びその他 無脊椎動物	(令和3年4月)	ひょうごの環境
	10	河川環境データベース (河川水辺の国勢調査)	(令和3年4月)	国土交通省水情報国 土データ管理センタ ー	
	11	神戸市で確認された動植物一覧 (2020年度)	(令和3年4月)	神戸市	
	12	神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ 2020	(令和3年3月)	神戸市	
	13	明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッ ドリスト	平成31年3月	明石市	
	14	第2回自然環境保全基礎調査 兵庫県動植物分 布図	昭和56年	環境庁	
	15	第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査 (両生類・は虫類) 報告書 日本の重要な両生 類・は虫類 近畿版	昭和57年	環境庁	
	16	第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査 (昆虫類) 報告書 日本の重要な昆虫類 近畿 版	昭和55年	環境庁	
	17	兵庫県の淡水魚	平成20年3月	兵庫県立人と自然の 博物館	
	18	生物多様性の観点から重要度の高い湿地	(令和3年4月)	環境省	
	19	生物多様性の観点から重要度の高い海域	(令和3年4月)	環境省	
	2.植物	01	県指定文化財一覧 (平成31年3月12日現在)	(令和3年4月)	兵庫県教育委員会
		02	市内の指定・登録文化財	(令和3年4月)	明石市
		03	指定文化財	(令和3年4月)	稲美町
		04	町内の指定文化財・登録文化財一覧	(令和3年4月)	播磨町
		05	兵庫県版レッドデータブック2020 (植物・植物 群落)	(令和3年4月)	ひょうごの環境
		06	第2回自然環境保全基礎調査 (特定植物群落調 査)	昭和56年	環境庁
		07	第5回自然環境保全基礎調査 (特定植物群落調 査)	平成12年	環境庁
		08	第6回自然環境保全基礎調査 (巨樹・巨木林調 査)	平成13年	環境省
		09	明石市の保護樹木・樹林一覧	平成30年9月	明石市都市整備部緑 化公園課
		10	高砂市指定保存樹一覧	平成30年9月	高砂市まちづくり部 土木管理室建設課

表 4.1-2(3) 自然的状況の把握に用いた文献・資料

項目	No	資料名	刊行年月 (HP確認年月)	発行元	
5 動植物の 生息又は 生育、 植生及び 生態系の 状況	2.植物	11	太子町の文化財一覧	(令和3年4月)	太子町
		12	姫路市指定の保存樹・保護地区	平成29年3月	姫路市
		13	自然環境の保全	(令和3年4月)	姫路市
		14	自然環境調査Web-GIS 植生図	(令和3年4月)	環境省自然環境局生物多様性センター
		再掲	河川環境データベース (河川水辺の国勢調査)	(令和3年4月)	国土交通省水情報 国土データ管理セン ター
		再掲	神戸市で確認された動植物一覧 (2020年度)	(令和3年4月)	神戸市
		再掲	神戸の希少な野生動植物 神戸版レッドデータ 2020	(令和3年3月)	神戸市
		再掲	明石市の大切にしたい生きもの 明石市レッ ドリスト	平成31年3月	明石市
	3.生態 系	再掲	自然環境調査Web-GIS 植生図	(令和3年4月)	環境省自然環境局生物多様性センター
		01	土地利用調整総合支援ネットワークシステム (LUCKY)	(令和3年4月)	国土交通省国土政策 局総合計画課
		02	自然環境のアセスメント技術 (I)	平成11年9月	環境庁企画調整局

表 4.1-2(4) 自然的状況の把握に用いた文献・資料

項目	No	資料名	刊行年月 (HP確認年月)	発行元
6 景観及び人と自然との 触れ合いの活動の場の 状況	1.景観	01	地域景観形成等基本計画（地域景観マスタープラン）	（令和3年4月） 兵庫県
		02	せとうち風景30選	平成8年12月 環境庁
		03	第3回自然環境保全基礎調査 兵庫県自然環境情報図	平成元年 環境庁
		04	ため池百選一覧	（令和3年4月） 農林水産省
		05	国指定文化財等データベース	（令和3年4月） 文化庁
		再掲	兵庫県版レッドリスト2011（地形・地質・自然景観・生態系）	（令和3年4月） ひょうごの環境
		06	景観条例に基づく指定制度	（令和3年4月） 兵庫県
		07	兵庫県立考古博物館	（令和3年4月） 兵庫県立考古博物館
		08	わがまちあかし景観50選	（令和3年4月） 明石市
		09	明石の主な公園紹介	（令和3年4月） 明石市
		10	東播磨ため池歳時記	令和2年3月 兵庫県
		11	都市景観形成地区の紹介	（令和3年4月） 明石市
		12	都市景観形成重要建築物の紹介	（令和3年4月） 明石市
		13	観光マップ「いなみ紀行」	平成28年3月 稲美町
		14	いなみ野フットパス	（令和3年4月） 稲美町
		15	観光情報	（令和3年4月） 播磨町
		16	喜瀬川緑道	（令和3年4月） 東播磨ツーリズム振興協議会
		17	観光スポット案内	（令和3年4月） 加古川観光協会
		18	鶴林寺周辺地区景観形成地区	（令和3年4月） 加古川市
		19	観光情報	（令和3年4月） 一般社団法人高砂市観光交流ビューロー
		20	高砂ぐるり東西南北 高砂観光ガイド	平成22年2月 高砂市観光協会、高砂市
		21	市内名所	（令和3年4月） 高砂市
		22	公園施設	（令和3年4月） 公益財団法人高砂市施設利用振興財団
		23	姫路ツーリストガイド&マップ	令和元年10月 姫路市
		24	姫路観光ナビひめのみち	（令和3年4月） 公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー
		25	木場ヨットハーバー	（令和3年4月） 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構
		26	姫路市地域夢プラン大全集 夢つづく未来への路ガイド	平成25年3月 姫路市
		27	姫路市都市計画マスタープラン	平成27年3月 姫路市
		28	公園めぐり	（令和3年4月） 姫路市
		29	都市景観重要建築物等	（令和3年4月） 姫路市
		30	景観遺産	平成30年11月 姫路市
		31	姫路市景観計画	平成24年4月 姫路市
		32	太子町ぶらりまち歩き	— 太子町観光協会
		33	太子町都市計画マスタープラン	令和2年3月 太子町
		34	ひょうごの景観ビューポイント150選	令和2年3月 兵庫県
	35	兵庫県公式観光サイトHYOGO!ナビ	（令和3年4月） 公益社団法人ひょうご観光本部	

表 4.1-2(5) 自然的状況の把握に用いた文献・資料

項目	No	資料名	刊行年月 (HP確認年月)	発行元
6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	再掲	第3回自然環境保全基礎調査 兵庫県自然環境情報図	平成元年	環境庁
	再掲	ため池百選一覧	(令和3年4月)	農林水産省
	再掲	兵庫県版レッドリスト2011(地形・地質・自然景観・生態系)	(令和3年4月)	ひょうごの環境
	01	ひょうごの生物多様性保全プロジェクト	(令和3年4月)	ひょうごの環境
	02	生物多様性ひょうご戦略	平成31年2月	兵庫県
	03	ひょうごのいきもの・ふるさとを見守るなかま	平成22年9月	兵庫県立人と自然の博物館
	再掲	明石の主な公園紹介	(令和3年4月)	明石市
	04	一般社団法人明石市観光協会ホームページ	(令和3年4月)	一般社団法人明石市観光協会
	再掲	観光マップ「いなみ紀行」	平成28年3月	稲美町
	再掲	いなみ野フットパス	(令和3年4月)	稲美町
	05	喜瀬川ふるさとの川整備事業パンフレット	—	加古川土木事務所
	06	ふれあいはりまガイドマップ	令和2年9月	播磨町
	07	野添北公園	平成27年1月	播磨町
	08	野添であい公園	平成25年4月	播磨町
	09	石ヶ池公園パンフレット	—	播磨町
	再掲	喜瀬川緑道	(令和3年4月)	東播磨ツーリズム振興協議会
	再掲	観光スポット案内	(令和3年4月)	加古川観光協会
	10	観光モデルコース	(令和3年4月)	加古川観光協会
	11	第3次加古川市環境基本計画	令和3年3月	加古川市
	再掲	観光情報	(令和3年4月)	一般社団法人高砂市観光交流ビューロー
	再掲	高砂ぐるり東西南北 高砂観光ガイド	平成22年2月	高砂市観光協会、高砂市
	再掲	市内名所	(令和3年4月)	高砂市
	再掲	姫路観光ナビひめのみち	(令和3年4月)	公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー
	再掲	手柄山中央公園について	(令和3年4月)	姫路市
	12	姫路城「さくらの大回廊」ルートマップ	令和3年2月	姫路市
	13	姫路公園のご案内	(令和3年4月)	姫路市
	14	お花の名所一覧	(令和3年4月)	姫路市
再掲	姫路市都市計画マスタープラン	平成27年3月	姫路市	
15	生物多様性ひめじ戦略	平成28年3月	姫路市	
16	市民活動ネットひめじ	(令和3年4月)	姫路市市民活動・ボランティアサポートセンターひめじおん	
17	「市川野鳥観察所」でバードウォッチング	(令和3年4月)	姫路市	
再掲	姫路市地域夢プラン大全集 夢つづく未来への路ガイド	平成25年3月	姫路市	
再掲	太子町都市計画マスタープラン	令和2年3月	太子町	
再掲	東播磨ため池歳時記	令和2年3月	兵庫県	
7.一般環境中の放射性物質の状況	01	放射線モニタリング情報 放射線量測定データダウンロード	(令和3年4月)	原子力規制委員会

4.1.1 大気環境の状況

1) 気象

調査区域では、気温、降水量等の調査が明石観測所及び姫路観測所において行われています。観測所位置を図 4.1-1 に示します。

都市計画対象道路事業実施区域には気象観測所は存在していません。

(1) 気温及び降水量

明石観測所及び姫路観測所における令和 2 年度の降水量・平均気温観測結果を表 4.1-3 に示します。明石観測所では、年平均気温が 16.3℃、年降水量が 1,227.0mm、姫路観測所では年平均気温が 16.2℃、年降水量が 1,255.5mm となっています。

表 4.1-3 令和 2 年度の降水量・平均気温観測結果（明石観測所・姫路観測所）

番号	観測所名	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計 (平均)
1	明石	降水量 (mm)	127.0	74.0	196.5	349.5	5.0	130.5	119.0	35.0	14.0	58.5	36.5)	81.5	1,227.0
		平均気温 (℃)	12.5	18.9	23.0	24.8	28.5	25.0	18.2	13.7	7.9	5.4	7.5)	10.7	(16.3)
2	姫路	降水量 (mm)	144.5	73.0	237.0	318.0	1.5	140.0	91.0	50.0	9.5	57.5	40.5	93.0	1,255.5
		平均気温 (℃)	12.2	19.5	23.6	24.9	29.4	24.8	17.4	13.0	6.6	4.4	7.1	11.0	(16.2)

注 1) 表中の番号は図 4.1-1 に対応

注 2) 「」は準正常値。対象資料が許容範囲で欠けているが正常値（資料が欠けていない）と同等に扱う。

出典：「過去の気象データ検索」気象庁ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

(2) 風向・風速

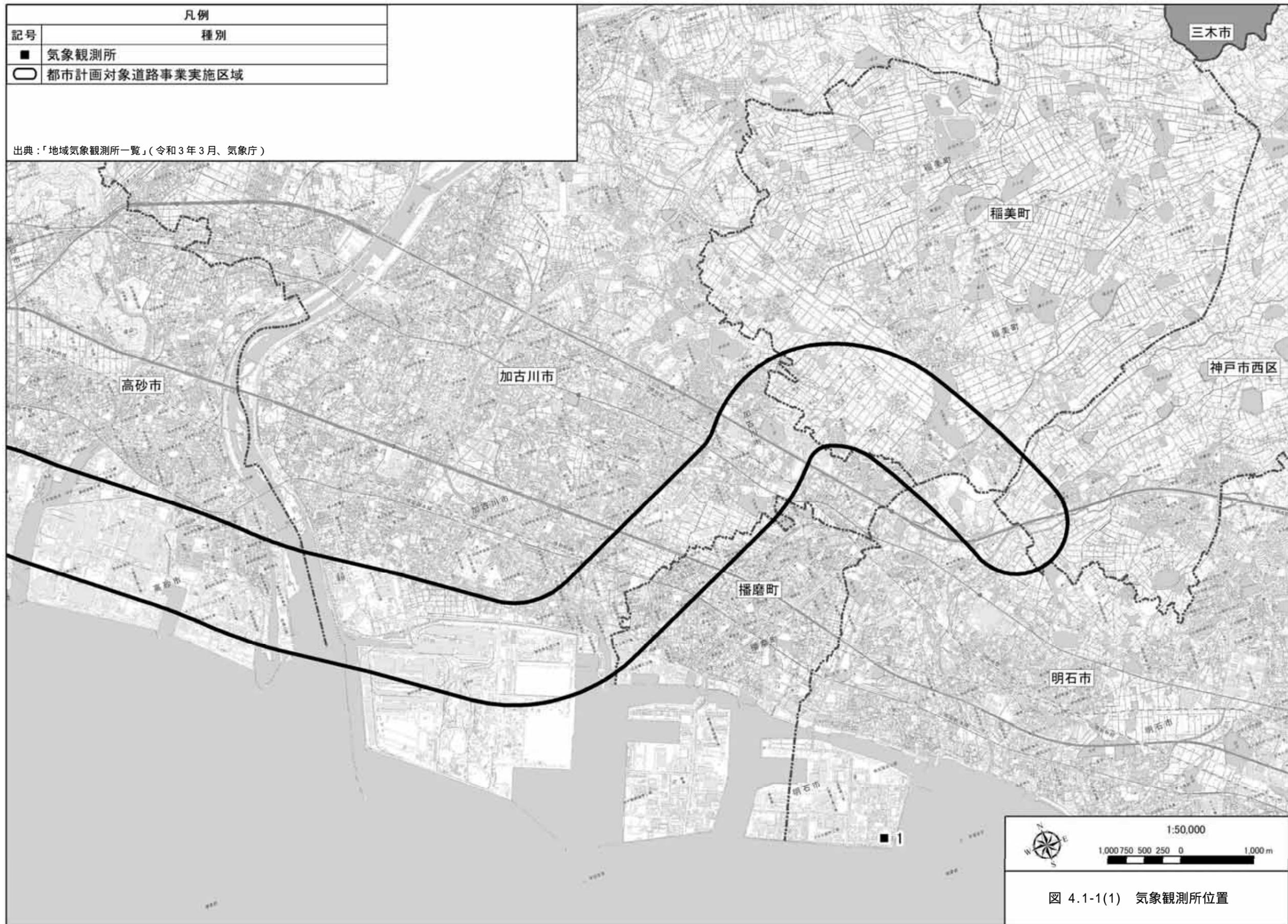
明石観測所及び姫路観測所における令和 2 年度の風向・風速観測結果を表 4.1-4 に示します。明石観測所における年最多風向は北北東、年平均風速は 3.8m/s、姫路観測所における年最多風向は北西、年平均風速は 2.6m/s となっています。

表 4.1-4 令和 2 年度の風向・風速観測結果（明石観測所・姫路観測所）

番号	観測所名	平均風速 (m/s)	出現頻度 (%)																
			NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	N	Calm
1	明石	3.8	17.4	10.7	3.1	2.0	3.4	6.6	5.5	4.4	4.7	5.0	8.1	8.0	5.9	2.9	3.4	7.3	1.6
2	姫路	2.6	7.2	5.1	5.6	3.1	1.4	2.4	3.6	6.7	7.2	5.0	3.1	6.8	12.1	15.0	10.2	4.8	0.7

注) 表中の番号は図 4.1-1 に対応

出典：「過去の気象データ検索」気象庁ホームページ（令和 3 年 4 月現在）



凡例	
記号	種別
■	気象観測所
○	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「地域気象観測所一覧」(令和3年3月、気象庁)

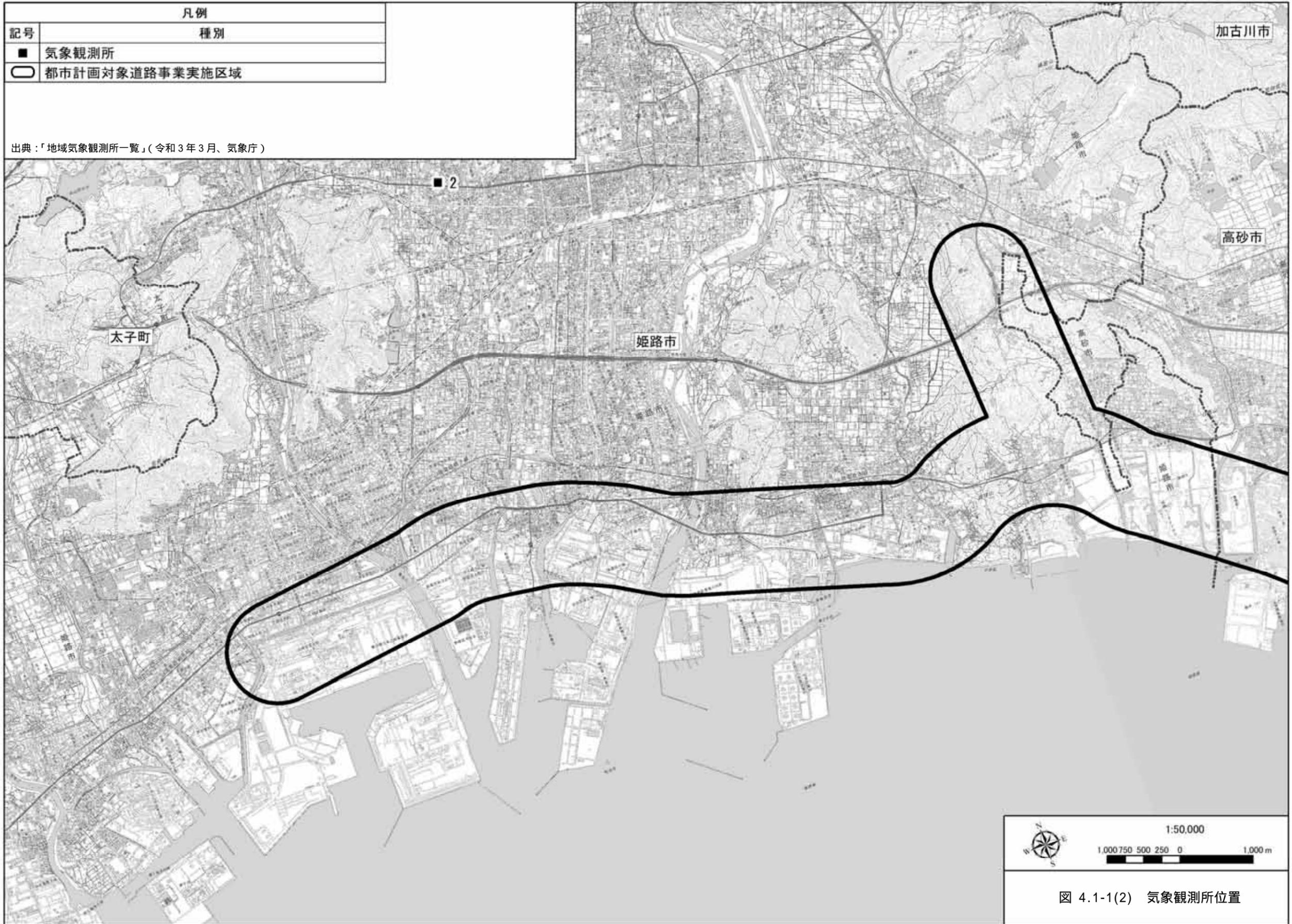


図 4.1-1(2) 気象観測所位置

2) 大気質

調査区域では、一般環境大気測定局（以下、「一般局」という。）17局、自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という。）4局において、大気質の調査が行われています。測定項目を表 4.1-5、調査地点位置を図 4.1-2 に示します。

都市計画対象道路事業実施区域には、一般局の宮西（No.4）、別府（No.7）、白浜（No.16）、自排局の平岡（No.5）、飾磨（No.19）が存在しています。

表 4.1-5 大気汚染常時監視測定局の測定項目

区分	番号	測定局名	所在地	測定項目						出典	
				二酸化硫黄 SO ₂	窒素酸化物 NO _x	浮遊粒子状物質 SPM	微小粒子状物質 PM _{2.5}	光化学オキシダント O _x	一酸化炭素 CO		
一般局	1	二見	明石市二見町東二見457の1	○	○	○	○	○		1	
	2	稲美町役場	稲美町国岡1-1		○	○	○	○		1	
	3	播磨町役場	播磨町東本荘1-5-30	○	○	○	○	○		1	
	4	宮西	播磨町宮西2-71-1	○	○	○				2	
	6	新野辺	加古川市別府町新野辺北町8丁目9	○	○	○				3	
	7	別府	加古川市別府町西町1	○	○	○	○			1	
	8	加古川市役所	加古川市野口町良野1568番地	○	○	○	○	○		1	
	9	尾上	加古川市尾上町長田519	○	○	○		○		1	
	11	米田公民館	高砂市米田町米田734		○	○				4	
	13	高砂市役所	高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号		○	○	○	○		1	
	14	北浜公民館	高砂市北浜町北脇74-3		○	○				4	
	15	御国野	姫路市御国野町御着1142の2	○	○	○	○	○		1	
	16	白浜	姫路市白浜町甲396-8	○	○	○	○	○		1	
	17	八代	姫路市八代779番地の17	○	○	○		○		1	
	18	飾磨	姫路市飾磨区玉地1-27	○	○	○		○		1	
	20	広畑	姫路市広畑区正門通1丁目7番地の3	○	○	○	○	○		1	
	21	網干	姫路市網干区垣内中町120	○	○	○	○	○		1	
	自排局	5	平岡	加古川市平岡町新在家1801		○	○	○		○	1
		10	鳩里	加古川市加古川町備後332-1		○	○				1
		12	中島	高砂市米田町塩市258-1		○	○	○		○	1
		19	飾磨	姫路市飾磨区細江2548		○	○	○		○	1

注) 表中の番号は図 4.1-2 に対応

出典：1「環境白書—令和元年度版—」（令和2年3月、兵庫県）

2「播磨町の環境の概況（平成30年度版）」播磨町ホームページ（令和3年4月現在）

3「環境の概要（令和元年度版）」（令和元年9月、加古川市）

4「高砂市の環境 平成30年度版」高砂市ホームページ（令和3年4月現在）

(1) 二酸化硫黄 (SO₂)

二酸化硫黄の平成 30 年度の測定結果及び環境基準達成状況を表 4.1-6 に示します。長期的評価、短期的評価のいずれも、全ての測定局で環境基準を達成しています。

表 4.1-6 二酸化硫黄の測定結果及び環境基準達成状況 (平成 30 年度)

[単位 : ppm]

区分	番号	測定局名	年平均値	1 時間値の最高値	1 時間値が 0.10 ppm を超えた時間数	日平均値が 0.04 ppm を超えた日数	日平均値の 2 % 除外値	日平均値が 0.04 ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価 0.04 ppm を超えた日数 による日平均値が
一般局	1	二見	0.002	0.027	0	0	0.005	○	0
	3	播磨町役場	0.001	0.018	0	0	0.004	○	0
	4	宮西	0.004	0.026	0	0	0.008	○	0
	6	新野辺	0.002	0.028	0	0	0.006	○	0
	7	別府	0.002	0.035	0	0	0.007	○	0
	8	加古川市役所	0.001	0.025	0	0	0.004	○	0
	9	尾上	0.003	0.032	0	0	0.009	○	0
	15	御国野	0.001	0.015	0	0	0.003	○	0
	16	白浜	0.001	0.034	0	0	0.003	○	0
	17	八代	0.000	0.011	0	0	0.002	○	0
	18	飾磨	0.001	0.018	0	0	0.003	○	0
	20	広畑	(0.002)	(0.024)	(0)	(0)	(0.007)	○	0
	21	網干	0.001	0.011	0	0	0.003	○	0

注 1) 表中の番号は図 4.1-2 に対応

注 2) 環境基準 (短期的評価) : 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.10ppm 以下であること。

環境基準 (長期的評価) : 年間を通じて測定した 1 日平均値の高い方から 2% の範囲にあるものを除外した値 (2% 除外値) が、0.04ppm 以下であること、かつ、日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと。

注 3) () は有効測定時間数に達していない値を表す。

出典 : 「環境白書—令和元年度版—」(令和 2 年 3 月、兵庫県)

「播磨町の環境の概況 (平成 30 年度版)」播磨町ホームページ (令和 3 年 4 月現在)

「環境の概要 (令和元年度版)」(令和元年 9 月、加古川市)

「高砂市の環境 平成 30 年度版」高砂市ホームページ (令和 3 年 4 月現在)

(2) 窒素酸化物 (NO_x)

窒素酸化物 (二酸化窒素 (NO₂) + 一酸化窒素 (NO)) の平成 30 年度の測定結果及び二酸化窒素の環境基準達成状況を表 4.1-7 に示します。全ての測定局で環境基準を達成しています。

表 4.1-7 窒素酸化物の測定結果及び環境基準達成状況 (平成 30 年度)

[単位: ppm]

区分	番号	測定局名	二酸化窒素				一酸化窒素		
			年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	年平均値	1時間値の最高値	
一般局	1	二見	0.011	0.070	0.026	0	0.002	0.098	
	2	稲美町役場	0.010	0.048	0.022	0	0.002	0.076	
	3	播磨町役場	0.013	0.074	0.025	0	0.002	0.064	
	4	宮西	0.013	0.064	0.025	0	0.003	0.080	
	6	新野辺	0.011	0.050	0.023	0	0.002	0.063	
	7	別府	0.014	0.144	0.026	0	0.003	0.078	
	8	加古川市役所	0.011	0.054	0.021	0	0.002	0.056	
	9	尾上	0.011	0.047	0.021	0	0.002	0.058	
	11	米田公民館	0.011	0.043	0.021	0			
	13	高砂市役所	0.012	0.048	0.023	0	0.004	0.132	
	14	北浜公民館	0.010	0.045	0.021	0			
	15	御国野	0.009	0.048	0.019	0	0.002	0.058	
	16	白浜	0.010	0.052	0.021	0	0.002	0.073	
	17	八代	0.009	0.053	0.018	0	0.001	0.055	
	18	飾磨	0.011	0.054	0.023	0	0.002	0.060	
	20	広畑	(0.013)	(0.05)	(0.025)	(0)	(0.002)	(0.030)	
	21	網干	0.008	0.038	0.018	0	0.002	0.049	
	自排局	5	平岡	0.015	0.065	0.029	0	0.006	0.090
		10	鳩里	0.012	0.045	0.022	0	0.003	0.075
		12	中島	0.013	0.052	0.024	0	0.006	0.114
		19	飾磨	0.012	0.060	0.024	0	0.003	0.057

注1) 表中の番号は図 4.1-2 に対応

注2) 環境基準 (長期的評価): 年間を通じて測定した1日平均値の低い方から98%目に相当するもの(98%値)が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

注3) () は有効測定時間数に達していない値を示す。

出典: 「環境白書-令和元年度版-」(令和2年3月、兵庫県)

「播磨町の環境の概況(平成30年度版)」播磨町ホームページ(令和3年4月現在)

「環境の概要(令和元年度版)」(令和元年9月、加古川市)

「高砂市の環境 平成30年度版」高砂市ホームページ(令和3年4月現在)

(3) 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質の平成 30 年度の測定結果及び環境基準達成状況を表 4.1-8 に示します。
長期的評価及び短期的評価ともに、全ての測定局で環境基準を達成しています。

表 4.1-8 浮遊粒子状物質の測定結果及び環境基準達成状況 (平成 30 年度)

[単位: mg/m³]

区分	番号	測定局名	年平均値	1 時間値の最高値	1 時間値が 0.20 mg/m ³ を超えた時間数	日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた日数	日平均値の 2% 除外値	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた日数
一般局	1	二見	0.022	0.138	0	0	0.056	0
	2	稲美町役場	0.020	0.107	0	0	0.059	0
	3	播磨町役場	0.015	0.114	0	0	0.041	0
	4	宮西	0.027	0.125	0	0	0.054	0
	6	新野辺	0.018	0.090	0	0	0.046	0
	7	別府	0.018	0.108	0	0	0.046	0
	8	加古川市役所	0.018	0.130	0	0	0.043	0
	9	尾上	0.022	0.100	0	0	0.048	0
	11	米田公民館	0.021	0.132	0	0	0.049	0
	13	高砂市役所	0.021	0.099	0	0	0.044	0
	14	北浜公民館	0.018	0.077	0	0	0.044	0
	15	御国野	0.021	0.101	0	0	0.054	0
	16	白浜	0.020	0.149	0	0	0.051	0
	17	八代	0.018	0.144	0	0	0.045	0
	18	飾磨	0.018	0.082	0	0	0.044	0
	20	広畑	(0.022)	(0.086)	(0)	(0)	(0.048)	(0)
21	網干	0.016	0.111	0	0	0.040	0	
自排局	5	平岡	0.020	0.133	0	0	0.051	0
	10	鳩里	0.016	0.075	0	0	0.039	0
	12	中島	0.020	0.087	0	0	0.049	0
	19	飾磨	0.017	0.088	0	0	0.043	0

注 1) 表中の番号は図 4.1-2 に対応

注 2) 環境基準 (短期的評価): 連続して又は随時に行った測定について、1 時間値が 0.2mg/m³ 以下で、かつ、1 時間値の日平均値が 0.1mg/m³ 以下であること。

環境基準 (長期的評価): 年間にわたる日平均値の 2%除外値が 0.1mg/m³ 以下で、かつ、0.1mg/m³ を超える日が 2 日以上連続しないこと。

注 3) () は有効測定時間数に達していない値を示す。

出典: 「環境白書一令和元年度版一」(令和 2 年 3 月、兵庫県)

「播磨町の環境の概況 (平成 30 年度版)」播磨町ホームページ (令和 3 年 4 月現在)

「環境の概要 (令和元年度版)」(令和元年 9 月、加古川市)

「高砂市の環境 平成 30 年度版」高砂市ホームページ (令和 3 年 4 月現在)

(4) 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質の平成 30 年度の測定結果及び環境基準達成状況を表 4.1-9 に示します。
測定された 13 局のうち、11 局で環境基準を達成しています。

表 4.1-9 微小粒子状物質の測定結果及び環境基準達成状況 (平成 30 年度)

[単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$]

区分	番号	測定局名	日平均値の 年間98%値	年平均値
一般局	1	二見	32.4	13.0
	2	稲美町役場	31.5	12.7
	3	播磨町役場	29.7	11.8
	7	別府	38.6	16.8
	8	加古川市役所	36.8	14.8
	13	高砂市役所	31.2	13.3
	15	御国野	30.9	12.2
	16	白浜	32.7	12.8
	20	広畑	(33.0)	(14.8)
	21	網干	30.9	11.4
自排局	5	平岡	32.8	13.2
	12	中島	31.0	13.0
	19	飾磨	32.5	12.3

注 1) 表中の番号は図 4.1-2 に対応

注 2) 環境基準: 1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

注 3) () は、有効測定時間数 (250 日/年) に達していない値を示す。

注 4) 網掛けは環境基準を超過していることを示す。

出典: 「環境白書—令和元年度版—」(令和 2 年 3 月、兵庫県)

「播磨町の環境の概況 (平成 30 年度版)」播磨町ホームページ (令和 3 年 4 月現在)

「環境の概要 (令和元年度版)」(令和元年 9 月、加古川市)

「高砂市の環境 平成 30 年度版」高砂市ホームページ (令和 3 年 4 月現在)

(5) 光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダントの平成 30 年度の測定結果及び環境基準達成状況を表 4.1-10 に示します。

全ての測定局で環境基準を達成していません。

表 4.1-10 光化学オキシダントの測定結果及び環境基準達成状況 (平成 30 年度)

[単位 : ppm]

区分	番号	測定局名	昼間の 1 時間値の年平均値	昼間の 1 時間値の最高値	0.06 ppm を超えた時間数及び日数		0.12 ppm 以上の時間数及び日数	
					時間数	日数	時間数	日数
一般局	1	二見	0.035	0.116	482	92	0	0
	2	稲美町役場	0.035	0.110	429	81	0	0
	3	播磨町役場	0.033	0.121	362	77	1	1
	8	加古川市役所	0.034	0.114	429	80	0	0
	9	尾上	0.034	0.113	437	87	0	0
	13	高砂市役所	0.032	0.111	371	70	0	0
	15	御国野	0.032	0.112	217	44	0	0
	16	白浜	0.032	0.110	314	68	0	0
	17	八代	0.034	0.116	422	75	0	0
	18	飾磨	0.029	0.098	189	44	0	0
	20	広畑	(0.035)	(0.093)	(168)	(39)	(0)	(0)
21	網干	0.032	0.123	374	76	1	1	

注 1) 表中の番号は図 4.1-2 に対応

注 2) 環境基準 (短期的評価) : 1 年間の昼間に測定された全ての 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
「昼間」とは季節によらず 5 時から 20 時までの 15 時間の時間帯をいい、6 時から 20 時までの 15 個の 1 時間値を評価対象とする。

注 3) 広畑は、7 月 14 日から 2 月 24 日まで測定を中断したため、() を付している。

出典 : 「環境白書一令和元年度版」(令和 2 年 3 月、兵庫県)

「播磨町の環境の概況 (平成 30 年度版)」播磨町ホームページ (令和 3 年 4 月現在)

「環境の概要 (令和元年度版)」(令和元年 9 月、加古川市)

「高砂市の環境 平成 30 年度版」高砂市ホームページ (令和 3 年 4 月現在)

(6) 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素の平成 30 年度の測定結果及び環境基準達成状況を表 4.1-11 に示します。
全ての測定局で環境基準を達成しています。

表 4.1-11 一酸化炭素の測定結果及び環境基準達成状況 (平成 30 年度)

[単位 : ppm]

区分	番号	測定局名	年平均値	1 時間値の最高値	8 時間値が 20 ppm を超えた日数	日平均値が 10 ppm を超えた日数
自排局	5	平岡	0.3	1.4	0	0
	12	中島	0.3	2.2	0	0
	19	飾磨	0.3	1.0	0	0

注 1) 表中の番号は図 4.1-2 に対応

注 2) 環境基準 (短期的評価) : 1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。

環境基準 (長期的評価) : 年間を通じて測定した 1 日平均値の高い方から 2% の範囲にあるものを除外した値 (2%除外値) が 10ppm 以下であること、かつ、日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと。

出典 : 「環境白書—令和元年度版—」 (令和 2 年 3 月、兵庫県)

(7) ダイオキシン類

ダイオキシン類の平成 30 年度の測定結果及び環境基準達成状況を表 4.1-12 に示します。
全ての測定局で環境基準を達成しています。

表 4.1-12 ダイオキシン類の測定結果及び環境基準達成状況 (平成 30 年度)

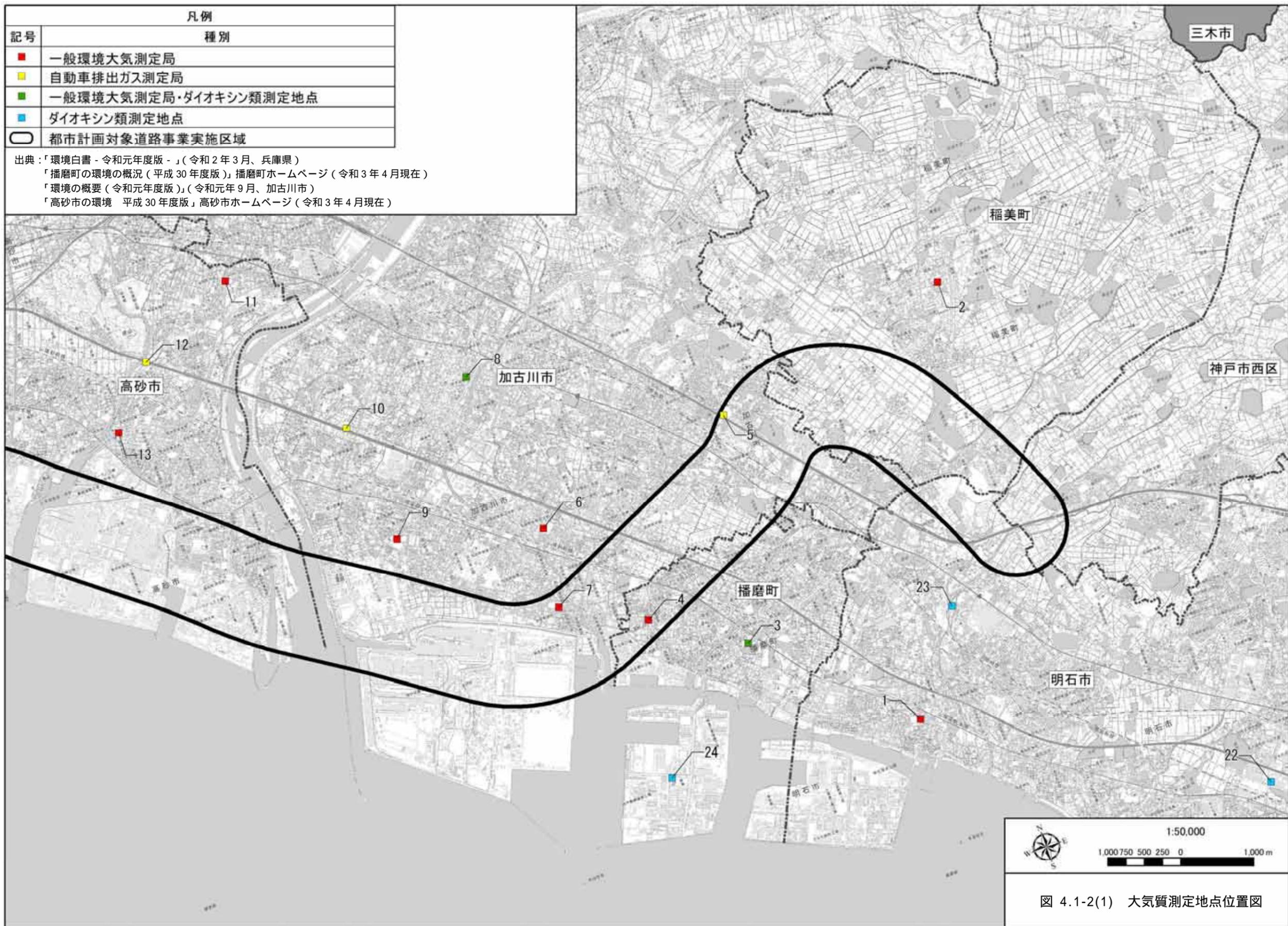
[単位 : pg-TEQ/m³]

市町	番号	測定局名	年平均値	環境基準	環境基準の達成状況 (達成○・非達成×)
明石市	22	大久保浄化センター	0.015	0.6 以下	○
	23	魚住浄水場	0.024		○
播磨町	3	播磨町役場	0.027		○
	24	新島球場	0.034		○
加古川市	8	加古川市役所	0.021		○
姫路市	16	白浜測定局	0.055		○
	17	八代測定局	0.029		○

注) 表中の番号は図 4.1-2 に対応

出典 : 「環境白書—令和元年度版—」 (令和 2 年 3 月、兵庫県)

「播磨町の環境の概況 (平成 30 年度版)」播磨町ホームページ (令和 3 年 4 月現在)



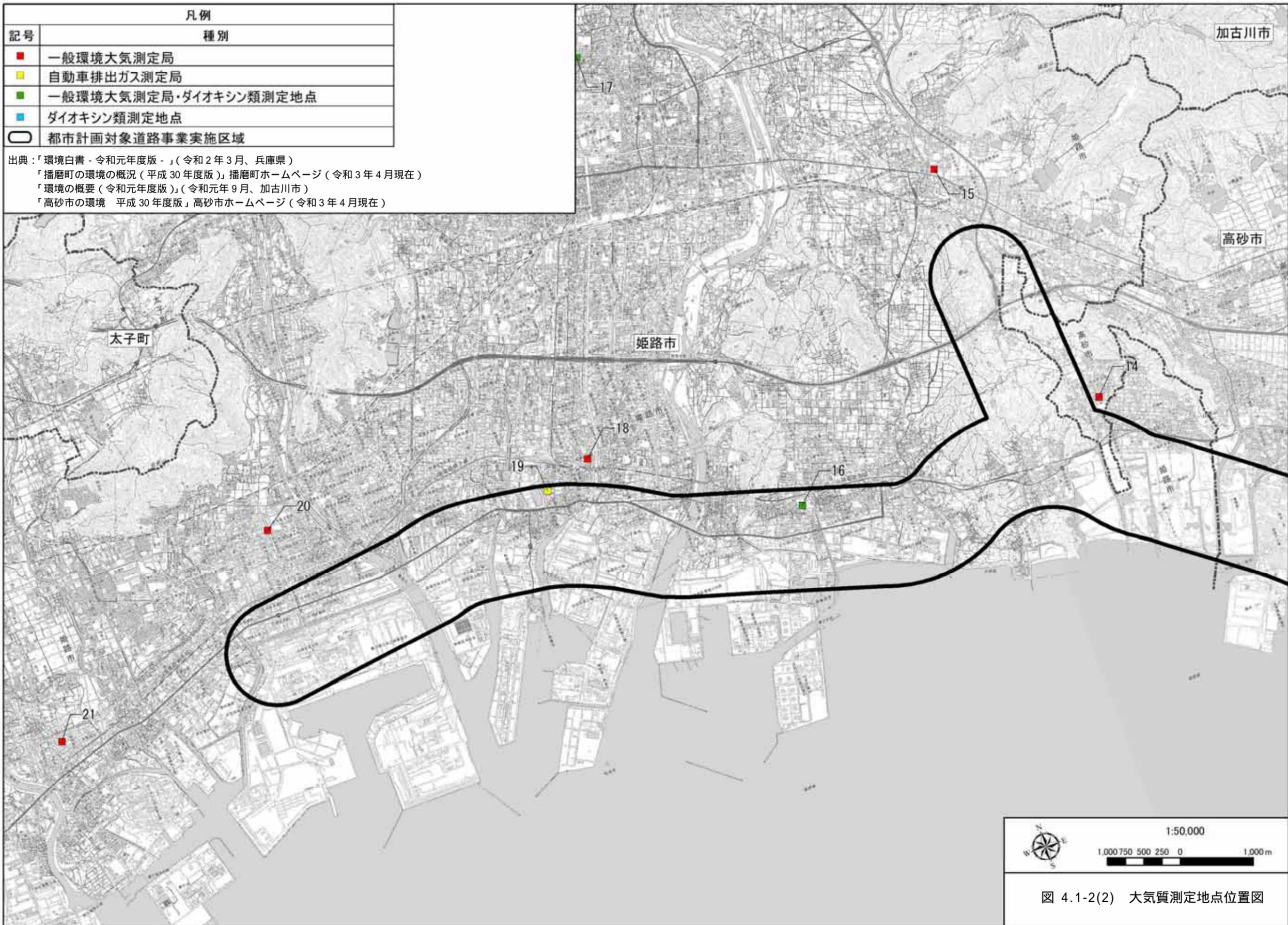


図 4.1-2(2) 大気質測定地点位置図

3) 騒音

(1) 一般環境騒音

令和元年度の一般環境騒音の調査結果及び環境基準達成状況を表 4.1-13、調査地点位置を図 4.1-3 に示します。

調査区域の調査地点 28 地点のうち 21 地点で環境基準を達成しています。

都市計画対象道路事業実施区域では、平岡公民館 (No.1)、西脇雨水ポンプ場 (No.6)、高砂公民館 (No.13) 及び沖浜ポンプ場 (No.14) で調査が行われており、平岡公民館 (No.1)、西脇雨水ポンプ場 (No.6) の調査地点で環境基準 (夜間) を超過しています。

表 4.1-13 一般環境騒音の調査結果 (令和元年度)

番号	地点		用途地域	環境基準 類型	測定値		環境基準	
					昼間	夜間	昼間	夜間
1	加古川市平岡町土山 699-2	平岡公民館	5	C	57	54	60	50
2	加古川市新神野 5 丁目 28	陵北小学校	2	A	46	40	55	45
3	加古川市加古川町大野 931	氷丘公民館	7	B	47	45	55	45
4	加古川市平岡町新在家 457-3	東加古川公民館	2	A	47	44	55	45
5	加古川市野口町長砂 49-5	野口公民館	2	A	44	41	55	45
6	加古川市別府町西脇 3 丁目 62	西脇雨水ポンプ場	3	B	53	54	55	45
7	加古川市別府町宮田町 3-3	別府公民館	2	A	51	53	55	45
8	加古川市尾上町口里 770-37	浜の宮小学校	2	A	51	52	55	45
9	加古川市野口町良野 1568	環境監視センター	2	B	51	47	55	45
10	加古川市加古川町木村 222-3	加古川小学校	2	A	49	46	55	45
11	加古川市米田町平津 108	川西小学校	2	A	48	45	55	45
12	加古川市尾上町養田 344-6	大崎公会堂	2	A	50	49	55	45
13	高砂市高砂町横町	高砂公民館	4	C	52	43	60	50
14	高砂市西羽田 4 丁目	沖浜ポンプ場	6	C	48	43	60	50
15	高砂市米田町米田	みのり会館	3	B	52	45	55	45
16	高砂市百合丘	民家	2	A	45	39	55	45
17	高砂市荒井町扇町	荒井公民館	2	A	44	39	55	45
18	高砂市荒井町千鳥 1 丁目	高砂市役所	4	C	50	43	60	50
19	高砂市梅井 4 丁目	民家	5	C	44	38	60	50
20	高砂市伊保崎 4 丁目	民家	2	A	47	36	55	45
21	高砂市曾根町	旧教育センター跡	2	A	48	41	55	45
22	高砂市曾根町	民家 (西側)	2	A	45	43	55	45
23	高砂市阿弥陀町生石	生石研修センター	3	B	49	40	55	45
24	高砂市阿弥陀町北池	民家	2	A	47	39	55	45
25	高砂市阿弥陀町阿弥陀	公園墓地	7	B	42	31	55	45
26	高砂市中筋 1 丁目	民家	1	A	47	40	55	45
27	高砂市春日野町	民家	3	B	48	43	55	45
28	高砂市北浜町北脇	北浜公民館	2	A	42	36	55	45

注 1) 表中の番号は図 4.1-3 に対応

注 2) 網掛けは環境基準を超過していることを示す。

注 3) 一般環境騒音に係る環境基準は以下のとおりである。

AA 地域 昼間：50dB 以下、夜間：40dB 以下

A 地域及び B 地域 昼間：55dB 以下、夜間：45dB 以下

C 地域 昼間：60dB 以下、夜間：50dB 以下

注 4) 用途地域

1：第 1 種・第 2 種低層住居専用地域 2：第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域

3：第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域 4：近隣商業地域、商業地域 5：準工業地域、工業地域

6：工業専用地域 7：市街化調整区域

出典：「環境の概要 (令和 2 年度版)」(令和 2 年 9 月、加古川市)

「高砂市の環境 令和元年度版」高砂市ホームページ (令和 3 年 4 月現在)

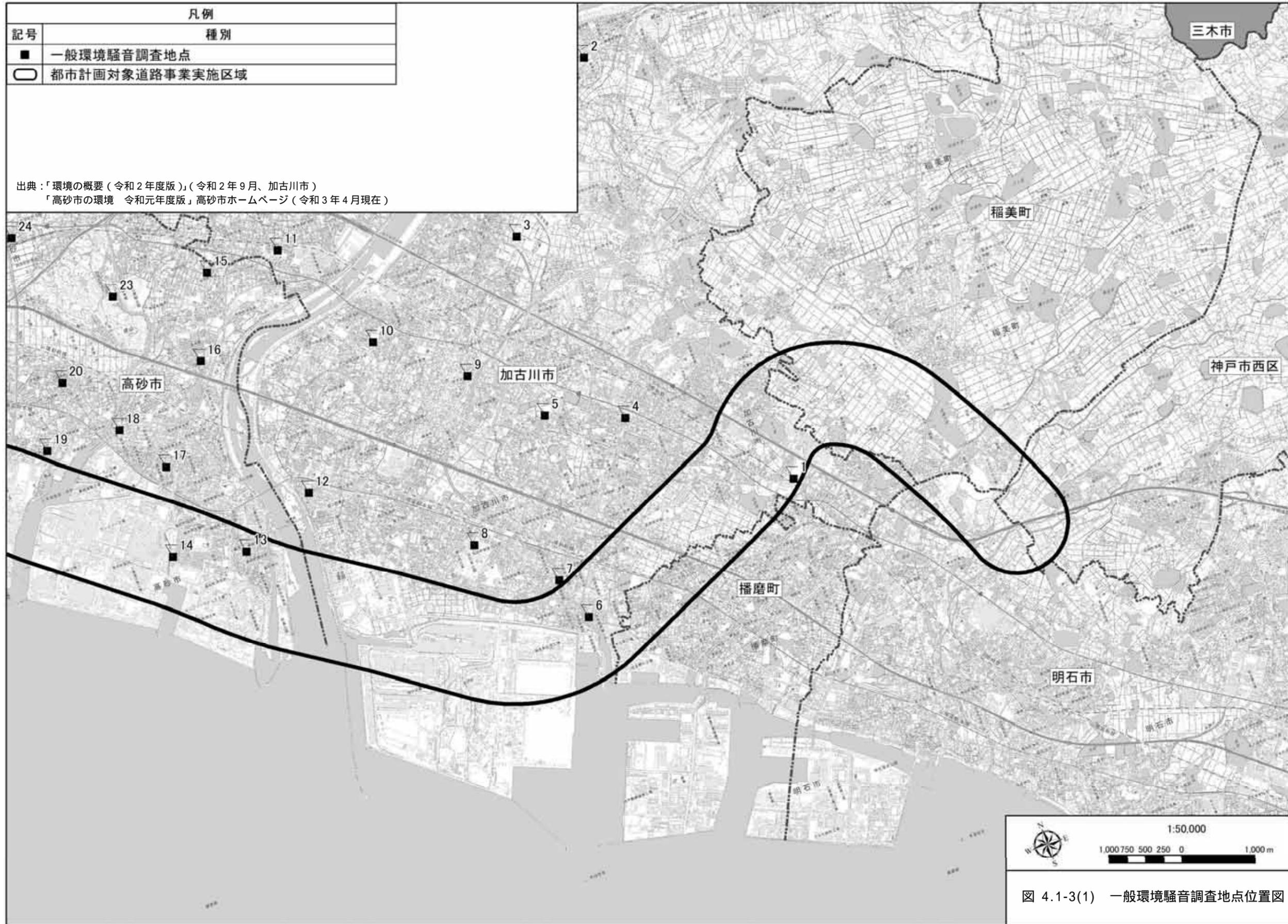


図 4.1-3(1) 一般環境騒音調査地点位置図

凡例	
記号	種別
■	一般環境騒音調査地点
○	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「環境の概要（令和2年度版）」（令和2年9月、加古川市）
「高砂市の環境 令和元年度版」高砂市ホームページ（令和3年4月現在）

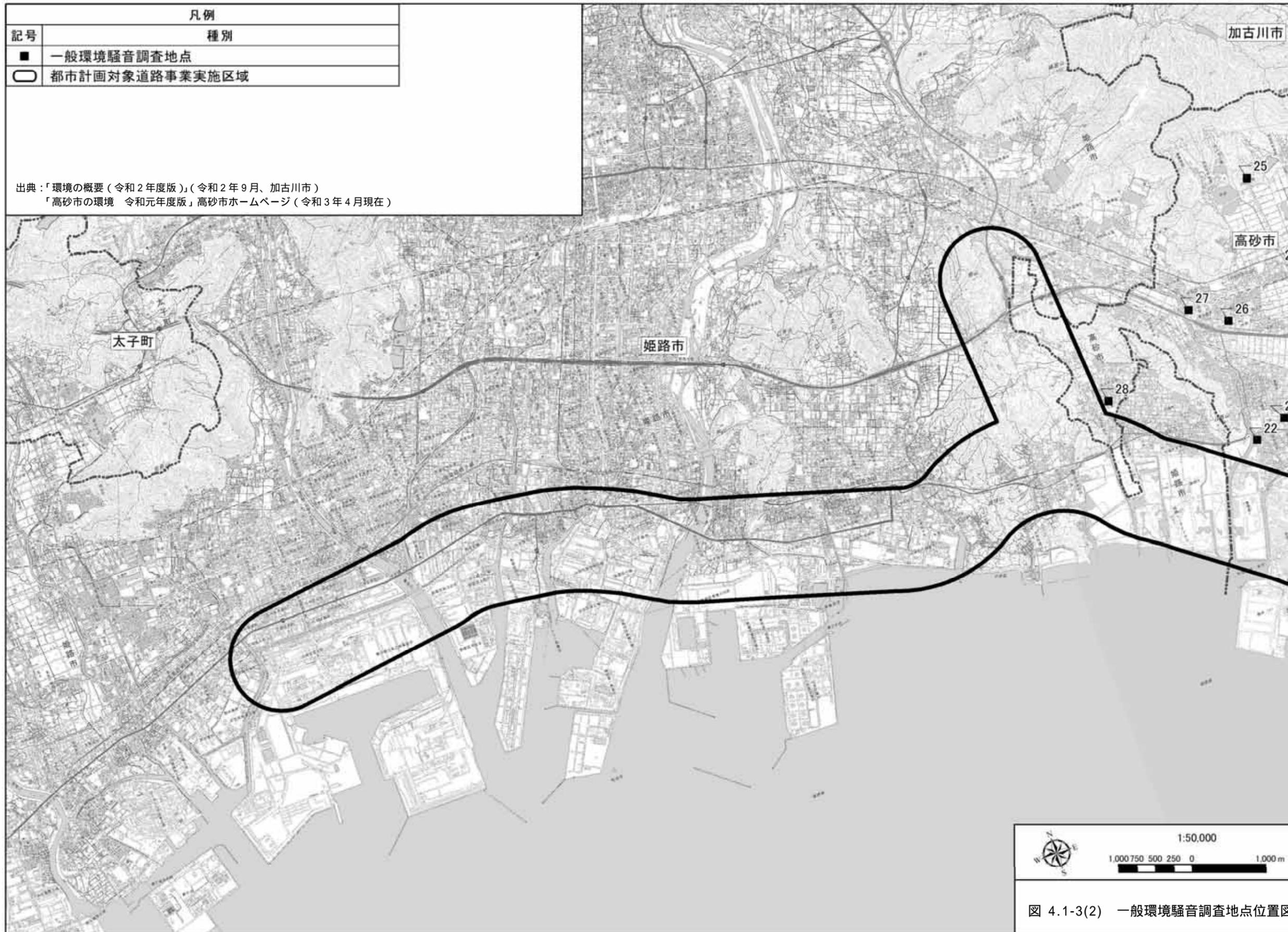


図 4.1-3(2) 一般環境騒音調査地点位置図

(2) 道路交通騒音

平成 30 年度の道路交通騒音の調査結果及び環境基準達成状況を表 4.1-14、調査地点位置を図 4.1-4 に示します。

調査区域の調査地点 38 地点のうち 35 地点で環境基準を達成しており、3 日以上測定した 7 地点全てで要請限度を下回っています。環境基準を超過した地点は、一般国道 2 号 (No.4) (夜間)、一般国道 2 号 (No.7) (昼間及び夜間)、一般国道 250 号 (No.36) (昼間) です。

都市計画対象道路事業実施区域では、一般国道 250 号 (No.11)、一般県道 381 号野谷平岡線 (No.12)、一般県道 553 号別府平岡線 (No.16) 及び主要地方道 62 号姫路港線 (No.33) で調査が行われており、全ての測定地点において環境基準を達成しています。

表 4.1-14(1) 道路交通騒音の調査結果 (平成 30 年度)

番号	地点	用途地域	環境基準類型	道路	等価騒音レベル dB (A)		環境基準達成状況		要請限度		測定機関
					昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
1	神戸市西区神出町紫合	7	B	主要地方道 65 号神戸加古川姫路線	70	64	○	○	—	—	神戸市
2	明石市大久保町ゆりのき通 3 丁目 1	2	A	一般国道 250 号	65	57	○	○	—	—	明石市
3	明石市大久保町大窪	1	A	一般県道 384 号平荘大久保線	65	59	○	○	—	—	明石市
4	明石市大久保町西脇	5	C	一般国道 2 号	68	68	○	×	—	—	明石市
5	明石市大久保町西島	3	B	一般県道 718 号明石高砂線	69	65	○	○	—	—	明石市
6	明石市魚住町西岡	3	B	一般国道 250 号	64	58	○	○	—	—	明石市
7	明石市魚住町清水 1922-1	3	B	一般国道 2 号	71	71	×	×	—	—	明石市
8	明石市二見町西二見	3	B	一般県道 718 号明石高砂線	70	65	○	○	—	—	明石市
9	明石市二見町西二見	3	B	一般県道 208 号二見港土山線	69	63	○	○	—	—	明石市
10	加古郡稲美町蛸草	7	B	一般県道 148 号大久保稲美加古川線	65	56	○	○	—	—	兵庫県
11	加古郡播磨町北古田	3	B	一般国道 250 号	69	63	○	○	—	—	兵庫県
12	加古川市平岡町高畑 530-1	5	C	一般県道 381 号野谷平岡線	63	56	○	○	—	—	加古川市
13	加古川市平岡町新在家 902-4	3	B	一般県道 383 号八幡別府線	66	60	○	○	—	—	加古川市

注 1) 表中の番号は図 4.1-4 に対応

注 2) 道路交通騒音における環境基準と基準値との関係は以下のとおりである。

道路に面する地域、A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域

昼間：60dB 以下、夜間：55dB 以下

B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域

昼間：65dB 以下、夜間：60dB 以下

なお、幹線交通を担う道路に近接する空間については、環境基準類型にかかわらず、基準値は昼間：70dB 以下、夜間 65dB 以下とする。

注 3) 要請限度の地域指定種別と限度値との関係は以下のとおりである。

a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域

昼間：65dB 以下、夜間：55dB 以下

a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域

昼間：70dB 以下、夜間：65dB 以下

b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域

昼間：75dB 以下、夜間：70dB 以下

なお、幹線交通を担う道路に近接する空間については、地域指定種別にかかわらず、限度値は昼間：75dB 以下、夜間：70dB 以下とする。

注 4) 用途地域

1：第 1 種・第 2 種低層住居専用地域 2：第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域

3：第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域 4：近隣商業地域、商業地域 5：準工業地域、工業地域

6：工業専用地域 7：市街化調整区域

注 5) 要請限度の適合状況は、3 日以上測定したものについて記載した。

出典：「環境白書—令和元年度版—」(令和 2 年 3 月、兵庫県)

表 4.1-14(2) 道路交通騒音の調査結果 (平成 30 年度)

番号	地点	用途地域	環境基準類型	道路	等価騒音レベル dB (A)		環境基準達成状況		要請限度		測定機関
					昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
14	加古川市神野町石守 224-6	7	B	一般県道 148 号大久保稲美加古川線	66	58	○	○	—	—	加古川市
15	加古川市神野町石守 1043	7	B	一般県道 383 号八幡別府線	65	56	○	○	—	—	加古川市
16	加古川市別府町西脇 100-2	5	C	一般県道 553 号別府平岡線	61	52	○	○	—	—	加古川市
17	加古川市野口町野口 532	3	B	一般県道 386 号野口尾上線	65	56	○	○	—	—	加古川市
18	加古川市別府町新野辺 3020	2	B	市道別府野口線	65	58	○	○	—	—	加古川市
19	加古川市尾上町長田 518	4	C	一般県道 209 号鶴林寺線	55	46	○	○	—	—	加古川市
20	加古川市尾上町今福 460-1	3	B	主要地方道 19 号加古川高砂線	63	56	○	○	—	—	加古川市
21	加古川市加古川町栗津 759	4	C	主要地方道 19 号加古川高砂線	63	57	○	○	—	—	加古川市
22	高砂市荒井町紙町 1	3	B	主要地方道 43 号高砂北条線	67	58	○	○	—	—	高砂市
23	高砂市伊保東 1	4	C	一般県道 718 号明石高砂線	67	59	○	○	—	—	高砂市
24	高砂市米田町米田	4	C	一般県道 391 号伊保宝殿停車場線	64	59	○	○	—	—	高砂市
25	姫路市別所町佐土	3	B	一般国道 2 号	65	61	○	○	○	○	姫路市
26	姫路市御国野町深志野 48 外	2	A	一般国道 312 号 (播但道)	55	49	○	○	—	—	姫路市
27	姫路市御国野町国分寺 534-13	3	B	一般国道 2 号、一般国道 312 号	67	64	○	○	○	○	姫路市
28	姫路市四郷町本郷	5	C	一般国道 312 号	68	65	○	○	○	○	姫路市
29	姫路市楠町 166	5	C	一般国道 312 号	66	61	○	○	○	○	姫路市
30	姫路市神屋町 6 丁目	5	C	一般県道 219 号姫路停車場線	60	54	○	○	○	○	姫路市
31	姫路市本町 68-68	2	A	一般県道 518 号砥堀本町線	63	59	○	○	—	—	姫路市
32	姫路市安田 4 丁目 1 番地	4	C	市道幹第 6 号 (駅南大路)	60	56	○	○	—	—	姫路市
33	姫路市飾磨区細江 2548	4	C	主要地方道 62 号姫路港線	62	56	○	○	○	○	姫路市
34	姫路市飾磨区今在家 7 丁目 128	2	A	市道幹第 34 号	65	58	○	○	—	—	姫路市
35	姫路市広畑区正門通 3 丁目 2-2	4	C	市道幹第 43 号 (正門通り)	58	51	○	○	—	—	姫路市
36	姫路市網干区大江島古川町 74	5	C	一般国道 250 号	71	65	×	○	○	○	姫路市
37	姫路市網干区田井 269-20	2	A	一般県道 421 号大江島太子線	62	56	○	○	—	—	姫路市
38	姫路市網干区坂上 430-2	2	A	主要地方道 27 号太子御津線	66	60	○	○	—	—	姫路市

注 1) 表中の番号は図 4.1-4 に対応

注 2) 道路交通騒音における環境基準と基準値との関係は以下のとおりである。

道路に面する地域、A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域

昼間：60dB 以下、夜間：55dB 以下

B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域

昼間：65dB 以下、夜間：60dB 以下

なお、幹線交通を担う道路に近接する空間については、環境基準類型にかかわらず、基準値は昼間：70dB 以下、夜間 65dB 以下とする。

注 3) 要請限度の地域指定種別と限度値との関係は以下のとおりである。

a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域

昼間：65dB 以下、夜間：55dB 以下

a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域

昼間：70dB 以下、夜間：65dB 以下

b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域

昼間：75dB 以下、夜間：70dB 以下

なお、幹線交通を担う道路に近接する空間については、地域指定種別にかかわらず、限度値は昼間：75dB 以下、夜間：70dB 以下とする。

注 4) 用途地域

1：第 1 種・第 2 種低層住居専用地域 2：第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域

3：第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域 4：近隣商業地域、商業地域 5：準工業地域、工業地域

6：工業専用地域 7：市街化調整区域

注 5) 要請限度の適合状況は、3 日以上測定したものについて記載した。

出典：「環境白書—令和元年度版—」(令和 2 年 3 月、兵庫県)

凡例	
記号	種別
■	道路交通騒音調査地点
○	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「環境白書 - 令和元年度版 - 」(令和2年3月、兵庫県)

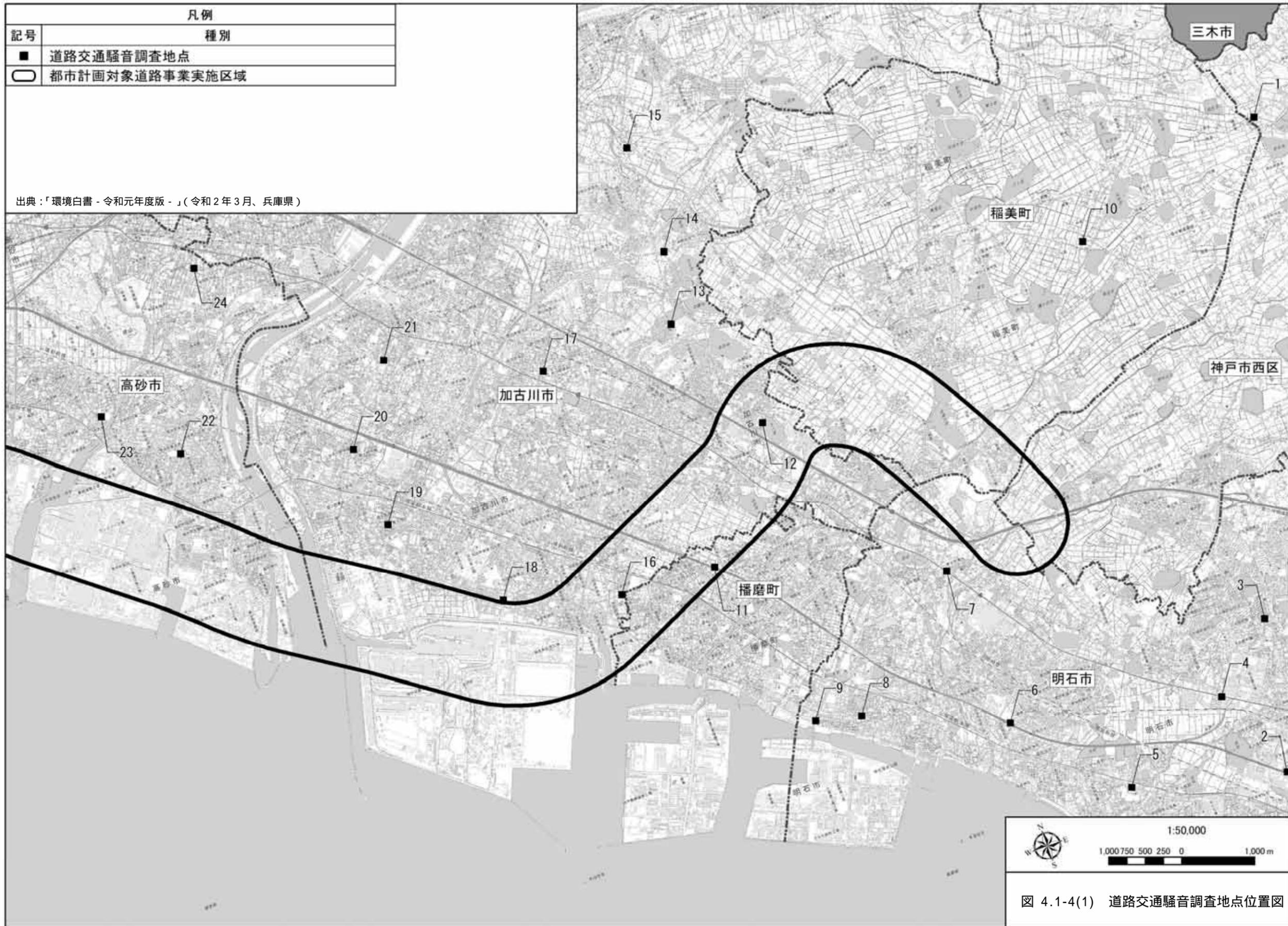


図 4.1-4(1) 道路交通騒音調査地点位置図

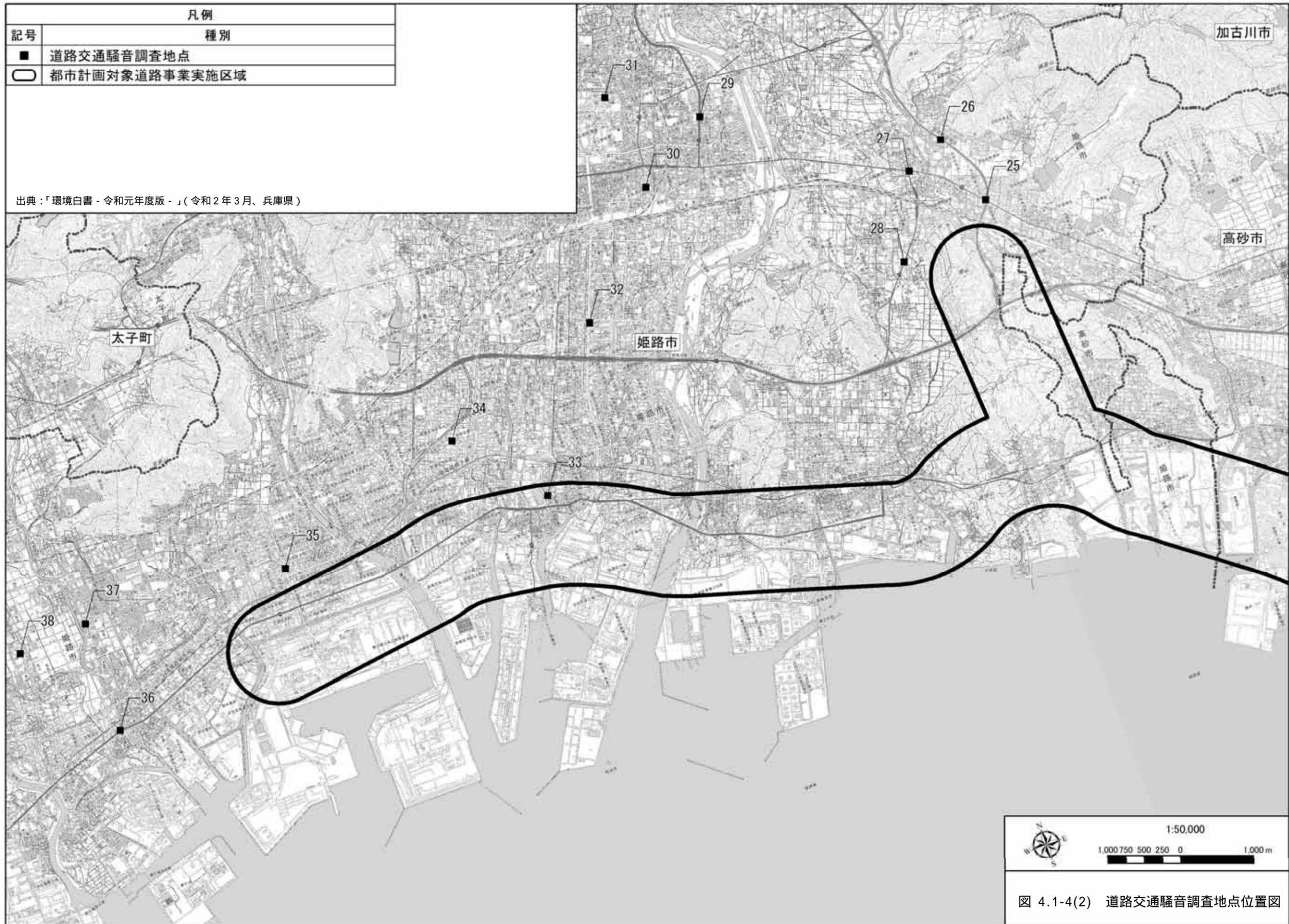


図 4.1-4(2) 道路交通騒音調査地点位置図

4) 振動

(1) 一般環境振動

調査区域では、一般環境振動について既存の調査は行われていません。

(2) 道路交通振動

調査区域では高砂市の5地点で振動調査が実施されており、全ての地点で要請限度を下回っています。道路交通振動調査結果を表4.1-15、調査地点位置を図4.1-5に示します。

都市計画対象道路事業実施区域では、道路交通振動の調査は行われていません。

表4.1-15 道路交通振動の調査結果（令和元年度）

番号	測定地点の住所	要請限度の区域	路線名	時間の区分	80%レンジの上端値(dB)	要請限度	要請限度達成状況
1	高砂市荒井町小松原5丁目	第1種	主要地方道43号 高砂北条線	昼間	38	65	○
				夜間	24	60	○
2	高砂市松陽	第2種	一般県道391号 伊保宝殿停車場線	昼間	33	70	○
				夜間	21	65	○
3	高砂市中筋5丁目	第2種	一般国道250号	昼間	45	70	○
				夜間	34	65	○
4	高砂市曾根町	第2種	一般国道250号	昼間	41	70	○
				夜間	32	65	○
5	高砂市春日野町	第2種	一般国道2号	昼間	48	70	○
				夜間	46	65	○

注1) 表中の番号は図4.1-5に対応

注2) 時間の区分は、昼間：8時～19時、夜間：19時～8時を示す。

注3) 要請限度の地域指定種別と限度値との関係は以下のとおりである。

第1種区域 昼間：65dB以下、夜間：60dB以下

第2種区域 昼間：70dB以下、夜間：65dB以下

注4) 要請限度の区域は、主に以下のとおりである。

第1種区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域

第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「高砂市の環境 令和元年度版」高砂市ホームページ（令和3年4月現在）

5) その他

調査区域では、低周波音について既存の調査は行われていません。

凡例	
記号	種別
■	道路交通振動調査地点
○	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「高砂市の環境 令和元年度版」高砂市ホームページ（令和3年4月現在）

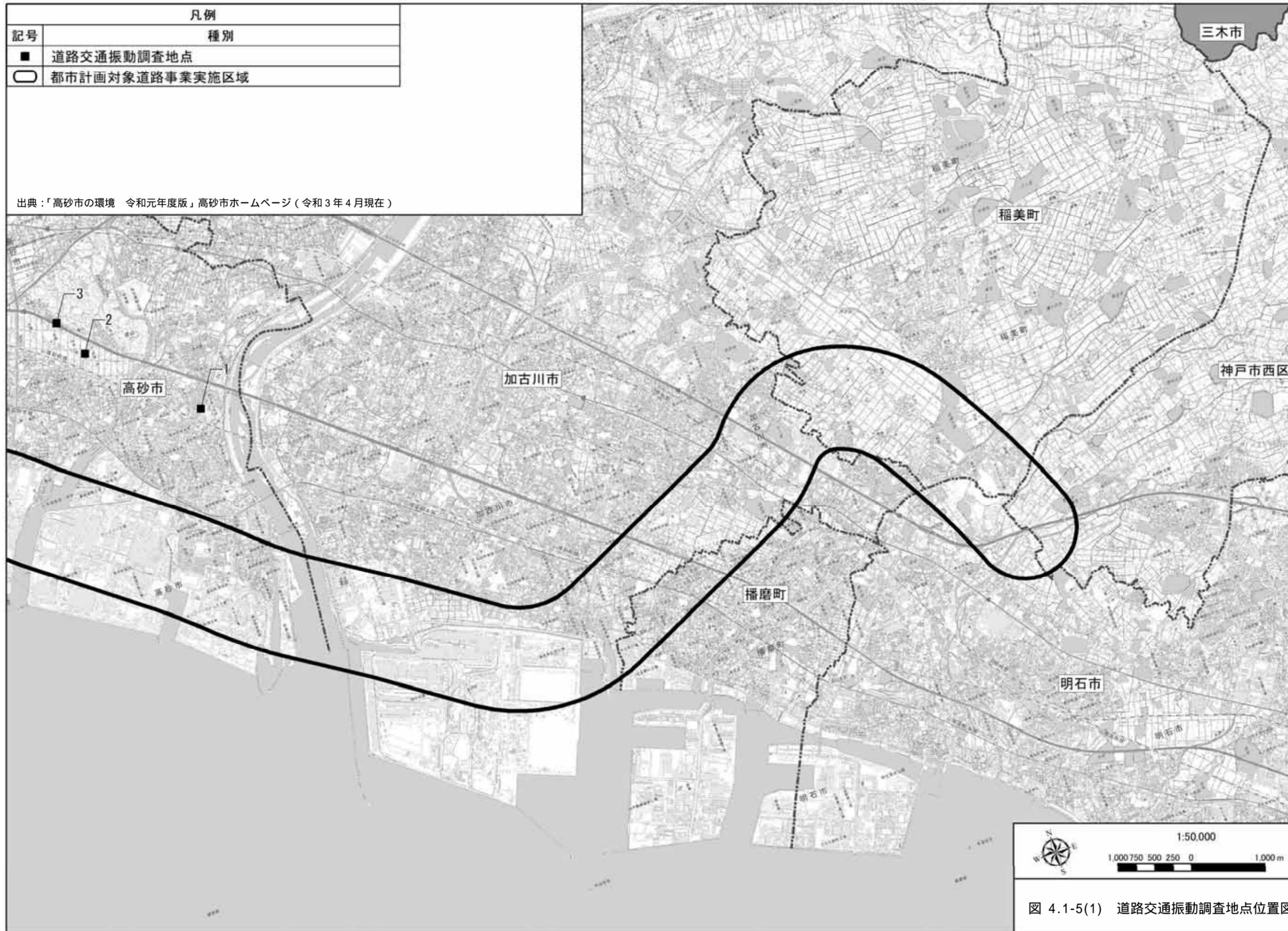


図 4.1-5(1) 道路交通振動調査地点位置図

凡例	
記号	種別
■	道路交通振動調査地点
○	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「高砂市の環境 令和元年度版」高砂市ホームページ（令和3年4月現在）

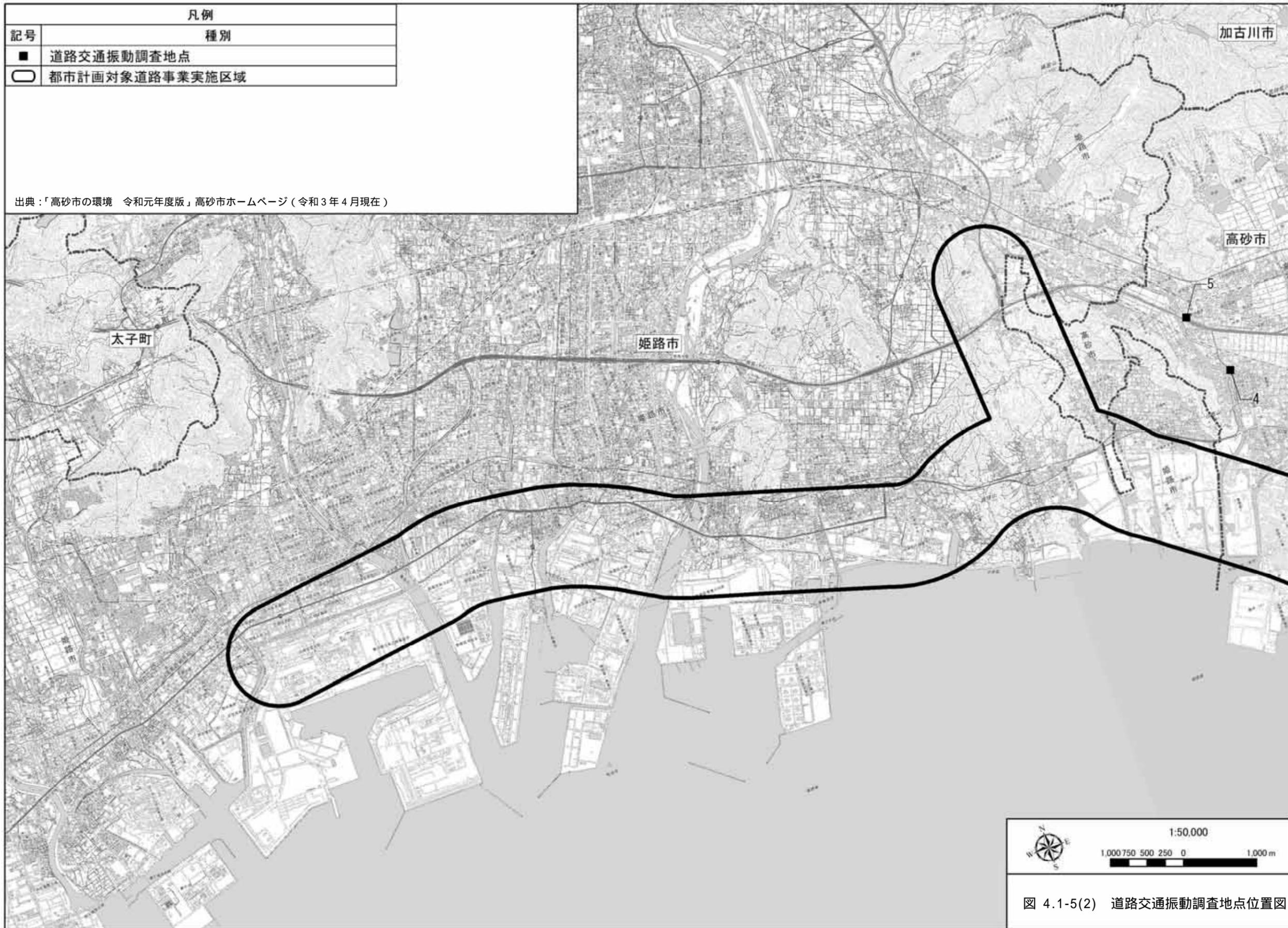


図 4.1-5(2) 道路交通振動調査地点位置図

4.1.2 水環境の状況

1) 水象

(1) 河川

調査区域における主な河川として、表 4.1-16 に示すとおり、一級河川の加古川、二級河川の法華山谷川、市川、夢前川等があります。また、稲調査区域東部の神戸市、明石市、稲美町、加古川市にかけての地域では多数のため池が見られます。主な河川及びため池の位置は、図 4.1-6 に示すとおりです。

都市計画対象道路事業実施区域には一級河川の加古川、二級河川の瀬戸川、喜瀬川、泊川、法華山谷川、天川、西浜川、八家川、市川、野田川、船場川、夢前川及び汐入川があります。

表 4.1-16 主な河川

区分	河川名	延長 (m)
一級河川	加古川*	778,119
	揖保川*	290,810
二級河川	赤根川	4,305
	瀬戸川*	5,710
	喜瀬川*	8,380
	泊川	1,485
	法華山谷川*	17,247
	天川*	21,953
	西浜川	1,941
	八家川*	4,480
	市川*	218,032
	野田川	6,298
	船場川*	15,520
	夢前川*	95,415
	汐入川	3,380
	大津茂川*	25,615

注) *は河川保全区域のある河川

出典：「兵庫県統計書 令和元年（2019）」（令和3年3月、兵庫県）

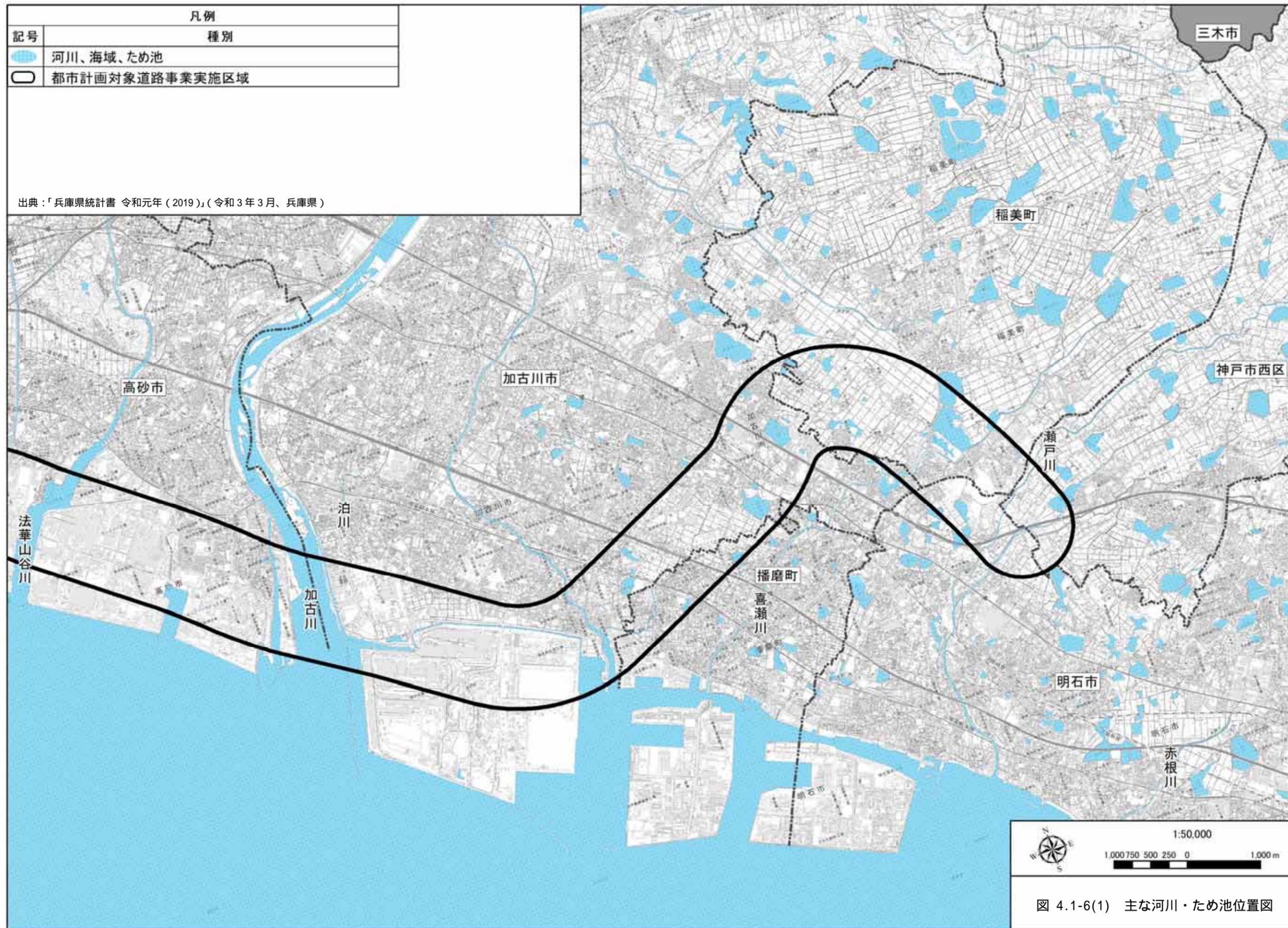


図 4.1-6(1) 主な河川・ため池位置図

凡例	
記号	種別
	河川、海域、ため池
	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「兵庫県統計書 令和元年（2019）」（令和3年3月、兵庫県）

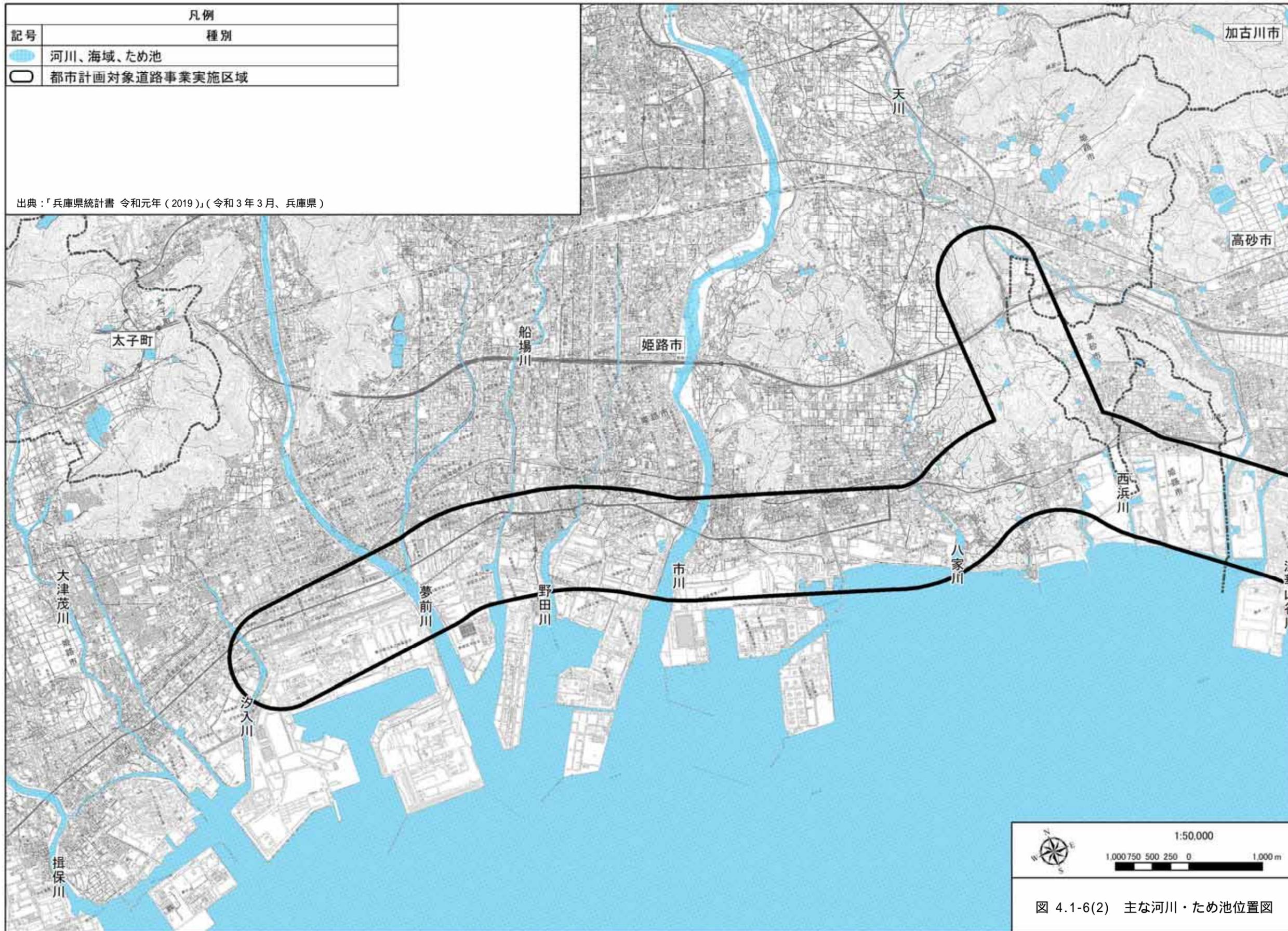


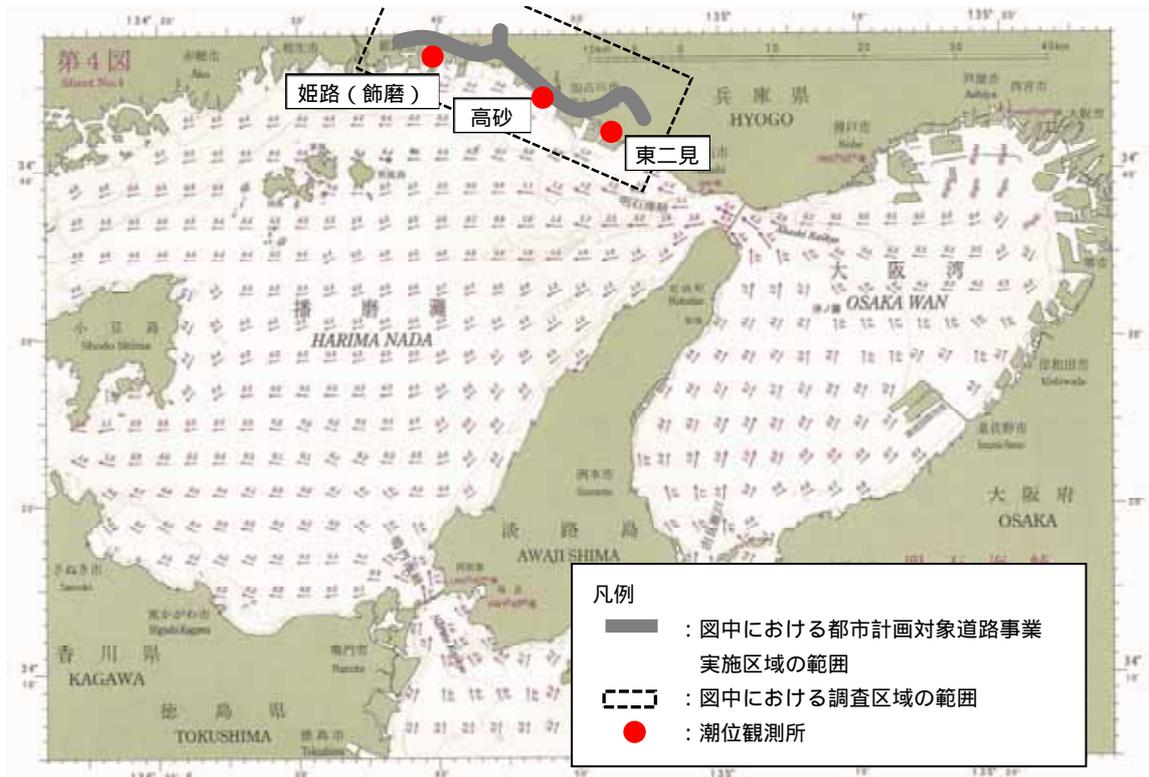
図 4.1-6(2) 主な河川・ため池位置図

(2) 海域

調査区域は、明石海峡より西側の明石市から赤穂市までまたがる播磨灘に面しており、沿岸東部には東播磨港、姫路港を中心とした、播磨臨海工業地帯が形成されています。

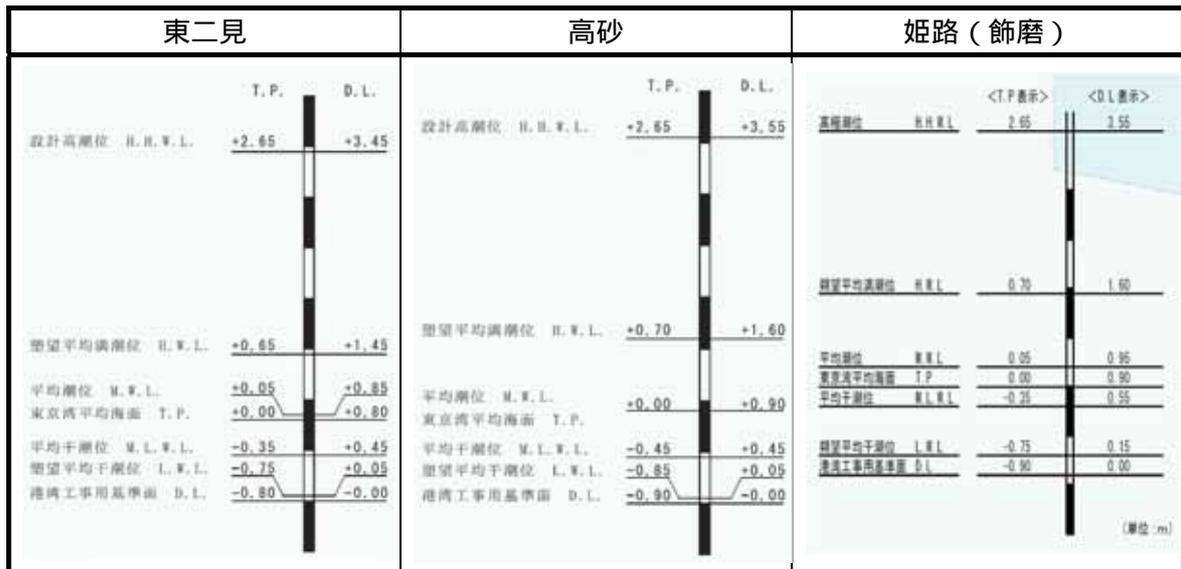
調査区域の海域の潮流図は、図 4.1-7 に示すとおりです。播磨灘を含む瀬戸内海は潮汐の差が比較的大きく、東部海域で1~3m、西部海域では3~4mに及びます。この潮汐差と幅の狭い海峡が多いため、潮の干満に応じて数ノットの潮流を生じ、渦潮が見られるほど潮流の速い海峡が各所に点在しますが、調査区域の海域の潮流図は、図 4.1-7 に示すとおりであり、調査区域に面する海域の潮流は概ね 1.0 ノット未満です。

都市計画対象道路事業実施区域の周辺海域の潮位観測所として、東二見、高砂、姫路（飾磨）があり、位置を図 4.1-7 に、それぞれの潮位図を図 4.1-8 に示します。



出典：「瀬戸内海の環境情報（瀬戸内海の潮流）」環境省ホームページ（令和3年4月現在）

図 4.1-7 海域の潮流図と潮位観測所の位置図



出典：「姫路港港湾計画図」（令和元年7月、兵庫県）
「東播磨港港湾計画図」（平成26年3月、兵庫県）

図 4.1-8 潮位観測所における潮位図

2) 水質

(1) 河川

生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

調査区域に存在する河川において、生活環境項目に係る平成 30 年度の水質調査結果を表 4.1-17、調査地点位置を図 4.1-9 に示します。河川における生活環境項目の平成 30 年度の測定結果は、調査区域では 33 地点で調査が行われており、有機汚濁の代表的指標である BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質量）、DO（溶存酸素量）については、環境基準が設定されている 15 地点で環境基準を達成していますが、pH 及び大腸菌群数は一部の地点で環境基準を超過しています。

都市計画対象道路事業実施区域では、No.4 西区岩岡町（印籠川）、No.7 山電下（水田川）、No.10 別府橋（別府川）で調査が行われており、全ての調査地点において環境基準を達成しています。

表 4.1-17(1) 河川の水質調査結果（生活環境項目 平成 30 年度）

番号	河川名	地点名	類型	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	
				最小～最大	平均	75%値	平均	平均	
1	赤根川	柳井橋	—	7.6-8.9	10.0	2.4	11	2.8×10 ⁴	
2	瀬戸川	相礼橋	—	7.6-9.7	11.0	2.9	8	5.4×10 ⁴	
3	瀬戸川 鱒川	西区岩岡町	—	7.3-7.7	8.9	1.6	7	2.9×10 ⁴	
4	瀬戸川 印籠川	西区岩岡町	—	7.1-7.4	8.9	1.8	3	1.5×10 ⁴	
5	喜瀬川	野添橋	D	7.1-7.9	9.5	2.5	10	5.0×10 ⁴	
6	喜瀬川	古宮橋	D	7.0-7.5	7.6	1.7	4	5.2×10 ⁴	
7	水田川	山電下	—	8.5-10.5	>13.0	3.6	7	8.4×10 ³	
8	喜瀬川	城橋上	D	7.4-9.0	8.6	3.0	12	3.8×10 ³	
9	加古川 曇川	高田橋	—	7.5-8.4	7.5	3.1	13	2.9×10 ⁴	
10	加古川 別府川	別府橋	C	7.6-8.0	6.6	1.8	10	2.2×10 ⁴	
11	加古川 別府川	十五社橋	C	7.3-8.1	7.2	2.7	14	3.5×10 ⁴	
12	加古川 加古川下流	加古川橋（池尻）	B	7.5-8.7	10.0	1.2	5	7.6×10 ³	
環境基準				AA	6.5 以上 8.5 以下	7.5mg/L 以上	1mg/L 以下	25mg/L 以下	50MPN/ 100mL 以下
				A	6.5 以上 8.5 以下	7.5mg/L 以上	2mg/L 以下	25mg/L 以下	1,000MPN/ 100mL 以下
				B	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以上	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5,000MPN/ 100mL 以下
				C	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以上	5mg/L 以下	50mg/L 以下	—
				D	6.0 以上 8.5 以下	2mg/L 以上	8mg/L 以下	100mg/L 以下	—

注 1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注 2) 「>」は測定値が大きすぎて特定できない値であることを示す。

注 3) 網掛けは環境基準を超過している値を示す。

出典：「環境白書—令和元年度版—」（令和 2 年 3 月、兵庫県）

表 4.1-17(2) 河川の水質調査結果 (生活環境項目 平成 30 年度)

番号	河川名	地点名	類型	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
				最小～最大	平均	75%値	平均	平均
13	養田川	養田 1 号橋	—	7.3-7.9	7.6	1.8	10	3.0×10 ⁴
14	加古川 加古川下流	相生橋	B	7.6-8.2	9.3	1.4	4	1.5×10 ³
15	法華山谷川	千鳥大橋	—	7.9-9.8	10.0	4.3	12	2.1×10 ⁴
16	天川	日笠歩道橋	—	7.3-7.8	8.0	2.0	3	5.7×10 ⁴
17	天川	向山橋	—	7.5-9.3	12.0	1.4	2	—
18	天川	豊国橋	—	7.2-9.2	11.0	1.2	3	—
19	八家川	国道 2 号線 BP 下	—	7.4-8.8	10.0	1.3	3	—
20	市川 市川下流	小川橋	B	7.0-9.0	11.0	1.2	2	5.6×10 ³
21	市川 市川下流	阿保橋	B	7.2-8.5	10.0	1.2	2	2.5×10 ³
22	市川 市川下流	工業用水取水点	B	7.4-9.0	10.0	1.2	2	2.0×10 ³
23	野田川	恵美酒橋	—	6.6-7.7	7.4	0.7	3	—
24	船場川 船場川下流	手柄橋	C	7.2-9.1	11.0	1.2	5	1.1×10 ⁴
25	船場川 船場川下流	加茂橋	C	7.4-8.7	11.0	3.4	9	4.7×10 ³
26	夢前川 水尾川	今中橋	—	6.9-9.2	8.9	2.3	12	—
27	夢前川 夢前川上流	蒲田橋	A	7.0-8.7	9.9	0.9	3	5.6×10 ³
28	夢前川 夢前川下流	京見橋	B	7.1-8.9	10.0	0.9	4	9.2×10 ³
29	汐入川	汐入橋	—	6.5-7.7	8.5	1.9	9	—
30	大津茂川	大平橋	—	6.8-7.7	7.7	1.6	4	—
31	大津茂川	朝日谷橋	—	7.2-8.3	10.0	1.7	5	—
32	大津茂川 宮内川	宮内橋	—	6.6-7.3	7.9	2.5	8	—
33	揖保川 揖保川下流	本町橋	B	7.4-7.8	9.3	0.8	3	3.6×10 ³
環境基準			AA	6.5 以上 8.5 以下	7.5mg/L 以上	1mg/L 以下	25mg/L 以下	50MPN/ 100mL 以下
			A	6.5 以上 8.5 以下	7.5mg/L 以上	2mg/L 以下	25mg/L 以下	1,000MPN/ 100mL 以下
			B	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以上	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5,000MPN/ 100mL 以下
			C	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以上	5mg/L 以下	50mg/L 以下	—
			D	6.0 以上 8.5 以下	2mg/L 以上	8mg/L 以下	100mg/L 以下	—

注 1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注 2) 「>」は測定値が大きすぎて特定できない値であることを示す。

注 3) 網掛けは環境基準を超過している値を示す。

出典：「環境白書—令和元年度版—」(令和 2 年 3 月、兵庫県)

人の健康の保護に関する項目（健康項目）

調査区域に存在する河川において、健康項目に係る令和元年度の水質調査結果を表 4.1-18 に示します。いずれの項目も全ての調査地点で環境基準を達成しています。

都市計画対象道路事業実施区域では、No.4 西区岩岡町（印籠川）、No.7 山電下（水田川）、No.10 別府橋（別府川）で調査が行われており、全ての調査地点で環境基準を達成しています。

表 4.1-18(1) 河川の水質調査結果（健康項目 令和元年度）

[単位：mg/L]

項目	河川名 地点名				環境基準
	1 赤根川 柳井橋	2 瀬戸川 相礼橋	3 鰯川 西区 岩岡町	4 印籠川 西区 岩岡町	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.005	<0.005	0.05mg/L 以下
砒素	0.001	0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	<0.0005	<0.0005			検出されないこと
PCB	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.002	<0.002	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
セレン	0.001	0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0.76	1.3	3.0	2.7	10mg/L 以下
ふっ素	0.16	0.17	0.15	0.10	0.8mg/L 以下
ほう素	0.09	<0.05	0.02	0.03	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L 以下

注1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注2) 「<」は年間を通して全検体で報告下限値未満であることを示す。

注3) 空欄の項目は、測定されていない項目であることを示す。

出典：「水環境総合情報サイト 公共用水域水質測定データ」環境省ホームページ（令和3年4月現在）

表 4.1-18(2) 河川の水質調査結果 (健康項目 令和元年度)

[単位 : mg/L]

番号	5	7	8	9	環境基準
河川名 地点名 項目	喜瀬川 野添橋	水田川 山電下	喜瀬川 城橋上	曇川 高田橋	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
六価クロム	<0.01	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L 以下
砒素	0.0011	0.003	0.002	0.002	0.01mg/L 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	<0.0005				検出されないこと
PCB	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.00065	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
セレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0.63	1.5	0.85	0.87	10mg/L 以下
ふっ素	0.16	0.29	0.14	0.22	0.8mg/L 以下
ほう素	0.05	<0.1	<0.1	<0.1	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L 以下

注1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注2) 「<」は年間を通して全検体で報告下限値未満であることを示す。

注3) 空欄の項目は、測定されていない項目であることを示す。

出典 : 「水環境総合情報サイト 公共用水域水質測定データ」環境省ホームページ (令和3年4月現在)

表 4.1-18(3) 河川の水質調査結果（健康項目 令和元年度）

[単位：mg/L]

番号	10	11	12	13	環境基準
項目	河川名 地点名 別府川 別府橋	別府川 十五社橋	加古川 下流 加古川橋 (池尻)	養田川 養田 1号橋	
カドミウム		<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
全シアン		<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛		0.001	<0.001	0.001	0.01mg/L 以下
六価クロム		<0.005	<0.01	<0.005	0.05mg/L 以下
砒素		0.0015	0.0012	0.001	0.01mg/L 以下
総水銀		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀		<0.0005			検出されないこと
PCB		<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン		<0.01	<0.01	<0.01	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン		<0.0005	<0.0005	<0.0005	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン		<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン		0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
チウラム		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
シマジン		<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ		<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
セレン		<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0.48	0.72	0.39	1.0	10mg/L 以下
ふっ素		0.12	0.11	0.10	0.8mg/L 以下
ほう素		0.1	<0.05	<0.1	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン		<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L 以下

注1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注2) 「<」は年間を通して全検体で報告下限値未満であることを示す。

注3) 空欄の項目は、測定されていない項目であることを示す。

出典：「水環境総合情報サイト 公共用水域水質測定データ」環境省ホームページ（令和3年4月現在）

表 4.1-18(4) 河川の水質調査結果（健康項目 令和元年度）

[単位：mg/L]

番号	14	15	16	17	環境基準
河川名 地点名 項目	加古川 下流 相生橋	法華山 谷川 千鳥大橋	天川 日笠歩道橋	天川 向山橋	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
全シアン		<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01mg/L 以下
六価クロム		<0.01	<0.01	<0.01	0.05mg/L 以下
砒素	0.0015	<0.001	0.001	0.004	0.01mg/L 以下
総水銀		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀		<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
PCB		<0.0005	<0.0005		検出されないこと
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン		<0.01	<0.01	<0.01	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン		<0.0005	<0.0005	<0.0005	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン		<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
チウラム				<0.0006	0.006mg/L 以下
シマジン				<0.0003	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ				<0.002	0.02mg/L 以下
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
セレン		<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0.13	<0.055	<0.055	0.23	10mg/L 以下
ふっ素				0.10	0.8mg/L 以下
ほう素				<0.05	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン		<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L 以下

注1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注2) 「<」は年間を通して全検体で報告下限値未満であることを示す。

注3) 空欄の項目は、測定されていない項目であることを示す。

出典：「水環境総合情報サイト 公共用水域水質測定データ」環境省ホームページ（令和3年4月現在）

表 4.1-18(5) 河川の水質調査結果（健康項目 令和元年度）

[単位：mg/L]

番号	18	19	20	21	環境基準
河川名 地点名	天川 豊国橋	八家川 国道2号線 BP下	市川下流 小川橋	市川下流 阿保橋	
項目					
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01mg/L 以下
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05mg/L 以下
砒素	0.006	0.001	0.001	0.001	0.01mg/L 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
PCB					検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
セレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0.21	0.67	0.67	0.91	10mg/L 以下
ふっ素	0.10	0.09	<0.08	0.08	0.8mg/L 以下
ほう素	<0.05	0.06	0.05	0.05	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L 以下

注1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注2) 「<」は年間を通して全検体で報告下限値未満であることを示す。

注3) 空欄の項目は、測定されていない項目であることを示す。

出典：「水環境総合情報サイト 公共用水域水質測定データ」環境省ホームページ（令和3年4月現在）

表 4.1-18(6) 河川の水質調査結果 (健康項目 令和元年度)

[単位 : mg/L]

番号	22	23	24	25	環境基準
河川名 地点名 項目	市川下流 工業用水 取水点	野田川 恵美酒橋	船場川 下流 手柄橋	船場川 下流 加茂橋	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	0.002	0.001	<0.001	0.001	0.01mg/L 以下
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05mg/L 以下
砒素	0.002	0.001	0.001	0.002	0.01mg/L 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
PCB					検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
セレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0.83	0.66	0.58	0.39	10mg/L 以下
ふっ素	<0.08		<0.08	<0.08	0.8mg/L 以下
ほう素	0.05		<0.05	<0.05	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L 以下

注1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注2) 「<」は年間を通して全検体で報告下限値未満であることを示す。

注3) 空欄の項目は、測定されていない項目であることを示す。

出典 : 「水環境総合情報サイト 公共用水域水質測定データ」環境省ホームページ (令和3年4月現在)

表 4.1-18(7) 河川の水質調査結果（健康項目 令和元年度）

[単位：mg/L]

番号	26	27	28	29	環境基準
河川名 地点名 項目	水尾川 今中橋	夢前川 上流 蒲田橋	夢前川 下流 京見橋	汐入川 汐入橋	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	0.002	<0.001	<0.001	0.001	0.01mg/L 以下
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05mg/L 以下
砒素	0.002	0.001	0.001	0.002	0.01mg/L 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
PCB					検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
セレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0.25	0.49	0.70	0.31	10mg/L 以下
ふっ素		<0.08	<0.08	0.12	0.8mg/L 以下
ほう素		<0.05	<0.05	0.10	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L 以下

注1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注2) 「<」は年間を通して全検体で報告下限値未満であることを示す。

注3) 空欄の項目は、測定されていない項目であることを示す。

出典：「水環境総合情報サイト 公共用水域水質測定データ」環境省ホームページ（令和3年4月現在）

表 4.1-18(8) 河川の水質調査結果 (健康項目 令和元年度)

[単位 : mg/L]

番号	30	31	32	33	環境基準
河川名 地点名 項目	大津茂川 大平橋	大津茂川 朝日谷橋	宮内川 宮内橋	揖保川 下流 本町橋	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003		0.003mg/L 以下
全シアン	<0.1	<0.1	<0.1		検出されないこと
鉛	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01		0.05mg/L 以下
砒素	0.001	0.001	0.001	0.0015	0.01mg/L 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005		0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005		検出されないこと
PCB					検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002		0.02mg/L 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002		0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004		0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01		0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004		0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005		1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006		0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001		0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005		0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002		0.002mg/L 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006		0.006mg/L 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003		0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002		0.02mg/L 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001		0.01mg/L 以下
セレン	<0.001	<0.001	<0.001		0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0.31	0.68	0.69	0.36	10mg/L 以下
ふっ素		<0.08			0.8mg/L 以下
ほう素		<0.05			1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005		0.05mg/L 以下

注1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注2) 「<」は年間を通して全検体で報告下限値未満であることを示す。

注3) 空欄の項目は、測定されていない項目であることを示す。

出典 : 「水環境総合情報サイト 公共用水域水質測定データ」環境省ホームページ (令和3年4月現在)

ダイオキシン類

調査区域に存在する河川において、ダイオキシン類の平成 30 年度の調査結果を表 4.1-19 に示します。全ての調査地点で環境基準を達成しています。

都市計画対象道路事業実施区域では、河川におけるダイオキシン類の調査は行われていません。

表 4.1-19 河川におけるダイオキシン類の調査結果及び環境基準達成状況（平成 30 年度）

[単位：pg-TEQ/L]

番号	河川名	地点名	水質	環境基準	環境基準の達成状況 (達成○・非達成×)
1	赤根川	柳井橋	0.1	1 以下	○
2	瀬戸川	相礼橋	0.11		○
8	喜瀬川	城橋上	0.20		○
22	市川 市川下流	工業用水取水点	0.04		○
25	船場川 船場川下流	加茂橋	0.14		○
27	夢前川 夢前川上流	蒲田橋	0.047		○
28	夢前川 夢前川下流	京見橋	0.053		○

注) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

出典：「環境白書—令和元年度版—」（令和 2 年 3 月、兵庫県）

(2) 海域

生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

調査区域に存在する海域における平成 30 年度の水質調査結果を表 4.1-20（生活環境項目）及び表 4.1-21（生活環境項目（全窒素・全りん））、調査地点位置を図 4.1-9 に示します。

生活環境項目は、調査区域では 18 地点で調査が行われており、有機汚濁の代表的指標である COD（化学的酸素要求量）については、調査区域の調査地点 18 地点のうち 1 地点で環境基準を超過しています。

全窒素・全りんは、調査区域の調査地点 10 地点のうち 2 地点で全りんが環境基準を超過しています。

都市計画対象道路事業実施区域では、海域の水質調査は行われていません。

表 4.1-20(1) 海域の水質調査結果（生活環境項目 平成 30 年度）

番号	水系名 水域名	地点名	類型	達成 期間	採取水深	pH	DO (mg/L)	COD (mg/L)	油分等	大腸菌群数 (MPN/100mL)
						最小～最大	平均	75%値	最小～最大	平均
1	播磨灘 播磨海域 (11)	二見港沖	B	口	表層					
					底層:低 1.0m		8.0			
					混合:表中層 等量	7.9-8.1	8.2	2.1		
					全層	7.9-8.1	8.1	2.1		
2	播磨灘 播磨海域 (2)	別府港内	C	イ	表層					
					底層:低 1.0m		7.7			
					混合:表中層 等量	7.9-8.2	8.4	2.7		
					全層	7.9-8.2	8.1	2.7		
3	播磨灘 播磨海域 (11)	加古川市 沖 1	B	口	表層					
					底層:低 0.5m					
					混合:表中層 等量	7.8-8.3	8.4	3.0	ND-ND	<2.0×10 ⁰
					全層	7.8-8.3	8.4	3.0	ND-ND	<2.0×10 ⁰
4	播磨灘 播磨海域 (3)	高砂本港 内	C	口	表層					
					底層:低 1.0m		7.6			
					混合:表中層 等量	8.0-8.1	8.3	3.1		
					全層	8.0-8.1	8.0	3.1		
5	播磨灘 播磨海域 (4)	高砂西港 港口先	C	口	表層					
					底層:低 1.0m		7.9			
					混合:表中層 等量	8.0-8.2	8.4	2.7		
					全層	8.0-8.2	8.2	2.7		
環境基準					A	7.8 以上 8.3 以下	7.5 mg/L 以上	2 mg/L 以下	検出され ないこと。	1,000MPN /100mL 以下
					B	7.8 以上 8.3 以下	5 mg/L 以上	3 mg/L 以下	検出され ないこと。	—
					C	7.0 以上 8.3 以下	2 mg/L 以上	8 mg/L 以下	—	—

注 1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注 2) 環境基準の達成期間の区分は原則として以下の通りとする。

達成期間の分類

イ：直ちに達成 ロ：5 年以内で可及的速やかに達成

注 3) 75%値は、年間の日間平均値の全データを値の小さいものから順に並べ、0.75×n 番目（n はデータ数）の値

注 4) 網掛けは環境基準を超過している値を示す。

出典：「環境白書－令和元年度版－」（令和 2 年 3 月、兵庫県）

表 4.1-20(2) 海域の水質調査結果 (生活環境項目 平成 30 年度)

番号	水系名 水域名	地点名	類型	達成 期間	採取水深	pH	DO (mg/L)	COD (mg/L)	油分等	大腸菌群数 (MPN/100mL)
						最小～最大	平均	75%値	最小～最大	平均
6	播磨灘 播磨海域 (5)	大塩港内	C	イ	表層					
					底層:低 1.0m		8.0			
					混合:表中層 等量	8.0-8.2	8.4	3.1		
					全層	8.0-8.2	8.2	3.1		
7	播磨灘 播磨海域 (11)	高砂西港 沖	B	ロ	表層					
					底層:低 1.0m		8.1			
					混合:表中層 等量	8.0-8.3	8.7	2.9		
					全層	8.0-8.3	8.4	2.9		
8	播磨灘 播磨海域 (11)	的形沖	B	ロ	表層					
					底層:低 0.5m		7.4			
					混合:表中層 等量	7.9-8.2	8.9	2.8	ND-ND	
					全層	7.9-8.2	8.1	2.8	ND-ND	
9	播磨灘 播磨海域 (11)	八家沖	B	ロ	表層					
					底層:低 0.5m		7.3			
					混合:表中層 等量	7.9-8.2	8.9	2.5	ND-ND	
					全層	7.9-8.2	8.1	2.5	ND-ND	
10	播磨灘 播磨海域 (11)	白浜沖	B	ロ	表層					
					底層:低 1.0m		7.8			
					混合:表中層 等量	8.0-8.4	8.6	3.0		
					全層	8.0-8.4	8.3	3.0		
11	播磨灘 播磨海域 (6)	東 部 工 業 港内	C	イ	表層					
					底層:低 1.0m		7.4			
					混合:表中層 等量	8.0-8.2	8.5	2.6		
					全層	8.0-8.2	8.0	2.6		
12	播磨灘 播磨海域 (11)	妻鹿沖	B	ロ	表層					
					底層:低 0.5m		7.4			
					混合:表中層 等量	7.9-8.2	8.6	2.6	ND-ND	
					全層	7.9-8.2	8.0	2.6	ND-ND	
環境基準			A		7.8 以上 8.3 以下	7.5 mg/L 以上	2 mg/L 以下	検出され ないこと。	1,000MPN /100mL 以下	
			B		7.8 以上 8.3 以下	5 mg/L 以上	3 mg/L 以下	検出され ないこと。	—	
			C		7.0 以上 8.3 以下	2 mg/L 以上	8 mg/L 以下	—	—	

注 1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注 2) 環境基準の達成期間の区分は原則として以下の通りとする。

達成期間の分類

イ：直ちに達成 ロ：5 年以内で可及的速やかに達成

注 3) 75%値は、年間の日間平均値の全データを値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目 (n はデータ数)の値

注 4) 網掛けは環境基準を超過している値を示す。

出典：「環境白書—令和元年度版—」(令和 2 年 3 月、兵庫県)

表 4.1-20(3) 海域の水質調査結果（生活環境項目 平成 30 年度）

番号	水系名 水域名	地点名	類型	達成 期間	採取水深	pH	DO (mg/L)	COD (mg/L)	油分等	大腸菌群数 (MPN/100mL)
						最小～最大	平均	75%値	最小～最大	平均
13	播磨灘 播磨海域 (7)	飾磨港内 2	C	イ	表層					
					底層:低 0.5m		7.2			
					混合:表中層 等量	7.9-8.1	9.5	3.8		
					全層	7.9-8.1	8.4	3.8		
14	播磨灘 播磨海域 (7)	飾磨港内 1	C	イ	表層					
					底層:低 1.0m		7.4			
					混合:表中層 等量	8.0-8.4	8.8	4.2		
					全層	8.0-8.4	8.1	4.2		
15	播磨灘 播磨海域 (11)	飾磨港沖	B	ロ	表層					
					底層:低 1.0m		7.7			
					混合:表中層 等量	8.0-8.3	8.6	3.3		
					全層	8.0-8.3	8.2	3.3		
16	播磨灘 播磨海域 (8)	広畑港内	C	イ	表層					
					底層:低 1.0m		7.0			
					混合:表中層 等量	8.0-8.3	8.8	4.0		
					全層	8.0-8.3	7.9	4.0		
17	播磨灘 播磨海域 (11)	広畑沖	B	ロ	表層					
					底層:低 0.5m		7.6			
					混合:表中層 等量	7.9-8.2	9.1	2.8	ND-ND	
					全層	7.9-8.2	8.4	2.8	ND-ND	
18	播磨灘 播磨海域 (9)	網干港内	C	イ	表層					
					底層:低 1.0m		7.8			
					混合:表中層 等量	7.9-8.3	8.6	4.2		
					全層	7.9-8.3	8.3	4.2		
環境基準				A	7.8 以上 8.3 以下	7.5 mg/L 以上	2 mg/L 以下	検出され ない こと。	1,000MPN /100mL 以下	
				B	7.8 以上 8.3 以下	5 mg/L 以上	3 mg/L 以下	検出され ない こと。	—	
				C	7.0 以上 8.3 以下	2 mg/L 以上	8 mg/L 以下	—	—	

注 1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注 2) 環境基準の達成期間の区分は原則として以下の通りとする。

達成期間の分類

イ：直ちに達成 ロ：5 年以内で可及的速やかに達成

注 3) 75%値は、年間の日間平均値の全データを値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n はデータ数）の値

注 4) 網掛けは環境基準を超過している値を示す。

出典：「環境白書—令和元年度版—」（令和 2 年 3 月、兵庫県）

表 4.1-21 海域の水質調査結果（生活環境項目（全窒素、全りん） 平成 30 年度）

番号	水系名 水域名	地点名	類型	達成 期間	採取水深	全窒素 (mg/L)	全りん (mg/L)	
						平均	平均	
1	播磨灘 播磨海域 (11)	二見港沖	Ⅲ	イ	表層	0.24	0.028	
3	播磨灘 播磨海域 (11)	加古川市沖 1	Ⅲ	イ	混合：表中層等量	0.30	0.041	
7	播磨灘 播磨海域 (11)	高砂西港沖	Ⅲ	イ	表層	0.21	0.027	
8	播磨灘 播磨海域 (11)	的形沖	Ⅱ	イ	混合：表中層等量	0.20	0.034	
9	播磨灘 播磨海域 (11)	八家沖	Ⅱ	イ	混合：表中層等量	0.23	0.035	
10	播磨灘 播磨海域 (11)	白浜沖	Ⅱ	イ	表層	0.21	0.025	
12	播磨灘 播磨海域 (11)	妻鹿沖	Ⅲ	イ	混合：表中層等量	0.22	0.035	
13	播磨灘 播磨海域 (7)	飾磨港内 2	Ⅲ	イ	混合：表中層等量	0.48	0.045	
15	播磨灘 播磨海域 (11)	飾磨港沖	Ⅲ	イ	表層	0.38	0.033	
17	播磨灘 播磨海域 (11)	広畑沖	Ⅲ	イ	混合：表中層等量	0.24	0.040	
環境基準						I	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
						II	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
						III	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
						IV	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

注 1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注 2) 環境基準の達成期間の区分は原則として以下の通りとする。

達成期間の分類

イ：直ちに達成 ロ：5 年以内で可及的速やかに達成

注 3) 網掛けは環境基準を超過している値を示す。

出典：「環境白書－令和元年度版－」（令和 2 年 3 月、兵庫県）

人の健康の保護に関する項目（健康項目）

調査区域に存在する海域において、健康項目に係る令和元年度の水質調査結果を表 4.1-22 に示します。いずれの項目も全ての調査地点で環境基準を達成しています。

都市計画対象道路事業実施区域では、海域の水質調査は行われていません。

表 4.1-22(1) 海域の水質調査結果（健康項目 令和元年度）

[単位：mg/L]

番号	1	2	3	4	5	環境基準
水域名 地点名 項目	播磨海域 (11) 二見港沖	播磨海域 (2) 別府港内	播磨海域 (11) 加古川市沖 1	播磨海域 (3) 高砂本港内	播磨海域 (4) 高砂西港 港口先	
カドミウム		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
全シアン		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛		<0.001	<0.001	0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
六価クロム		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05mg/L 以下
砒素		0.001	0.001	0.001	0.001	0.01mg/L 以下
総水銀		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
PCB		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン		<0.001	<0.002	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
チウラム			<0.0006			0.006mg/L 以下
シマジン			<0.0003			0.003mg/L 以下
チオベンカルブ			<0.002			0.02mg/L 以下
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
セレン		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	<0.055		<0.10			10mg/L 以下
1,4-ジオキサン		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L 以下

注 1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注 2) 「<」は年間を通して全検体で報告下限値未満であることを示す。

注 3) 空欄の項目は、測定されていない項目であることを示す。

出典：「水環境総合情報サイト 公共用水域水質測定データ」環境省ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.1-22(2) 海域の水質調査結果 (健康項目 令和元年度)

[単位 : mg/L]

番号	7	8	9	10	環境基準
水域名 地点名 項目	播磨海域 (11) 高砂西港沖	播磨海域 (11) 的形沖	播磨海域 (11) 八家沖	播磨海域 (11) 白浜沖	
カドミウム		<0.0003	<0.0003		0.003mg/L 以下
全シアン		<0.1	<0.1		検出されないこと
鉛		<0.001	<0.001		0.01mg/L 以下
六価クロム		<0.01	<0.01		0.05mg/L 以下
砒素		0.001	0.001		0.01mg/L 以下
総水銀		<0.0005	<0.0005		0.0005mg/L 以下
アルキル水銀		<0.0005	<0.0005		検出されないこと
PCB		<0.0005	<0.0005		検出されないこと
ジクロロメタン		<0.002	<0.002		0.02mg/L 以下
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002		0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004		0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン		<0.01	<0.01		0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004		0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン		<0.0005	<0.0005		1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006		0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン		<0.001	<0.001		0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン		<0.0005	<0.0005		0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002		0.002mg/L 以下
チウラム		<0.0006	<0.0006		0.006mg/L 以下
シマジン		<0.0003	<0.0003		0.003mg/L 以下
チオベンカルブ		<0.002	<0.002		0.02mg/L 以下
ベンゼン		<0.001	<0.001		0.01mg/L 以下
セレン		<0.001	<0.001		0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	<0.055	<0.055	<0.055	<0.055	10mg/L 以下
1,4-ジオキサン		<0.005	<0.005		0.05mg/L 以下

注 1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注 2) 「<」は年間を通して全検体で報告下限値未満であることを示す。

注 3) 空欄の項目は、測定されていない項目であることを示す。

出典 : 「水環境総合情報サイト 公共用水域水質測定データ」環境省ホームページ (令和 3 年 4 月現在)

表 4.1-22(3) 海域の水質調査結果（健康項目 令和元年度）

[単位：mg/L]

番号	12	13	15	17	環境基準
水域名 地点名 項目	播磨海域 (11) 妻鹿沖	播磨海域 (7) 飾磨港内 2	播磨海域 (11) 飾磨港沖	播磨海域 (11) 広畑沖	
カドミウム	<0.0003	<0.0003		<0.0003	0.003mg/L 以下
全シアン	<0.1	<0.1		<0.1	検出されないこと
鉛	<0.001	<0.001		<0.001	0.01mg/L 以下
六価クロム	<0.01	<0.01		<0.01	0.05mg/L 以下
砒素	0.001	0.001		0.001	0.01mg/L 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005		<0.0005	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	<0.0005	<0.0005		<0.0005	検出されないこと
PCB	<0.0005	<0.0005		<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002		<0.002	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002		<0.0002	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004		<0.0004	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01		<0.01	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004		<0.004	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005		<0.0005	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006		<0.0006	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001		<0.001	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005		<0.0005	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002		<0.0002	0.002mg/L 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006		<0.0006	0.006mg/L 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003		<0.0003	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002		<0.002	0.02mg/L 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001		<0.001	0.01mg/L 以下
セレン	<0.001	<0.001		<0.001	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0.065	0.13	0.065	0.087	10mg/L 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005		<0.005	0.05mg/L 以下

注 1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注 2) 「<」は年間を通して全検体で報告下限値未満であることを示す。

注 3) 空欄の項目は、測定されていない項目であることを示す。

出典：「水環境総合情報サイト 公共用水域水質測定データ」環境省ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

ダイオキシン類

調査区域に存在する海域において、ダイオキシン類の平成 30 年度の調査結果を表 4.1-23 に示します。全ての調査地点で環境基準を達成しています。

都市計画対象道路事業実施区域では、海域におけるダイオキシン類の調査は行われていません。

表 4.1-23 海域におけるダイオキシン類の調査結果及び環境基準達成状況（平成 30 年度）

[単位：pg-TEQ/L]

番号	水域名 地点名	水質	環境基準	環境基準の達成状況 (達成○・非達成×)
6	播磨海域 (5) 大塩港内	0.37	1 以下	○
9	播磨海域 (11) 八家沖	0.023		○
13/14	播磨海域 (7) 飾磨港内	0.09		○

注) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

出典：「環境白書—令和元年度版—」（令和 2 年 3 月、兵庫県）

3) 水底の底質

調査区域の河川及び海域で底質調査が行われており、その結果を表 4.1-24 及び表 4.1-25、調査地点位置を図 4.1-9 に示します。調査区域では、河川 4 地点、海域 12 地点で PCB 等について調査が行われています。

都市計画対象道路事業実施区域では、河川及び海域の底質調査は行われていません。

表 4.1-24 河川底質調査結果（平成 30 年度）

番号	河川名	地点名	含水率	強熱減量	Pb	Cu	Cd	Zn	As	Mn	Ni	T-Cr	T-Hg
			(%)	(%)									
5	喜瀬川	野添橋	21.5	0.65	4.1	3.0	<0.20	23	2.9	370	4.7	9.2	0.01
11	別府川	十五社橋	25.4	1.08	9.6	13.0	0.20	110	2.1	120	7.7	8.6	0.03
14	加古川	相生橋	20.1	0.87	8.9	6.4	<0.20	28	2.3	100	3.5	4.4	0.01
22	市川	工業用水取水点	19.6	1.29	25	23.0	0.41	200	7.0	240	6.6	12.0	0.03

番号	河川名	地点名	含水率	PCB
			(%)	(μg/g)
11	別府川	十五社橋	23	0.004
14	加古川	相生橋	19	<0.001

注 1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注 2) 「<」は年間を通して全検体で報告下限値未満であることを示す。

出典：「環境白書—令和元年度版—」（令和 2 年 3 月、兵庫県）

表 4.1-25 海域底質調査結果（平成 30 年度）

番号	水域名	地点名	泥質	色相	臭気	泥温 (°C)	含水率 (%)	強熱減量 (%)	硫化物 (mg/g)	COD (mg/g)	PCB (μg/g-Dry)
1	播磨海域 (11)	二見港沖	砂質	2.5Y4/3	なし	26.9	25.0	4.1	1.4	<0.1	<0.01
2	播磨海域 (2)	別府港内	シルト	10Y4/1	微硫化水素臭	24.8	58.8	11.1	26.6	0.2	0.04
4	播磨海域 (3)	高砂本港内	シルト	10Y3/1	なし	24.9	53.2	11.8	54.8	0.2	0.02
5	播磨海域 (4)	高砂西港港口先	シルト	10Y3/1	微硫化水素臭	24.5	56.5	10.0	28.0	0.1	0.06
6	播磨海域 (5)	大塩港内	シルト	10Y3/1	微硫化水素臭	23.8	60.0	11.6	37.3	0.2	0.10
7	播磨海域 (11)	高砂西港沖	シルト混じり砂	10Y4/2	なし	24.5	27.1	3.5	9.1	<0.1	<0.01
10	播磨海域 (11)	白浜沖	シルト	10Y3/1	微硫化水素臭	24.1	60.6	11.2	28.6	0.3	<0.01
11	播磨海域 (6)	東部工業港内	シルト	10Y2/1	硫化水素臭	24.1	66.0	12.9	37.9	0.7	0.03
14	播磨海域 (7)	飾磨港内 1	シルト	10Y2/1	微硫化水素臭	25.0	62.8	13.4	54.3	0.9	0.03
15	播磨海域 (11)	飾磨港沖	シルト	10Y4/2	なし	24.0	62.8	12.7	27.6	0.4	0.03
16	播磨海域 (8)	広畑港内	シルト	10Y2/1	微硫化水素臭	24.0	66.0	13.1	36.5	1.5	0.03
18	播磨海域 (9)	網干港内	シルト	10Y2/1	微硫化水素臭	25.6	63.7	13.1	47.2	0.9	0.04

注 1) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

注 2) 「<」は年間を通して全検体で報告下限値未満であることを示す。

出典：「環境白書—令和元年度版—」（令和 2 年 3 月、兵庫県）

また、水底の底質におけるダイオキシン類の平成 30 年度の調査結果を表 4.1-26 に示します。全ての調査地点において、環境基準を達成しています。

都市計画対象道路事業実施区域では、河川及び海域の水底の底質におけるダイオキシン類の調査は行われていません。

表 4.1-26 水底の底質におけるダイオキシン類の調査結果及び環境基準達成状況（平成 30 年度）

河川 [単位：pg-TEQ/g]

番号	河川名	地点名	底質	環境基準	環境基準の達成状況 (達成○・非達成×)
1	赤根川	柳井橋	0.42	150 以下	○
2	瀬戸川	相礼橋	0.089		○
8	喜瀬川	城橋上	0.82		○
22	市川 市川下流	工業用水取水点	1.5		○
25	船場川 船場川下流	加茂橋	1.1		○
27	夢前川 夢前川上流	蒲田橋	0.07		○
28	夢前川 夢前川下流	京見橋	0.078		○

海域 [単位：pg-TEQ/g]

番号	水域名	地点名	底質	環境基準	環境基準の達成状況 (達成○・非達成×)
6	播磨海域 (5)	大塩港内	16	150 以下	○
9	播磨海域 (11)	八家沖	7.4		○
13/14	播磨海域 (7)	飾磨港内	10		○

注) 表中の番号は図 4.1-9 に対応

出典：「環境白書—令和元年度版—」（令和 2 年 3 月、兵庫県）

4) その他

(1) ため池

調査区域には、特にいなみの台地に多くのため池が存在しており、各自治体で水質調査が実施されています。令和元年度及び令和2年度におけるため池水質調査結果を表4.1-27、調査地点位置を図4.1-9に示します。

都市計画対象道路事業実施区域では、No.8 天満大池、No.9 和田上池、No.19 妹池及び No.22 石ヶ池で調査が行われています。

表 4.1-27 ため池水質調査結果（稲美町：令和2年度、播磨町：令和元年度）

区分	番号	ため池名	PH	DO (mg/L)	COD _{Mn} (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	クロコフィル a (μ g/L)	大腸菌 群数 (MPN/100mL)
稲美町	1	葡萄園池	8.8	10.0	4.9	—	3.0	0.49	0.030	4.6	—
	2	広谷池	8.4	9.6	7.9	—	8.4	1.04	0.070	32.0	—
	3	入ヶ池	9.7	13.0	30.0	—	58.0	3.34	0.33	170.0	—
	4	溝ヶ沢池	9.0	11.0	11.0	—	28.0	1.98	0.17	45.0	—
	5	加古大池	7.9	9.4	10.0	—	24.0	1.83	0.080	33.0	—
	6	城ノ池	9.5	11.0	17.0	—	27.0	1.67	0.18	39.0	—
	7	小池	9.4	11.0	14.0	—	20.0	1.50	0.11	38.0	—
	8	天満大池	8.1	9.9	31.0	—	130.0	5.26	0.44	130.0	—
	9	和田上池	9.8	10.0	25.0	—	39.0	3.16	0.23	97.0	—
	10	尻ヶ池	10.0	14.0	28.0	—	46.0	3.32	0.22	160.0	—
播磨町	11	ソウブチ池	8.4	8.2	7.5	1.9	3.0	0.58	0.036	0.0058	1.4 \times 10 ⁴
	12	城池	9.9	14.0	22.0	6.8	30.0	1.8	0.18	0.110	1.1 \times 10
	13	北池	9.5	11.0	11.0	5.2	13.0	1.4	0.074	0.034	2.4 \times 10 ³
	14	蓮池	9.7	12.0	21.0	4.6	22.0	1.6	0.090	0.099	1.1 \times 10
	15	狐狸ヶ池	6.6	1.9	16.0	4.2	12.0	1.0	0.069	0.019	4.9 \times 10 ⁴
	16	布池	9.9	13.0	16.0	3.2	9.0	1.1	0.43	0.014	1.3 \times 10
	17	秋ヶ池	10.5	16.0	44.0	9.3	53.0	3.1	0.28	0.093	4.5
	18	大池	9.4	11.0	37.0	10.0	110.0	3.1	0.35	0.063	2.4 \times 10 ³
	19	妹池	10.2	13.0	26.0	6.6	45.0	1.8	0.17	0.049	7.8
	20	向ヶ池	10.5	19.0	77.0	12.0	72.0	4.3	0.21	0.16	7.9 \times 10
	21	上の池	9.8	12.0	25.0	3.9	27.0	1.4	0.092	0.036	4.5
	22	石ヶ池	8.1	7.6	4.9	1.0	2.0	0.34	0.018	0.0042	2.4 \times 10 ³

注) 表中の番号は図4.1-9に対応

出典：「令和2年度 町内ため池水質調査記録表」稲美町ホームページ（令和3年4月現在）

「播磨町の環境の概況（令和元年度版）」播磨町ホームページ（令和3年4月現在）

(2) 地下水

都市計画対象道路事業実施区域の対象市町では、環境基準が定められている健康項目を対象に概況調査が実施されています。令和元年度の概況調査結果を、表 4.1-28 に示します。

令和元年度は神戸市、明石市、稲美町、播磨町、加古川市、高砂市、姫路市で調査が行われ、神戸市でふっ素が 1 地点、姫路市で砒素が 1 地点、硝酸・亜硝酸性窒素が 1 地点、環境基準値を超過しました。

表 4.1-28 地下水測定結果（概況調査 令和元年度）

項目	神戸市		明石市		稲美町		播磨町		加古川市		高砂市		姫路市		環境基準
	総地点数	超過地点数													
カドミウム	9	0	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	0	0.003mg/L 以下
全シアン	9	0	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	0	検出されないこと
鉛	9	0	5	0	1	0	1	0	5	0	2	0	15	0	0.01mg/L 以下
六価クロム	9	0	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	0	0.05mg/L 以下
砒素	9	0	5	0	1	0	1	0	5	0	2	0	15	1	0.01mg/L 以下
総水銀	9	0	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	0	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	9	0	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	0	検出されないこと
PCB	9	0	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	0	検出されないこと
ジクロロメタン	9	0	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	0	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	9	0	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	0	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	8	0	5	0	1	0	1	0	5	0	2	0	15	0	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	9	0	5	0	1	0	1	0	6	0	2	0	15	0	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	8	0	5	0	1	0	1	0	4	0	2	0	15	0	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	8	0	5	0	1	0	1	0	4	0	2	0	15	0	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	9	0	5	0	1	0	1	0	4	0	2	0	15	0	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	9	0	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	0	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	8	0	5	0	1	0	1	0	4	0	2	0	15	0	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	7	0	5	0	1	0	1	0	4	0	2	0	15	0	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	9	0	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	0	0.002mg/L 以下
チウラム	9	0	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	0	0.006mg/L 以下
シマジン	9	0	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	0	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	9	0	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	0	0.02mg/L 以下
ベンゼン	9	0	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	0	0.01mg/L 以下
セレン	9	0	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	0	0.01mg/L 以下
硝酸・亜硝酸性窒素	9	0	5	0	1	0	1	0	6	0	2	0	15	1	10mg/L 以下
ふっ素	9	1	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	0	0.8mg/L 以下
ほう素	9	0	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	0	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	9	0	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	0	0.05mg/L 以下
合計	9	1	5	0	1	0	1	0	7	0	2	0	15	2	

注) 超過地点数の合計は、各項目超過地点数の延べ数である。

出典：「大気・水質等常時監視結果（令和元年度）」（令和 2 年 7 月、兵庫県）

また、過去に汚染が発見された井戸の周辺地区などの継続的な監視を行うための、継続監視調査が実施されています。令和元年度の継続監視調査の調査結果を表 4.1-29 に示します。

なお、地下水のダイオキシン類の調査は、対象市町では姫路市の2地点で実施されており、平成30年度の調査結果を表 4.1-30 に示します。いずれの地点も環境基準1 pg-TEQ/L以下となっています。

表 4.1-29 地下水測定結果（継続監視調査 令和元年度）

項目	神戸市		明石市		稲美町		播磨町		加古川市		姫路市		太子町		環境基準
	総地点数	超過地点数													
鉛	1	1	—	—	—	—	—	—	7	0	—	—	—	—	0.01mg/L 以下
砒素	2	2	—	—	—	—	—	—	7	2	7	8	—	—	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	—	—	—	—	—	—	1	0	—	—	—	—	—	—	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	2	0	9	2	—	—	—	—	2	0	—	—	—	—	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	—	—	9	0	—	—	—	—	2	0	—	—	—	—	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	2	0	9	0	—	—	1	0	9	0	4	0	—	—	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	2	0	9	4	—	—	1	0	9	1	4	2	—	—	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	9	0	—	—	1	0	9	0	—	—	7	0	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	—	—	9	0	—	—	1	0	3	0	—	—	—	—	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	2	1	9	7	—	—	1	1	9	1	4	0	9	0	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	3	1	9	5	—	—	1	0	9	1	3	2	9	0	0.01mg/L 以下
硝酸・亜硝酸性窒素	—	—	—	—	1	0	—	—	3	0	4	4	—	—	10mg/L 以下
ふっ素	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.8mg/L 以下
ほう素	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1mg/L 以下
合計	5	8	9	18	1	0	1	1	12	5	15	16	9	0	

注）超過地点数の合計は、各項目超過地点数の延べ数である。

出典：「大気・水質等常時監視結果（令和元年度）」（令和2年7月、兵庫県）

表 4.1-30 地下水のダイオキシン類の調査結果及び環境基準達成状況（平成30年度）

[単位：pg-TEQ/g]

調査地点		ダイオキシン類	環境基準	環境基準の達成状況（達成○・非達成×）
姫路市	飾磨区玉地	0.017	1	○
	飾磨区三宅一丁目	0.016		○

出典：「環境白書—令和元年度版—」（令和2年3月、兵庫県）

凡例	
記号	種別
■	河川水質調査地点 (水底の底質も測定している地点は ■)
■	海域水質調査地点 (水底の底質も測定している地点は ■)
■	ため池水質調査地点
○	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「環境白書 - 令和元年度版 - 」(令和2年3月、兵庫県)
「水環境総合情報サイト 公共水域水質測定データ」環境省ホームページ (令和3年4月現在)
「令和2年度 町内ため池水質調査記録表」稲美町ホームページ (令和3年4月現在)
「播磨町の環境の概況 (令和元年度版)」播磨町ホームページ (令和3年4月現在)

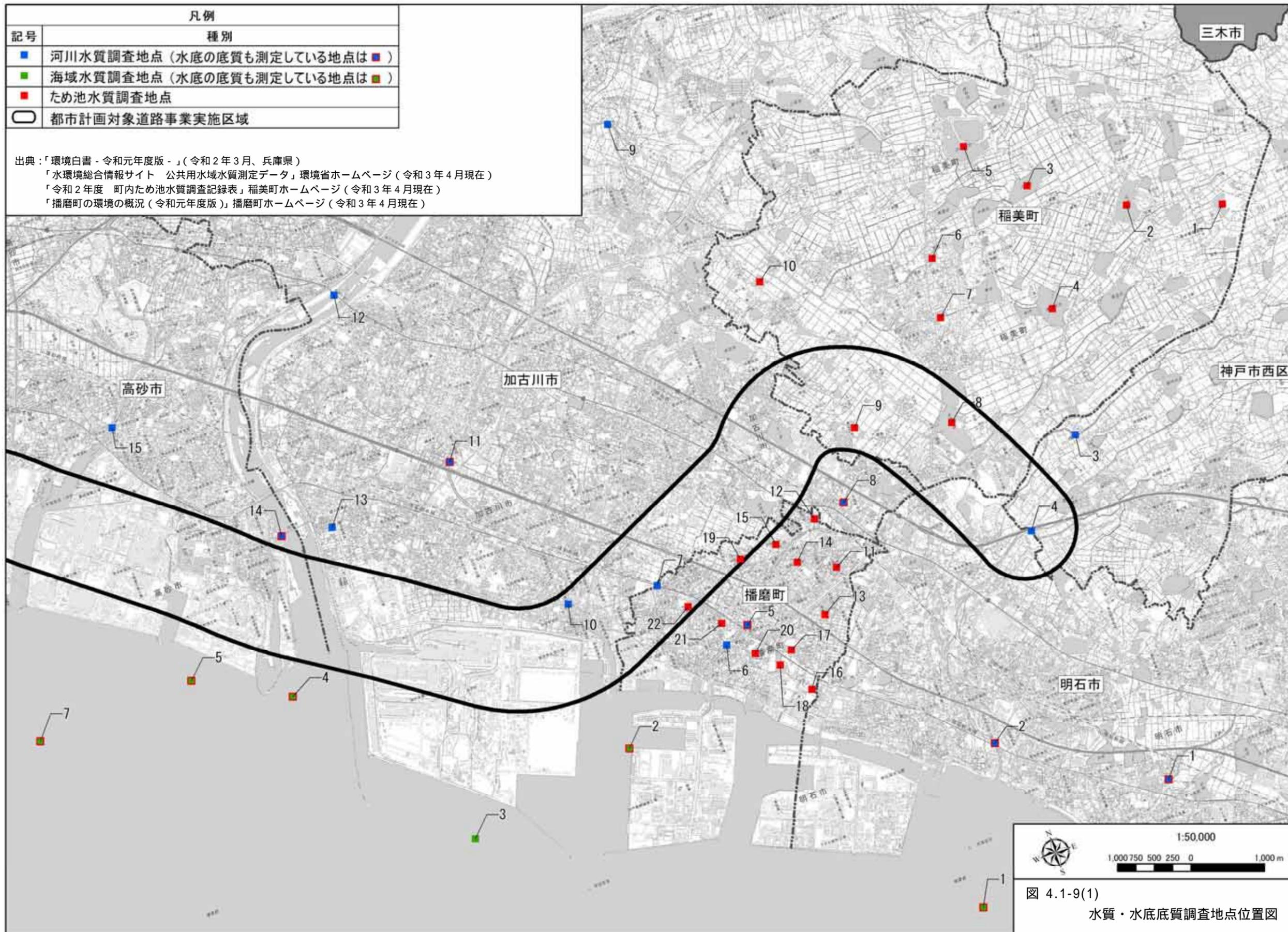


図 4.1-9(1)
水質・水底底質調査地点位置図

凡例	
記号	種別
■	河川水質調査地点（水底の底質も測定している地点は ■ ）
■	海域水質調査地点（水底の底質も測定している地点は ■ ）
■	ため池水質調査地点
○	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「環境白書 - 令和元年度版 -」（令和2年3月、兵庫県）
「水環境総合情報サイト 公共水域水質測定データ」環境省ホームページ（令和3年4月現在）
「令和2年度 町内ため池水質調査記録表」稲美町ホームページ（令和3年4月現在）
「播磨町の環境の概況（令和元年度版）」播磨町ホームページ（令和3年4月現在）

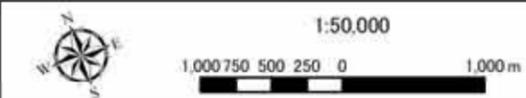
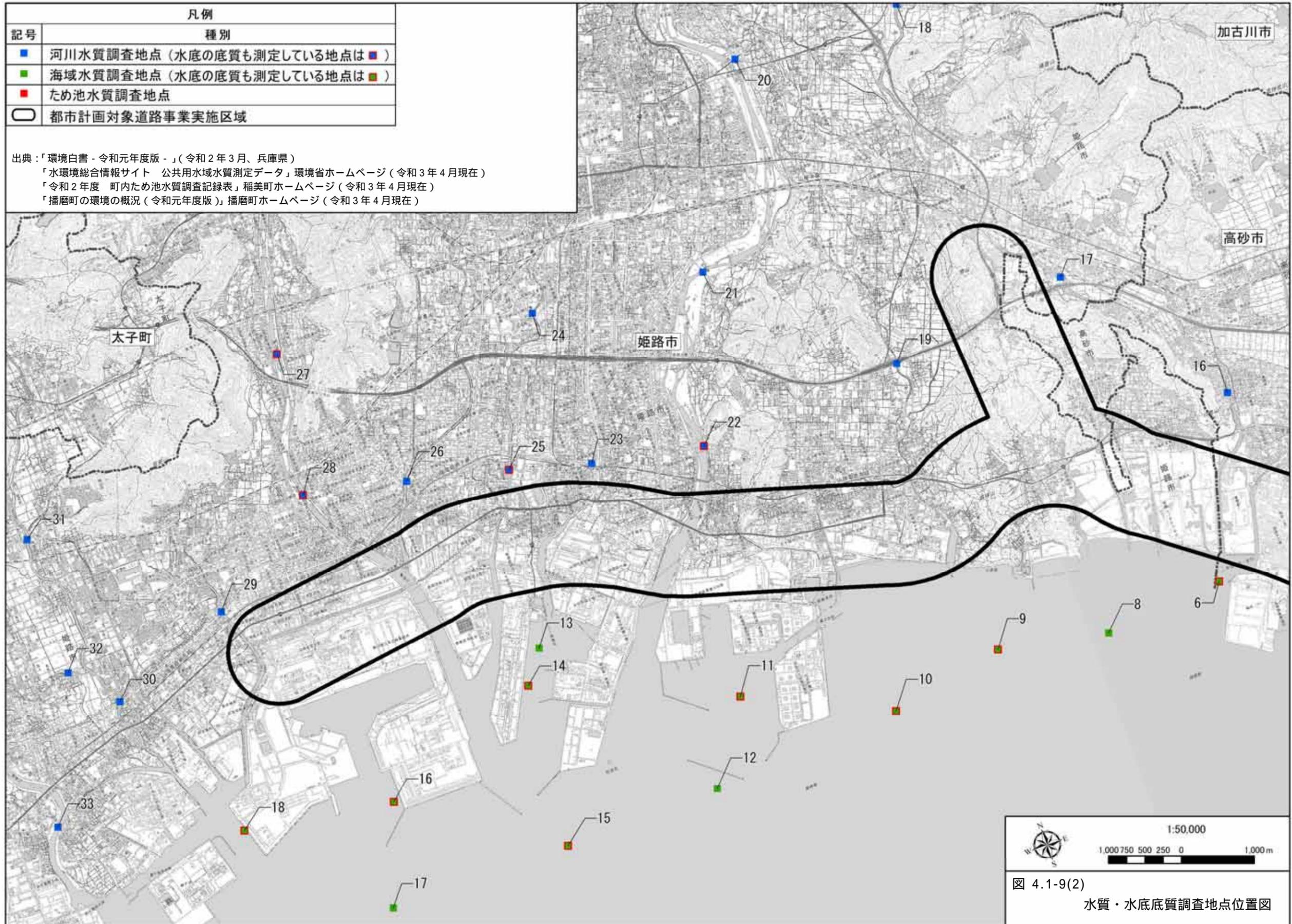


図 4.1-9(2)
水質・水底底質調査地点位置図

4.1.3 土壌及び地盤の状況

1) 土壌

調査区域の土壌図を図 4.1-10 に示します。

調査区域北側の山地・丘陵地は受食土、未熟土等、東側の段丘は褐色低地土、灰色低地土、黄色土等、低地部は灰色低地土、グライ土等が分布していますが、その他の多くの部分は市街地、埋立地などの未区分地です。

都市計画対象道路事業実施区域は、東側に黄色土、灰色低地土等、中央に受食土、受食土的褐色森林土、黄色土、グライ土等、西側にグライ土、灰色低地土等が分布していますが、多くの部分は市街地、埋立地などの未区分地です。

調査区域には、「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)に基づく指定区域として「要措置区域」が 2 箇所、「形質変更時要届出区域」が 43 箇所あります。指定区域は、表 4.1-31 に示すとおりです。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)により指定された区域(廃棄物が地下にある土地の区域)が 78 箇所あります。指定区域は、表 4.1-32 に示すとおりです。

さらに、都市計画対象道路事業実施区域には、「底質の処理・処分等に関する暫定指針」(昭和 49 年環水管第 113 号環境庁水質保全局長通知)に基づき処理された PCB 盛立地が存在しています。PCB 盛立地の状況は、表 4.1-33 及び図 4.1-11 に示すとおりです。

なお、調査区域には、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(昭和 45 年法律第 139 号)により指定された農用地土壌汚染対策地域はありません。

表 4.1-31(1) 土壌汚染対策法に基づく指定区域

区分	番号	名称	指定年月日	面積	出典
形質変更時要届出区域	1	明石市大久保町大窪字北開知 410 番 1、字下檜山 1545 番 3、字桶掛 50 番、字丁田 69 番 1、字赤落 8 番 1 の各一部	平成 24 年 11 月 12 日 平成 25 年 2 月 12 日 平成 25 年 3 月 4 日 平成 25 年 3 月 29 日 令和 2 年 1 月 27 日	7,789.17 m ²	2 (指 3)
	2	明石市魚住町西岡字鴨臺 2119 番 23 の一部	平成 26 年 3 月 31 日	587.72 m ²	2 (指 5)
	3	明石市魚住町金ヶ崎字己ノ池東 391 番 2、399 番 3 の各一部	平成 29 年 10 月 10 日	826.9 m ²	2 (指 9)
	4	明石市魚住町西岡字石ヶ坪 1325 番 1、1325 番 5、字合之元 1359 番の各一部	令和元年 9 月 17 日	838.66 m ²	2 (指 10)
	5	明石市魚住町西岡字大溝ノ下 679 番 3、五反田 749 番 2、臍池 762 番、新池脇 772 番の各一部	令和 2 年 6 月 29 日	1256.5 m ²	2 (指 11)
	6	加古郡稲美町六分一字西場 1229 番の一部	令和元年 8 月 30 日	659.33 m ²	1
	7	加古郡播磨町新島 6 番 14 の一部	平成 23 年 12 月 16 日	444.3 m ²	1
	8	加古郡播磨町宮西字古河 346 番 1、346 番 4、346 番 5、346 番 6	平成 24 年 6 月 15 日	56,389.73 m ²	1
	9	加古郡播磨町新島 6 番 4 の一部	平成 24 年 8 月 7 日	641.4 m ²	1
	10	加古郡播磨町新島 6 番 2 の一部	平成 25 年 2 月 8 日	300 m ²	1
	11	加古郡播磨町新島 16 番の一部	平成 26 年 1 月 21 日	2,366 m ²	1
	12	加古郡播磨町新島 9 番の一部	令和元年 6 月 28 日	1,500 m ²	1

注) 出典の () 内の番号は、指定番号を示す。

出典：1 「要措置区域・形質変更時要届出区域情報」ひょうごの環境ホームページ (令和 3 年 4 月現在)

2 「区域の指定について」明石市ホームページ (令和 3 年 4 月現在)

3 「土壌汚染指定区域情報」加古川市ホームページ (令和 3 年 4 月現在)

4 「土壌汚染対策について」姫路市ホームページ (令和 3 年 4 月現在)

表 4.1-31(2) 土壤汚染対策法に基づく指定区域

区分	番号	名称	指定年月日	面積	出典
形質変更時要届出区域	13	加古川市尾上町今福字大樋 49 番 5、49 番 10、字東代 94 番 7、94 番 9、字丁田 61 番 3 の一部、及び字横見通 71 番 2 の一部	平成 27 年 7 月 16 日	5,351.09 m ²	3 (指 12)
	14	加古川市別府町西脇字新田 310 番 3、310 番 7	平成 27 年 9 月 18 日	10,963.93 m ²	3 (指 13)
	15	加古川市平岡町新在家字鶴池ノ内 1150 番 の一部	令和元年 6 月 24 日	26,671.5 m ²	3 (指 17)
	16	高砂市米田町塩市字明田 124 番 1、124 番 4、124 番 5、127 番 1、127 番 3 の一部	平成 27 年 2 月 20 日	247.7 m ²	1
	17	高砂市荒井町新浜二丁目 2566 番 1 の一部	平成 28 年 12 月 9 日 平成 29 年 10 月 31 日 令和元年 5 月 28 日	4,389.75 m ²	1
	18	高砂市梅井 6 丁目 815 番の一部	平成 31 年 4 月 5 日	3,583 m ²	1
	19	高砂市米田町米田字奥野 410 番 1、410 番 5、塩市字明田 147 番、148 番 10、149 番 1	令和元年 12 月 6 日	248.61 m ²	1
	20	姫路市広畑区吾妻町一丁目 66 番、67 番 1 の各一部、67 番 3	平成 22 年 2 月 25 日	540.4 m ²	4 (指 2)
	21	姫路市形的町形的 1768 番 28、1768 番 33 の各一部	平成 26 年 1 月 21 日	約 650 m ²	4 (指 8)
	22	姫路市木場十八反町 18 番 2、18 番 3、62 番、62 番地先河川敷地の各一部	平成 24 年 12 月 19 日	391.2 m ²	4 (指 6)
	23	姫路市網干区浜田字東新々田 1250 番 16 の一部、字南新々田 1223 番 12 の一部、字西新々田 1287 番 4 の一部、字下天保新田 1207 番 11 の一部及び字下天保新田 1207 番 15 並びに網干区興浜字西沖 908 番 12 の一部及び西沖 908 番 13	平成 28 年 7 月 4 日	15,603.28 m ²	4 (指 12)
	24	姫路市飾磨区中島字濱崎新田 3030 番の一部及び 3031 番 1 の一部	平成 29 年 5 月 23 日	455.74 m ²	4 (指 16)
	25	姫路市飾磨区中島字大森新田梅 2985 番 19 及び字大森新田 3048 番 3	平成 30 年 3 月 1 日	21,045.69 m ²	4 (指 18)
	26	姫路市白浜町字常盤新開甲 841 番 59 の一部、字万代新開甲 912 番 17 の一部、字甲八束新開甲 1077 番 6 の一部、字乙八束新開甲 1122 番 8 及び字末広新開甲 1920 番 42	平成 30 年 4 月 24 日	21,074.83 m ²	4 (指 19)
27	姫路市白浜町字末広新開甲 1920 番 23 の一部、甲 1920 番 33、甲 1920 番 36 の一部、甲 1920 番 50 の一部、甲 1920 番 52、甲 1920 番 53、甲 1920 番 54、甲 1920 番 55、甲 1920 番 56、甲 1920 番 57、甲 1920 番 60 及び甲 1920 番 61 並びに字常盤新開甲 841 番 60 及び甲 841 番 61 並びに字乙八束新開甲 1122 番 7 の一部	平成 30 年 5 月 10 日 平成 30 年 5 月 28 日 平成 30 年 6 月 25 日 平成 30 年 12 月 20 日 令和 3 年 3 月 26 日	107,341.886 m ²	4 (指 20)	
28	姫路市白浜町字末広新開甲 1920 番 59 及び字乙八束新開甲 1122 番 16	平成 30 年 8 月 27 日	14,979.65 m ²	4 (指 21)	

注) 出典の () 内の番号は、指定番号を示す。

出典：1 「要措置区域・形質変更時要届出区域情報」ひょうごの環境ホームページ (令和 3 年 4 月現在)

2 「区域の指定について」明石市ホームページ (令和 3 年 4 月現在)

3 「土壤汚染指定区域情報」加古川市ホームページ (令和 3 年 4 月現在)

4 「土壤汚染対策について」姫路市ホームページ (令和 3 年 4 月現在)

表 4.1-31(3) 土壤汚染対策法に基づく指定区域

区分	番号	名称	指定年月日	面積	出典
形質変更時要届出区域	29	姫路市網干区新在家字日富見亀 134 番 5 及び 134 番 6 並びに字日富見松 51 番 3 並びに字塩浜 179 番 5、179 番 6、202 番 2、224 番、232 番 1、236 番 1 及び 240 番、字日富見鶴 135 番 1 及び 135 番 6、字日富見亀 134 番 1、字日富見松 51 番 1 及び 51 番 2、字日富見竹 50 番 1、50 番 4、50 番 5、50 番 6 及び 50 番 7 並びに字日富見梅 1 番の各一部	平成 30 年 10 月 19 日 平成 31 年 2 月 13 日	56,564 m ²	4 (指 22)
	30	姫路市網干区大江島字肥塚新田南 883 番 2 の一部	平成 31 年 3 月 6 日	1,026.10 m ²	4 (指 24)
	31	姫路市網干区新在家字日富見梅 1 番の一部	令和元年 7 月 31 日	182.40 m ²	4 (指 27)
	32	姫路市大津区勘兵衛町二丁目 261 番 1 の一部	令和元年 8 月 19 日	841.80 m ²	4 (指 28)
	33	姫路市網干区新在家字日富見梅 1 番の一部	令和元年 10 月 3 日	334.7 m ²	4 (指 29)
	34	姫路市広畑区富士町 1 番、17 番の各一部	令和元年 11 月 8 日	14,229.38 m ²	4 (指 31)
	35	姫路市飾磨区妻鹿日田町 1 番 1 の一部	令和元年 12 月 20 日	16,600.0 m ²	4 (指 32)
	36	姫路市広畑区富士町 1 番、17 番の各一部	令和 2 年 1 月 6 日	7,024.9 m ²	4 (指 33)
	37	姫路市飾磨区妻鹿日田町 1 番 6 の一部	令和 2 年 4 月 8 日	11,761.72 m ²	4 (指 35)
	38	姫路市広畑区富士町 1 番、17 番の各一部	令和 2 年 5 月 19 日	23,381.85 m ²	4 (指 36)
	39	姫路市飾磨区細江字東宮前 950 番 1 及び 982 番 5 の各一部	令和 2 年 10 月 7 日	7,506.83 m ²	4 (指 38)
	40	姫路市飾磨区中島字真鶴扇田 1428 番、字相生會所前 1450 番、1451 番、字相生竹 1918 番 1、1919 番 1、1927 番、字前袋町 2310 番 1、字庄助新田 3037 番 1 の各一部、字庄助新田 2457 番及び 3037 番 3	令和 2 年 10 月 23 日	2,198.36 m ²	4 (指 39)
	41	姫路市千代田町 900 番、903 番 1 及び 945 番 1 の各一部	令和 2 年 12 月 25 日	900.0 m ²	4 (指 40)
	42	姫路市広畑区富士町 1 番及び 11 番の各一部	令和 3 年 2 月 9 日	29,628.12 m ²	4 (指 41)
43	揖保郡太子町太田字跡崎 2154 番 3、2154 番 4、2155 番 3、字清水ヶ本 2223 番 6 の一部	平成 26 年 7 月 18 日	494.4 m ²	1	
要措置区域	1	加古川市尾上町長田 519 の一部	平成 16 年 2 月 6 日	360 m ²	3 (指 1)
	2	加古川市平岡町高畑字西ヶ原上ノ段 400 番 1 の一部、同 400 番 6 の一部、404 番 1 の一部	平成 31 年 2 月 12 日	4,444 m ²	3 (指 16)

注) 出典の () 内の番号は、指定番号を示す。

出典：1 「要措置区域・形質変更時要届出区域情報」ひょうごの環境ホームページ (令和 3 年 4 月現在)

2 「区域の指定について」明石市ホームページ (令和 3 年 4 月現在)

3 「土壤汚染指定区域情報」加古川市ホームページ (令和 3 年 4 月現在)

4 「土壤汚染対策について」姫路市ホームページ (令和 3 年 4 月現在)

表 4.1-32(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律により
廃棄物が地下にある土地についての指定区域

番号	名称	埋立地の区分	出典
1	※調整時地番 神戸市西区岩岡町岩岡字新地 616 番 -2、-8、-9、-10、-11、-12、-13、-14、-15、-16、-17、-18、-19、-20、-21、-22、-23、-24、-25、-26、-27、-28、-29、-30、-31、-32、-33、-35、-36、-37、-38、-39、-40、-41、-42、-43、-44、-45、-46、-47、-48、-49、-50、-51、-52、-53、-54、-55、-56、-57、-58、-59、-60、-61、-62、-63、-64、-65、-66、-67、-68、-69、-70、-71、-72、-73、-74、-75、-76、-77、-78、-79、-80、-81、-82、-83、-84、-85、-86、-87、-88、-89、-90、-91、-92、-93、-94、-95、-96、-97、-98、-99、-100、-101、-102、-103、-104、-105、-106、-107、-108、-109、-110、-111、-112、-113、-115、-116、-117、-118、-119、-120、-121、-122、-124、-125、-126、-127、-128、-129、-130、-235、-236	エ	2 (1)
2	※調整時地番 神戸市西区岩岡町岩岡字中島 1268 番 1	ウ	2 (5)
3	※調整時地番 神戸市西区岩岡町野中字福吉 272 番-1、272 番-2、272 番-8、281 番、431 番-2、485 番-2、486 番 神戸市西区岩岡町野中字内山 64 番-2、64 番-7	ア	2 (18)
4	※調整時地番 神戸市西区岩岡町野中字福吉 528 番-1、528 番-2、528 番-4、528 番-9、535 番-2、537 番-14、537 番-17、537 番-22	ア	2 (20)
5	明石市二見町南二見 1	ア	1
6	明石市魚住町清水 1160-4	ウ	1
7	明石市大久保町大窪字大澤 2700-4、2714-10、2727、2718-12、2735、2718-2、2721-4、2721-7、2719-10	エ	1
8	明石市大久保町大窪字戌亥谷 2818、2819、2820、3144、3145 (昭和 62 年 6 月 26 日当時)	ウ	1
9	明石市魚住町金ヶ崎岩岡 1601-1、1601-8 (昭和 63 年 3 月 30 日当時)	ア	1
10	明石市魚住町金ヶ崎字大三味 1633-2、1633-3、1633-4 の一部、1633-5、1633-6、1633-7、1633-8、1633-9、1633-10、1633-11、1633-12、1633-15、1633-16、1656-2	ア	1
11	加古郡稲美町岡 1840-1、1840-2	ウ	1
12	加古郡稲美町加古字見谷 9598	イ	1
13	加古郡稲美町加古字三軒屋 8569	イ	1
14	播磨町古宮地先(海面埋立)(※昭和 52 年 3 月 1 日当時)	エ	1
15	播磨町古宮 40 番 3 (※昭和 55 年 6 月 14 日当時)	ウ	1
16	加古川市尾上町池田 850	エ	1
17	加古川市米田町船頭 5-4	エ	1
18	加古川市尾上町今福 128	エ	1

注 1) 埋立地の区分 ア：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和 46 年政令第 300 号)(以下、本項において「法施行令」という。)第 13 条の 2 第 1 号

イ：法施行令第 13 条の 2 第 2 号

ウ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号イ及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」(昭和 46 年厚生省令第 35 号)(以下、本項において「法施行規則」という。)第 12 条の 31 第 1 号

エ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号イ及び法施行規則第 12 条の 31 第 2 号

オ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号ロ及び法施行規則第 12 条の 32

注 2) 出典 1 の兵庫県告示における指定区域の字、地番については、指定日時点のものである。ただし、※印の指定区域の字、地番については、設置申請(届出)、埋立終了(届出)又は廃止届出当時の地番であり、その後、分筆、合筆等により差異が生じている場合がある。

注 3) 出典の()内の番号は、指定番号を示す。

出典：1 「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」ひょうごの環境ホームページ(令和 3 年 4 月現在)

2 「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」神戸市ホームページ(令和 3 年 4 月現在)

3 「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」姫路市ホームページ(令和 3 年 4 月現在)

表 4.1-32(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律により
廃棄物が地下にある土地についての指定区域

番号	名称	埋立地の区分	出典
19	加古川市尾上町今福 49-5	エ	1
20	加古川市別府町港町 3	エ	1
21	高砂市曾根字新開 2953 番 2	ア	1
22	高砂市曾根町字新開 2955-1、2954-1、2953-1、2956、2956-1、1、2957、2957-1、2958、2958-1、2959、2959-1	ア	1
23	高砂市曾根町 2914	ア	1
24	高砂市曾根町 2952-2	ア	1
25	高砂市曾根町字渡場 2743-13	ア	1
26	高砂市曾根町 2934	エ	1
27	高砂市曾根町字新開 2937-2	エ	1
28	高砂市曾根町字新開 2945-1、2945-17	イ	1
29	高砂市荒井町新浜 2 丁目 2763 の一部	ア	1
30	高砂市北濱町西濱字塩濱 1212-1、1216-3 (※昭和 53 年 12 月 26 日当時)	ウ	1
31	姫路市飾磨区中島字相生梅 2039 番、2040 番、2042 番、2043 番、2044 番、2045 番、2046 番、2047 番、2048 番、2049 番、2050 番、2051 番、2052 番、2053 番 1、2053 番 2、2055 番、2056 番、2061 番、2062 番、2063 番、2064 番、2065 番、2066 番、2067 番、2068 番 1、2068 番 2、2069 番、2070 番、2071 番、2072 番、2073 番、2074 番、2075 番、2076 番、2077 番、2078 番、2079 番、2080 番、2081 番、2239 番、2240 番、2241 番、2242 番、2243 番、2244 番、2245 番 1、2245 番 2、2246 番及び 2247 番	ウ	3 (1)
32	姫路市的形町の形字新浜 1841 番 3、1843 番 1、1845 番 1、1846 番、1847 番、1850 番 1、1849 番 1、1851 番 1、1854 番 3、1855 番 3 及び 1857 番 3	ウ	3 (2)
33	姫路市的形町の形字新浜 1866 番 1	ウ	3 (3)
34	姫路市的形町の形字岩鼻前 1813 番 8、1813 番 9、1813 番 10 及び 1813 番 11	ウ	3 (4)
35	姫路市的形町の形字岩鼻前 1833 番	ウ	3 (5)
36	姫路市的形町の形字岩鼻前 1831 番 1、1831 番 2、1833 番 1 及び 1833 番 9	ウ	3 (6)
37	姫路市的形町の形字岩鼻前 1811 番 1 の一部、1813 番 1 の一部、1813 番 15、1813 番 16、1813 番 18、1813 番 19、1813 番 20、1813 番 21、1813 番 22、1813 番 23 及び 1813 番 24	ウ	3 (7)
38	姫路市飾磨区中島字相生梅 2021 番 3、2022 番 3、2022 番 4、2022 番 5、2023 番 1、2024 番 1、2024 番 2、2027 番、2028 番、2029 番、2030 番 2、2032 番、2033 番 2、2085 番、2086 番、2089 番 3、2090 番 2、2090 番 3、2091 番、2092 番、2093 番、2094 番、2095 番、2096 番、2097 番、2098 番、2099 番、2100 番、2101 番及び 2102 番	イ	3 (10)

注 1) 埋立地の区分 ア：法施行令第 13 条の 2 第 1 号

イ：法施行令第 13 条の 2 第 2 号

ウ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号イ及び法施行規則第 12 条の 31 第 1 号

エ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号イ及び法施行規則第 12 条の 31 第 2 号

オ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号ロ及び法施行規則第 12 条の 32

注 2) 出典 1 の兵庫県告示における指定区域の字、地番については、指定日時点のものである。ただし、※印の指定区域の字、地番については、設置申請（届出）、埋立終了（届出）又は廃止届出当時の地番であり、その後、分筆、合筆等により差異が生じている場合がある。

注 3) 出典の（ ）内の番号は、指定番号を示す。

出典：1 「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」 ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2 「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」 神戸市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3 「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」 姫路市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.1-32(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律により
廃棄物が地下にある土地についての指定区域

番号	名称	埋立地の区分	出典
39	姫路市的形町的形字新浜 1841 番 3、1843 番 1、1845 番 1、1847 番、 1849 番 1、1850 番 1、1850 番 3、1851 番 1、1854 番 3、1855 番 3 及び 1857 番 3	イ	3 (11)
40	姫路市大塩町字地 2189 番 2 姫路市大塩町字八反 2185 番 2 及び 2187 番 4 姫路市大塩町字白貝 2201 番 2、2203 番 2、2203 番 4 及び 2211 番 2	イ	3 (12)
41	姫路市大塩町字東中 2054 番 1、2054 番 6、2054 番 7、2054 番 8、2054 番 9、2054 番 10、2054 番 11、2054 番 12、2054 番 13、2054 番 14、2054 番 15、2054 番 16、2054 番 17、2054 番 18、2054 番 19、2054 番 20、2054 番 21、2054 番 22、2054 番 23、2054 番 24、2054 番 25、2054 番 26、2054 番 27、2054 番 28、2054 番 29、2054 番 30、2054 番 31、2054 番 32、2054 番 33、2054 番 34、2054 番 35、2054 番 36、2054 番 37、2054 番 38、2054 番 39、2054 番 40、2054 番 41、2054 番 42、2054 番 43、2054 番 44、2054 番 45、2054 番 46、2054 番 47、2054 番 48、2054 番 49、2054 番 50、2054 番 51、2054 番 52、2054 番 53、2054 番 54、2054 番 55、2054 番 56、2054 番 57、2054 番 58、2054 番 59、2054 番 60、2054 番 61、2054 番 62、2054 番 63、2054 番 64、2054 番 65、2054 番 66、2054 番 67、2054 番 68、2054 番 69、2054 番 70、2054 番 71、2054 番 72、2054 番 73、2054 番 74、2054 番 75、2054 番 76、2054 番 77、2054 番 78、2054 番 79、2054 番 80、2054 番 81、2054 番 82、2054 番 83、2054 番 84、2054 番 85、2054 番 86、2054 番 87、2054 番 88、2054 番 89、2054 番 90、2054 番 91、2054 番 92、2054 番 93、2054 番 94、2054 番 95、2054 番 96、2054 番 97、2054 番 98、2054 番 99、2054 番 100、2054 番 101、2054 番 102、2054 番 103、2054 番 104、 2054 番 105、2054 番 106、2054 番 107、2054 番 108、2054 番 109、2054 番 110、2054 番 111、2054 番 112、2054 番 113、2054 番 114、2054 番 115、2054 番 116、2054 番 117、2054 番 118、2054 番 119、2054 番 120、 2054 番 121、2054 番 122、2054 番 123、2054 番 124、2054 番 125、2054 番 126、2054 番 127、2054 番 128、2054 番 129、2054 番 130、2054 番 131、2054 番 132、2054 番 133、2054 番 134、2054 番 135、2054 番 136、 2054 番 137、2054 番 138、2054 番 139、2054 番 140、2054 番 141、2054 番 142、2054 番 143、2054 番 144、2054 番 145、2054 番 146、2054 番 147、2054 番 148、2054 番 149、2054 番 150、2054 番 151、2054 番 152、 2054 番 153、2054 番 154、2054 番 155、2054 番 156、2054 番 157、2054 番 158、2054 番 159、2054 番 160、2054 番 161、2054 番 162、2054 番 163、2054 番 164、2054 番 165、2054 番 166、2054 番 167、2054 番 168、 2054 番 169、2054 番 170、2054 番 171、2054 番 172、2054 番 173 及び 2054 番 174	イ	3 (13)
42	姫路市別所町別所字山の口 242 番 18、242 番 19、242 番 20 及び 242 番 343	イ	3 (14)
43	姫路市大塩町字白貝 2213 番 2	ウ	3 (15)
44	姫路市飾磨区中島字宝来 3067 番 8 の一部、3067 番 9 の一部及び 3067 番 17 の一部	ウ	3 (16)

注 1) 埋立地の区分 ア：法施行令第 13 条の 2 第 1 号

イ：法施行令第 13 条の 2 第 2 号

ウ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号イ及び法施行規則第 12 条の 31 第 1 号

エ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号イ及び法施行規則第 12 条の 31 第 2 号

オ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号ロ及び法施行規則第 12 条の 32

注 2) 出典 1 の兵庫県告示における指定区域の字、地番については、指定日時点のものである。ただし、※印の指定区域の字、地番については、設置申請（届出）、埋立終了（届出）又は廃止届出当時の地番であり、その後、分筆、合筆等により差異が生じている場合がある。

注 3) 出典の（ ）内の番号は、指定番号を示す。

出典：1 「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」 ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2 「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」 神戸市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3 「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」 姫路市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.1-32(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律により
廃棄物が地下にある土地についての指定区域

番号	名称	埋立地の区分	出典
45	姫路市大塩町字外六段 2116 番、2117 番、2118 番、2120 番の一部、 2121 番、2122 番、2124 番、2125 番、2126 番、2127 番、2128 番の一部、 2129 番、2130 番及び 2131 番の一部	ウ	3 (17)
46	姫路市飾磨区中島字宝来 3067 番 6 の一部、3067 番 7 の一部、3067 番 10 の一部、3067 番 11 の一部、3067 番 12 の一部、3067 番 13 の一 部、3067 番 14 の一部、3067 番 15 の一部及び 3067 番 16 の一部	ウ	3 (18)
47	姫路市飾磨区中島字宝来 3067 番 8 の一部、3067 番 9 の一部、3067 番 15 の一部、3067 番 16 の一部及び 3067 番 17 の一部	ウ	3 (19)
48	姫路市的形町の形字七軒筋 1884 番、1885 番、1885 番 1、1887 番 1、 1887 番 2、1889 番 1、1889 番 2、1892 番、1893 番、1896 番、1898 番及 び 1903 番 姫路市的形町の形字相生浜 1904 番、1905 番 1、1905 番 2、1905 番 3、 1906 番 1、1906 番 2、1909 番、1911 番、1912 番、1913 番、1914 番、1915 番、1916 番、1917 番、1918 番、1918 番 1、1918 番 4 及び 1919 番	ウ	3 (20)
49	姫路市大塩町字板 2160 番 1、2160 番 4 及び 2160 番 5	ウ	3 (21)
50	姫路市大塩町字西天保 2142 番 2 の一部、2142 番 4、2144 番 1、2147 番 1、2147 番 2 及び 2148 番 1 の一部	ウ	3 (22)
51	姫路市広畑区富士町 1 番 14 の一部	ウ	3 (23)
52	姫路市的形町の形字新浜 1835 番 2、1838 番 2、1838 番 4、1840 番 2、 1841 番 2、1841 番 4、1843 番 3、1843 番 4、1845 番 2、1845 番 3、1849 番 2、1850 番 2、1857 番 4、1860 番 2、1863 番 2、1866 番 1、1868 番、 1870 番 1、1870 番 2、1872 番 1、1872 番 2、1872 番 3、1874 番 1、1874 番 2、1878 番、1879 番、1880 番及び 1881 番 1	ウ	3 (24)
53	姫路市的形町の形字新浜 1835 番 1、1838 番 1、1838 番 3、1840 番 1、 1841 番 1 及び 1843 番 2	ウ	3 (25)
54	姫路市大塩町字板 2156 番 2、2156 番 3 の一部及び 2159 番 1 姫路市大塩町字西天保 2156 番 1	ウ	3 (27)
55	姫路市大塩町字西天保 2148 番 1 の一部、2151 番 1、2151 番 3、2151 番 4、2152 番 1、2152 番 3、2152 番 4、2152 番 6、2155 番 1、2155 番 3、 2155 番 4 及び 2155 番 5	ウ	3 (28)
56	姫路市大塩町字東天保 2133 番、2134 番、2137 番、2138 番、2140 番、 2129 番の一部及び 2130 番の一部	ウ	3 (29)
57	姫路市大塩町字西天保 2143 番 1 姫路市大塩町字板 2159 番 2、2160 番 2、2160 番 3、2160 番 5、2162 番 1、2162 番 2、2162 番 4 及び 2162 番 5	ウ	3 (30)
58	姫路市的形町の形字岩鼻前 1811 番 1 の一部、1813 番 1 の一部、1813 番 25、1813 番 26、1813 番 29、1813 番 30 及び 1813 番 31	ウ	3 (31)
59	姫路市広畑区富士町 1 番 14 の一部	ウ	3 (32)
60	姫路市飾磨区中島 3058 番 1 の一部	イ	3 (33)
61	姫路市大塩町字内六反 2108 番 1、2108 番 2、2108 番 3、2108 番 4、 2108 番 5、2108 番 6、2108 番 7、2108 番 8、2113 番 1、2113 番 2、2113 番 3、2113 番 4、2113 番 5、2114 番及び 2114 番 1	イ	3 (34)

注 1) 埋立地の区分 ア：法施行令第 13 条の 2 第 1 号

イ：法施行令第 13 条の 2 第 2 号

ウ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号イ及び法施行規則第 12 条の 31 第 1 号

エ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号イ及び法施行規則第 12 条の 31 第 2 号

オ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号ロ及び法施行規則第 12 条の 32

注 2) 出典 1 の兵庫県告示における指定区域の字、地番については、指定日時点のものである。ただし、※印の指定区域の字、地番については、設置申請（届出）、埋立終了（届出）又は廃止届出当時の地番であり、その後、分筆、合筆等により差異が生じている場合がある。

注 3) 出典の（ ）内の番号は、指定番号を示す。

出典：1 「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」 ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2 「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」 神戸市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3 「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」 姫路市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.1-32(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律により
廃棄物が地下にある土地についての指定区域

番号	名称	埋立地の区分	出典
62	姫路市的形町の形字岩鼻前 1800 番 1、1800 番 4、1802 番、1804 番 1、1810 番 1、1811 番 2、1811 番 3、1812 番 2、1813 番 2、1825 番 2、1826 番 1、1826 番 4、1827 番 11、1829 番 1、1830 番 1、1831 番及び 1832 番	イ	3 (36)
63	姫路市大塩町字東中 2054 番 4	ウ	3 (37)
64	姫路市大塩町字元禄 1981 番 1、1982 番、1990 番、1991 番、1992 番、1993 番、1994 番、1994 番 1 及び 1996 番 姫路市大塩町字十三段 1997 番、1998 番、1999 番、2000 番、2001 番、2002 番、2003 番、2004 番、2005 番、2006 番、2006 番 1、2006 番 2、2007 番、2008 番、2009 番、2010 番、2011 番、2012 番 1、2012 番 2、2013 番 1、2013 番 2、2014 番、2015 番、2016 番及び 2017 番	エ	3 (38)
65	姫路市大塩町字明治新開 2018 番 1	エ	3 (39)
66	姫路市大塩町字明治新開 2018 番 27、2018 番 28、2018 番 29、2018 番 30、2018 番 31、2018 番 20、2018 番 21、2018 番 23、2018 番 24、2018 番 25、2018 番 26 及び 2018 番 27	エ	3 (40)
67	姫路市大塩町字嘉永浜 2022 番 2、2023 番 1、2023 番 2、2024 番、2024 番 1、2024 番 2、2025 番、2026 番、2027 番、2028 番、2029 番 1 及び 2030 番	エ	3 (41)
68	姫路市大塩町字東中 2054 番 3	エ	3 (42)
69	姫路市大塩町字内六反 2095 番 1、2098 番及び 2098 番 2	ウ	3 (43)
70	姫路市的形町の形字岩鼻前 1813 番 6	ア	3 (44)
71	姫路市木場十八反町 1 番、2 番、3 番、5 番、6 番、7 番及び 11 番の一部	ウ	3 (45)
72	姫路市白浜町字佐崎中一丁目 18 番 1、18 番 2、19 番、20 番、21 番 1、21 番 2、22 番、23 番、24 番 2、24 番 3、25 番 1、25 番 2、26 番、31 番 1、31 番 2、31 番 3、31 番 4、31 番 5、31 番 6、31 番 7、31 番 8、31 番 9、31 番 10、31 番 11、31 番 12、32 番、33 番、34 番 1、38 番、39 番、137 番、138 番、139 番、140 番、141 番、154 番 1、154 番 2、154 番 3、154 番 4、154 番 5、154 番 6、155 番 1、155 番 2、168 番、169 番、170 番、171 番、172 番、173 番 1、173 番 2、174 番、175 番、176 番、177 番、178 番、179 番、180 番、181 番、182 番、183 番、184 番、185 番 1、185 番 2、185 番 3、186 番 1、186 番 3、187 番 1、187 番 2、187 番 3、187 番 4、187 番 5、187 番 6、187 番 7、187 番 8、187 番 9、187 番 10、187 番 11、187 番 12、187 番 13、187 番 14、187 番 15、187 番 16、190 番、191 番、192 番、193 番、194 番、195 番、196 番、197 番、198 番、199 番、200 番 1、200 番 2、201 番、202 番、203 番、204 番、205 番 1、205 番 2、206 番、207 番、208 番、209 番、210 番、211 番、212 番、213 番、214 番、215 番 1 及び 215 番 2	エ	3 (46)
73	姫路市東山字塩田 350 番 1、350 番 2 及び 350 番 3	ウ	3 (47)
74	姫路市八家字下坂 70 番 5 の一部、70 番 6 の一部、80 番 1、80 番 2、83 番、84 番、87 番 1、88 番 1、89 番 1、91 番 1、92 番、95 番 1、96 番及び 110 番	ウ	3 (48)
75	姫路市網干区浜田 1272 番 5 の一部、1287 番 17 の一部及び 1320 番 14 の一部	ア	3 (56)

注 1) 埋立地の区分 ア：法施行令第 13 条の 2 第 1 号

イ：法施行令第 13 条の 2 第 2 号

ウ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号イ及び法施行規則第 12 条の 31 第 1 号

エ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号イ及び法施行規則第 12 条の 31 第 2 号

オ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号ロ及び法施行規則第 12 条の 32

注 2) 出典 1 の兵庫県告示における指定区域の字、地番については、指定日時点のものである。ただし、※印の指定区域の字、地番については、設置申請（届出）、埋立終了（届出）又は廃止届出当時の地番であり、その後、分筆、合筆等により差異が生じている場合がある。

注 3) 出典の（ ）内の番号は、指定番号を示す。

出典：1 「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2 「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」神戸市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3 「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」姫路市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.1-32(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律により
廃棄物が地下にある土地についての指定区域

番号	名称	埋立地の区分	出典
76	姫路市の形町福泊 478 番 3、479 番 1、479 番 16、479 番 17、479 番 28、479 番 35、492 番 1、492 番 4、500 番、500 番 1、500 番 2、500 番 3、500 番 4、500 番 5、500 番 6、500 番 7、502 番、502 番 2、503 番、504 番、504 番 2、505 番、506 番 1、506 番 2、506 番 3 及び 506 番 4	ア	3 (57)
77	姫路市大塩町字八反 2174 番 3	ア	3 (58)
78	姫路市大塩町字八反 2185 番 1、2186 番 2 の一部及び 2187 番 2	ア	3 (60)

注 1) 埋立地の区分 ア：法施行令第 13 条の 2 第 1 号

イ：法施行令第 13 条の 2 第 2 号

ウ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号イ及び法施行規則第 12 条の 31 第 1 号

エ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号イ及び法施行規則第 12 条の 31 第 2 号

オ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号ロ及び法施行規則第 12 条の 32

注 2) 出典 1 の兵庫県告示における指定区域の字、地番については、指定日時点のものである。ただし、※印の指定区域の字、地番については、設置申請（届出）、埋立終了（届出）又は廃止届出当時の地番であり、その後、分筆、合筆等により差異が生じている場合がある。

注 3) 出典の（ ）内の番号は、指定番号を示す。

出典：1「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

2「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」神戸市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

3「廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定」姫路市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

表 4.1-33 PCB 盛立地

市町	番号	名称	所在
高砂市	1	高砂西港の PCB 含有 浚渫固化土盛立地	兵庫県高砂市高砂町沖浜 町 6 の一部

注) 表中の番号は図 4.1-11 に対応

出典：「環境白書－令和元年度版－」（令和 2 年 3 月、兵庫県）

また、調査区域では土壌のダイオキシン類調査が実施されており、調査地点を図 4.1-12 に、調査結果を表 4.1-34 に示します。

調査結果によると全ての調査地点で環境基準を達成しています。

都市計画対象道路事業実施区域では細江天神公園（No.1）で調査が行われており、環境基準を達成しています。

表 4.1-34 土壌ダイオキシン類調査結果（令和元年度）

[単位：pg-TEQ/g]

市町	番号	調査地点名	ダイオキシン類	環境基準値	環境基準の達成状況 (達成○・非達成×)
姫路市	1	飾磨区細江（細江天神公園）	0.19	1,000 以下	○
	2	飾磨区今在家三丁目 （今在家第一公園）	0.11		○
	3	飾磨区構二丁目（津田公園）	2.5		○
	4	町坪（町坪中公園）	2.0		○
	5	広畑区蒲田二丁目（山所公園）	0.024		○
	6	広畑区北野町一丁目（北野公園）	0.067		○
	7	青山南三丁目（青山団地公園）	0.041		○

注) 表中の番号は図 4.1-12 に対応

出典：「令和元年度ダイオキシン類調査結果」姫路市ホームページ（令和 3 年 4 月現在）

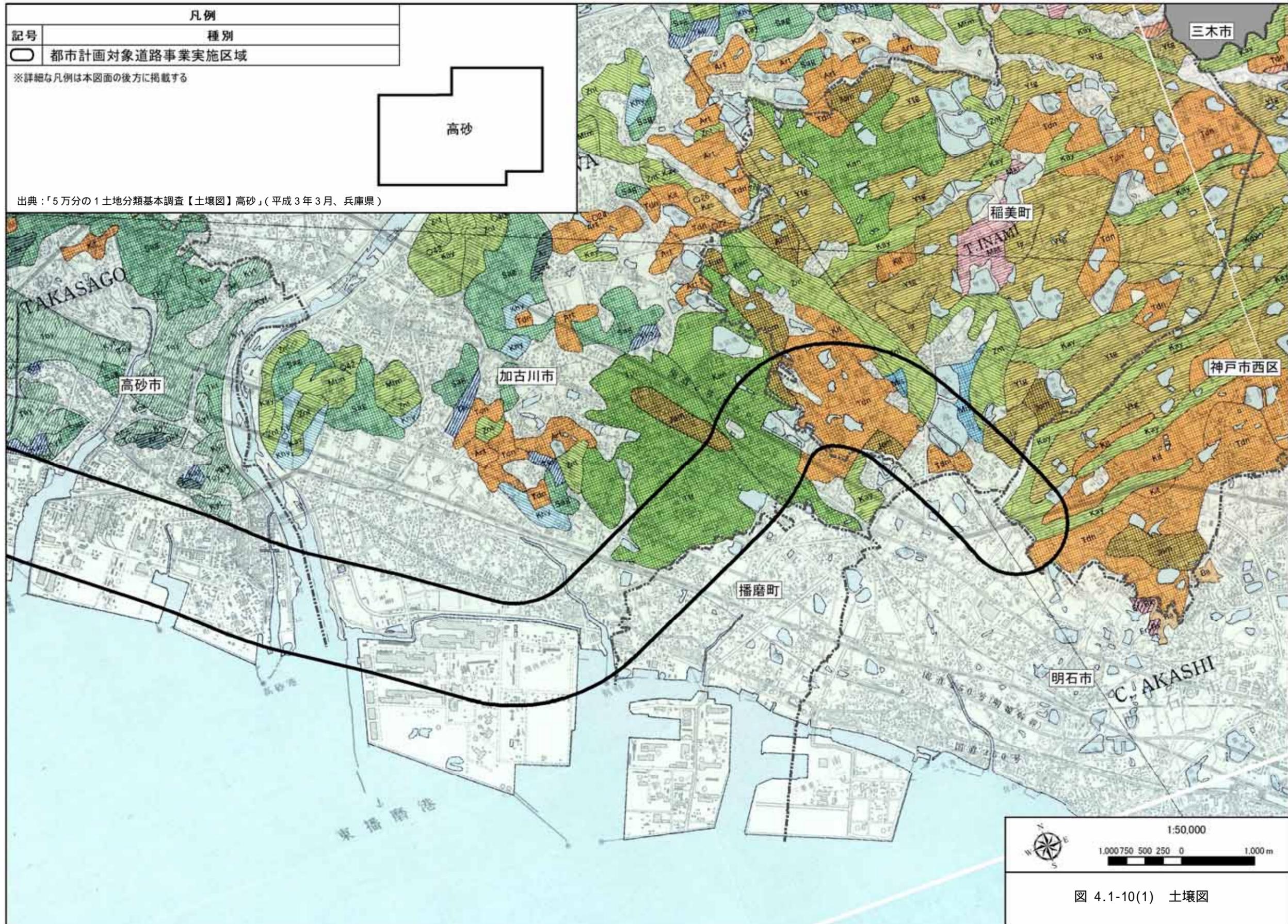
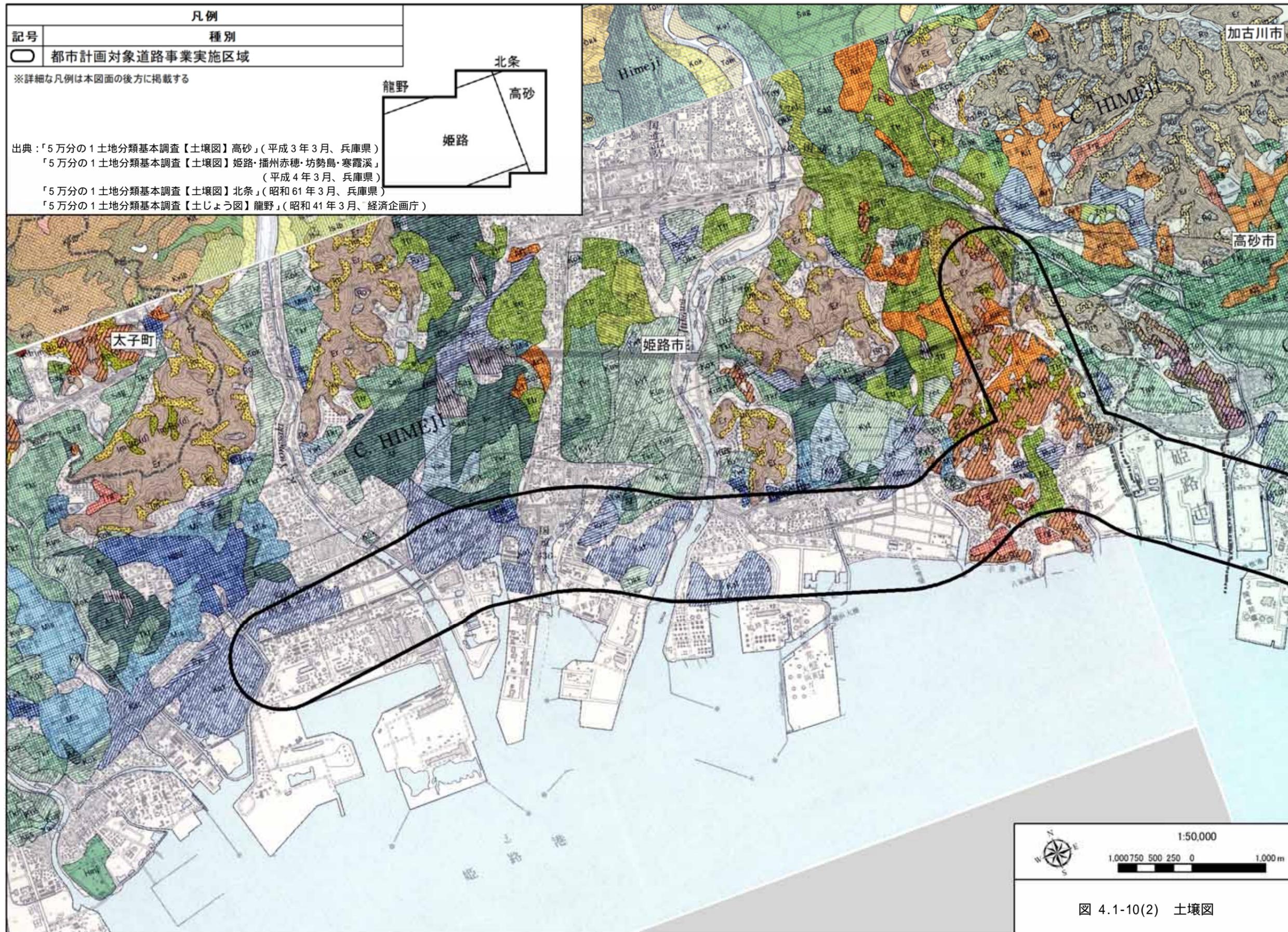


図 4.1-10(1) 土壤図



龍野			
主として山地丘陵地に分類する土じょう	伊勢土じょう	伊勢1a統	
		伊勢1b統	
		伊勢2統	
	山崎土じょう	山崎1b統	
		龜山1b統	
	龜山土じょう	龜山2統	
新田土じょう	新田2統		
主として低地に分類する土じょう	黄褐色土じょう	菅谷統	
		北多久統	
		富永統	
	灰褐色土じょう	又坂統	
		佐賀統	
	灰色土じょう	宝田統	
		清武統	
		追子野木統	
		国領統	
	その他	統の界線	
北条			
台地および低地の土壌	灰色低地土 細粒灰色低地土, 灰色系	宝田統(1306)	
姫路			
山地および丘陵地の土壌	受食土的褐色森林土	受食土的乾性褐色森林土(細粒状構造型)	
		未熟土的適潤性褐色森林土(偏乾亜型)	
	未熟土	未熟土	
	受食土	受食土	
岩石地	岩石地		
台地および低地の土壌	多湿黒ボク土	厚層腐植質多湿黒ボク土	深井沢統(0409)
	褐色森林土	細粒褐色森林土	貝原統(0601)
	黄色土	細粒黄色土	鶴木山統(1004)
			北多久統(1015)
			新野統(1017)
灰色低地土	細粒灰色低地土, 灰色系	佐賀統(1303)	

台地および低地の土壌	灰色低地土	細粒灰色低地土, 灰色系	宝田統(1306)	
		中粗粒灰色低地土, 灰色系	清武統(1308)	
			豊中統(1309)	
			久世田統(1310)	
		礫質灰色低地土, 灰色系	追子野木統(1311)	
			国領統(1312)	
		細粒灰色低地土, 灰褐色系	多々良統(1316)	
		中粗粒灰色低地土, 灰褐色系	普通寺統(1318)	
		灰色低地土, 下層有機質	泉崎統(1327)	
			荒井統(1328)	
		灰色低地土, 斑紋なし	姫島統(1334)	
		グライ土	細粒強グライ土	東浦統(1404)
			中粗粒強グライ土	片桐統(1408)
			礫質強グライ土	水上統(1412)
				竜北統(1413)
細粒グライ土	三隅下統(1420)			
中粗粒グライ土	八幡統(1423)			
黒泥土	田貝統(1501)			
	鏡野統(1509)			
その他	ゴルフ場			
	河川, 溜池			
	未区分地1			
	未区分地2			
	統の界線			
		試坑点位置および番号		
高砂				
山地および丘陵地の土壌	褐色森林土	乾性褐色森林土(細粒状構造型)		
		適潤性褐色森林土(偏乾亜型)		
	受食土的褐色森林土	受食土的乾性褐色森林土(細粒状構造型)		
		受食土的乾性褐色森林土(粒状・堅果状構造型)		
	未熟土的褐色森林土	未熟土的適潤性褐色森林土(偏乾亜型)		
	未熟土	未熟土		
	受食土	受食土		

台地および低地の土壌	灰色低地土	岩石地	岩石地	
		赤色土	礫質赤色土	三方原統(0907)
		黄色土	細粒黄色土	鶴木山統(1004)
		黄色土	細粒黄色土, 斑紋あり	蓼沼統(1014)
				北多久統(1015)
				新野統(1017)
			礫質黄色土, 斑紋あり	風透統(1023)
		褐色低地土	細粒褐色低地土, 斑紋あり	常万統(1210)
				八口統(1216)
				井尻野統(1217)
		灰色低地土	細粒灰色低地土, 灰色系	佐賀統(1303)
				宝田統(1306)
			中粗粒灰色低地土, 灰色系	清武統(1308)
				豊中統(1309)
			礫質灰色低地土, 灰色系	追子野木統(1311)
国領統(1312)				
細粒灰色低地土, 灰褐色系	金田統(1315)			
	多々良統(1316)			
中粗粒灰色低地土, 灰褐色系	普通寺統(1318)			
	礫質灰色低地土, 灰褐色系		松本統(1321)	
		柏山統(1322)		
	灰色低地土, 下層有機質	荒井統(1328)		
グライ土	中粗粒強グライ土	滝尾統(1406)		
		片桐統(1408)		
	礫質強グライ土	水上統(1412)		
		三隅下統(1420)		
	細粒グライ土	上兵庫統(1422)		
その他	ゴルフ場			
	河川, 溜池			
	未区分地1			
	未区分地2			
	統の界線			
		試坑点位置および番号		

出典: 「5万分の1土地分類基本調査【土壌図】高砂」(平成3年3月、兵庫県)
「5万分の1土地分類基本調査【土壌図】姫路・播州赤穂・坊勢島・寒霞溪」(平成4年3月、兵庫県)
「5万分の1土地分類基本調査【土壌図】北条」(昭和61年3月、兵庫県)
「5万分の1土地分類基本調査【土じょう図】龍野」(昭和41年3月、経済企画庁)

図 4.1-10(3) 土壌図(凡例)

凡例	
記号	種別
	PCB盛立地
	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「環境白書 - 令和元年度版 - 」(令和2年3月、兵庫県)

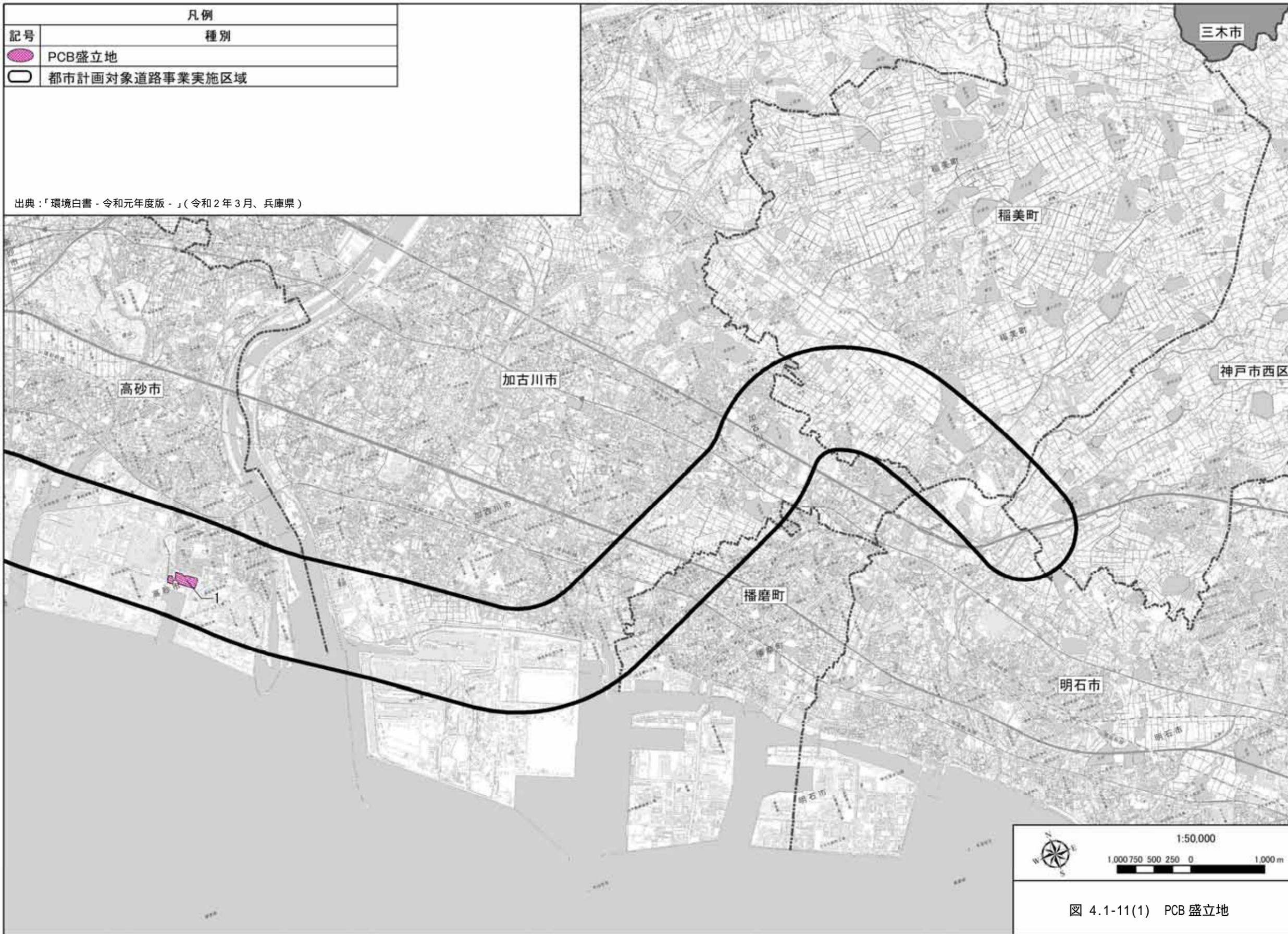


図 4.1-11(1) PCB 盛立地

凡例	
記号	種別
	PCB盛立地
	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「環境白書 - 令和元年度版 - 」(令和2年3月、兵庫県)

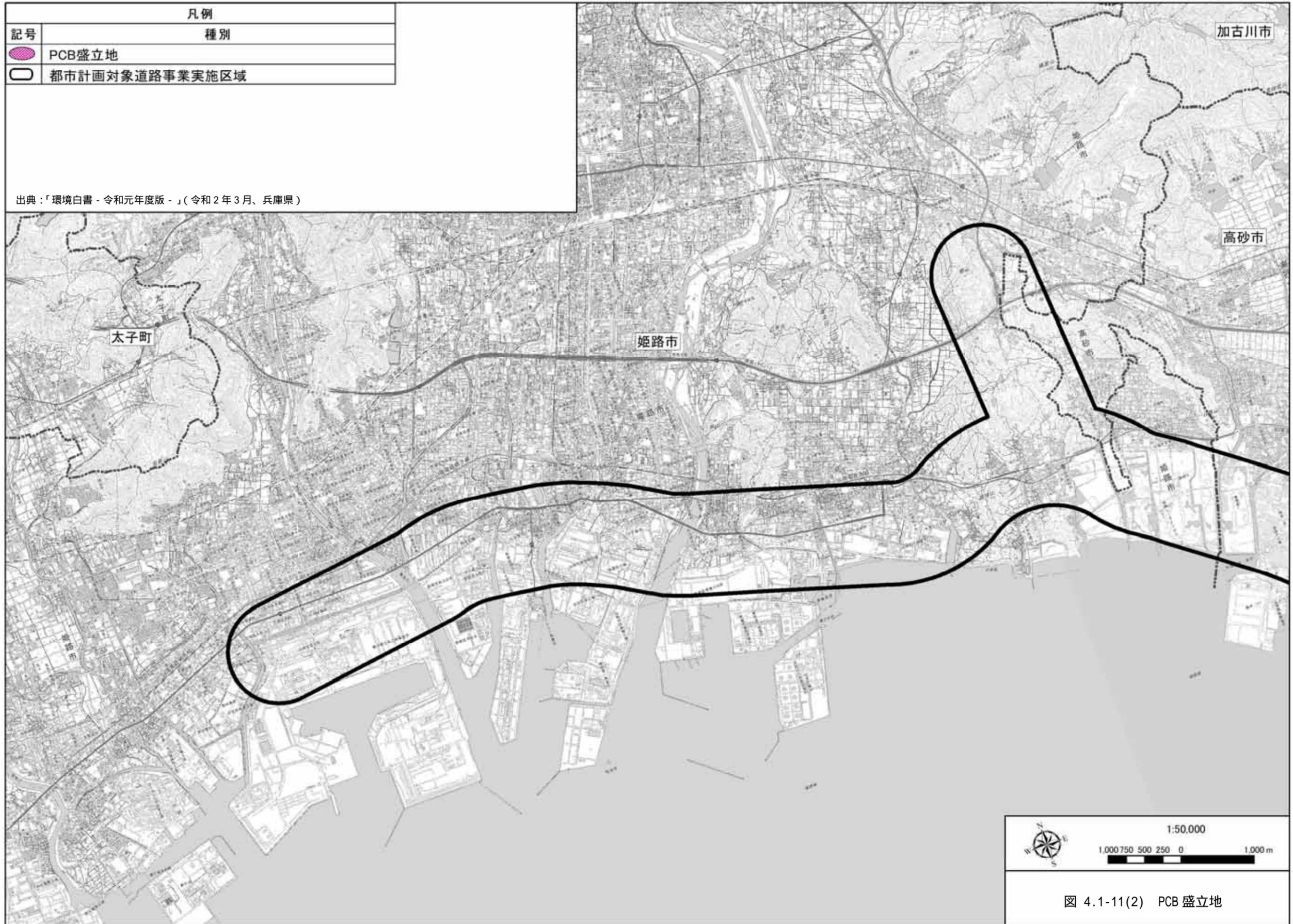


図 4.1-11(2) PCB 盛立地

凡例	
記号	種別
■	土壌ダイオキシン類調査地点
○	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「令和元年度ダイオキシン類調査結果」姫路市ホームページ（令和3年4月現在）

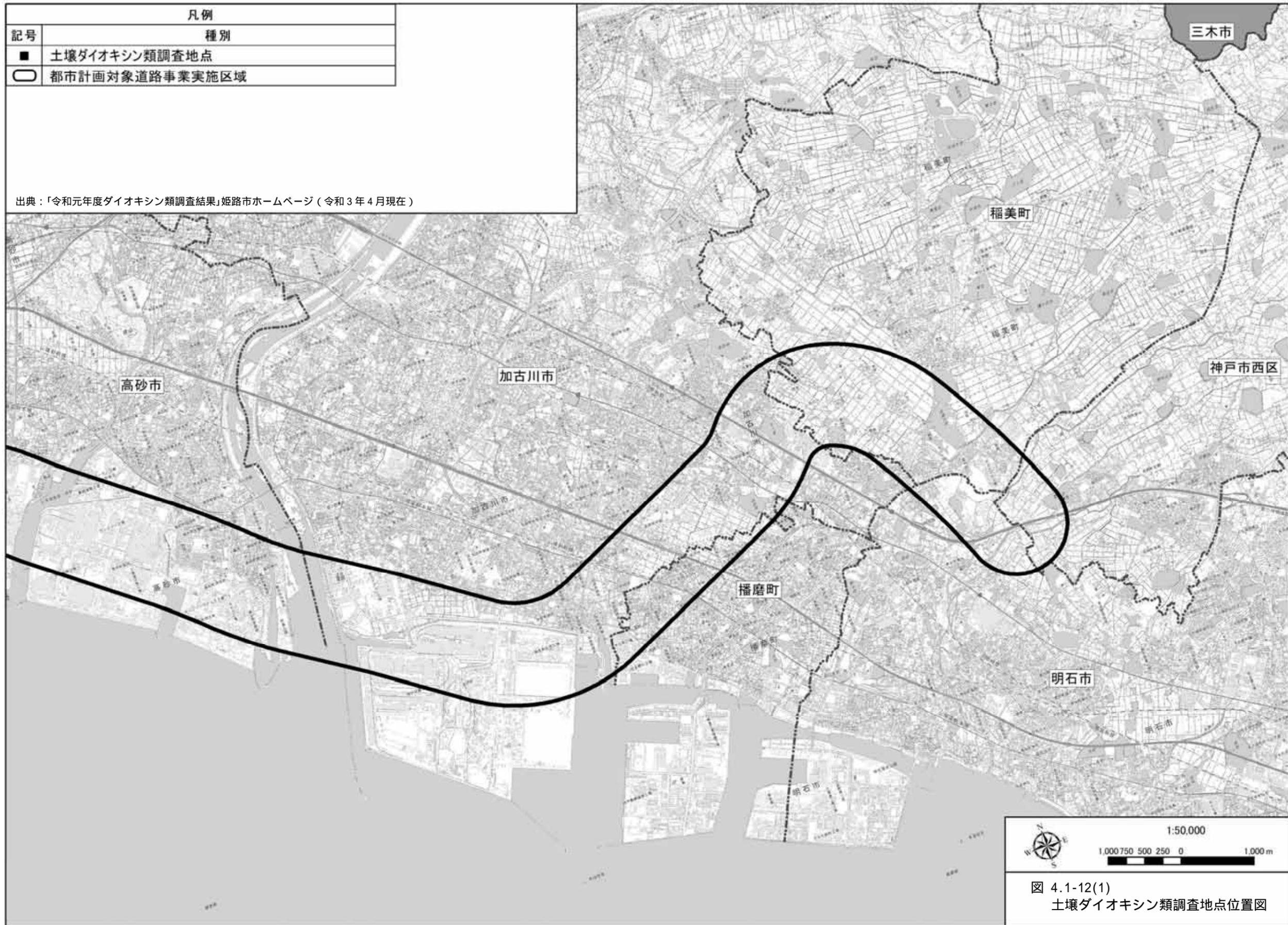
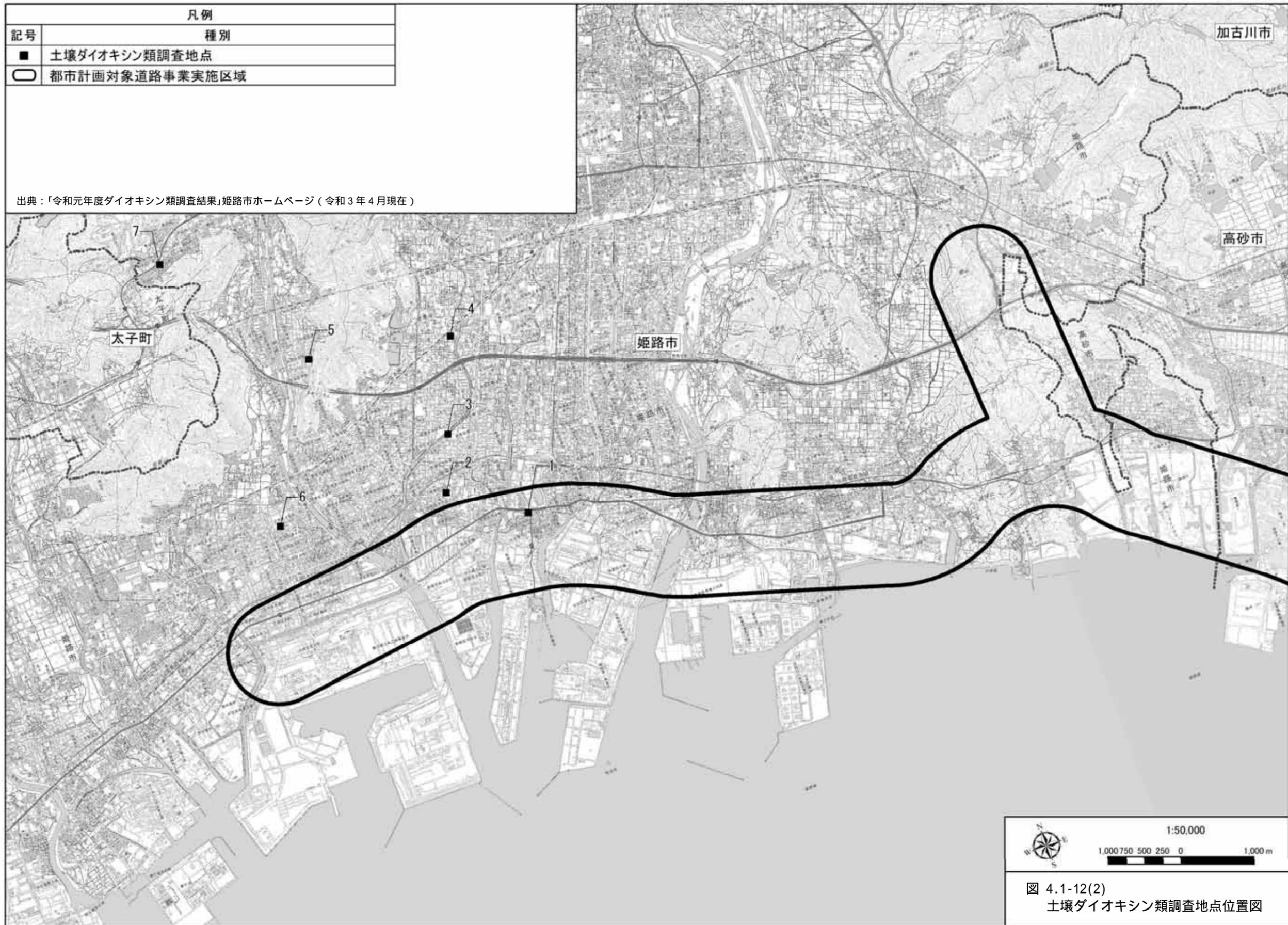


図 4.1-12(1)
土壌ダイオキシン類調査地点位置図



2) 地盤

調査区域の地盤沈下の状況として、「全国地盤環境ディレクトリ（令和元年度版）」（令和3年4月現在、環境省ホームページ）の情報を表 4.1-35 に示します。播磨平野では、昭和39年の測量によれば、神戸市から姫路市に至る長い区間が、姫路市から西の地域に比べ、相対的に沈下傾向になっていましたが、その後の測量では特に沈下は認められていません。

表 4.1-35 播磨平野（姫路平野）の地盤沈下情報

1.概要	<p>(1) 地盤沈下等の概要 昭和39年に国土地理院が一般国道2号沿いに実施した一等水準測量によれば、神戸市から姫路市に至る長い区間が、姫路市から西の地域に比べ、相対的に沈下傾向になっていたが、その後の測量では特に沈下は認められていない。</p> <p>(2) 地形、地質の概要 明石市～姫路市にかけての播磨平野は、揖保川、市川、加古川沿いと、この下流の海岸部に沖積平野が発達しているほかは、鮮新～洪積層からなる傾斜の緩やかな丘陵地が発達する。地下水採取は、姫路市付近を除けば洪積台地からのものである。</p>
2.地下水採取の状況	<p>本地域（7市2町）における地下水揚水量は、市町からの報告によれば、上水道で約126.7千m³/日（令和元年度）である。</p>
3.地盤沈下等の状況	<p>昭和45年の水準測量結果によれば、一、二の水準点に事故とみられる変動があるものの、地盤沈下は特に認められない。</p> <p>播磨地区の地下水位は昭和40年以降低下が著しかったが、地下水の自主規制等により昭和50年代前半は一時回復基調を示していた。近年は横這いしないしは、緩やかに低下傾向を示している。</p>
4.被害	<p>地盤沈下による被害はないが、地下水位が低下しているために地下水が塩水化している地区がある。</p>
5.対策	<p>(1) 監視測定 兵庫県は、地下水位観測井を8井設置して、地下水位を測定している。</p> <p>(2) 地下水の採取規制 1. 条例による地下水採取規制 三木市においては、「三木市環境保全条例」に基づき、動力を用いる施設で揚水管の口径が50mm以上の揚水井について、地下水の取水に関する規制を行っている。他に、明石市においても、「明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例」によって地下水の取水を規制しているほか、赤穂市においても「赤穂市生活環境の保全に関する条例」の中で、工場等における地下水採取を対象に、水量測定器の設置と揚水量・水位の記録及び水質測定を義務づけている。</p> <p>2. 協議会による自主規制 昭和43年4月、東播地区の5市2町（明石市、稲美町、播磨町の全域と神戸市、加古川市、高砂市、三木市の一部）の地下水利用者、国県市町及び商工団体の代表は、東播地域地下水利用対策協議会を組織し、揚水井の新設を承認制にして自主規制を行っている。承認基準は一定の井戸間隔のもとで、日当たり揚水量、吐出口の断面積により定められている。</p> <p>(3) 各種用水道事業 1. 工業用水道 地盤沈下対策ではないが、加古川・高砂・明石・播磨地区では加古川を水源とする県営加古川工業用水道、高砂地区では高砂市工業用水道、姫路、太子地区では揖保川・市川を水源とする県営揖保川第1・第2及び市川工業用水道が竣工している。</p> <p>2. 上水道 本地区の水道普及率はほぼ100%近くであり、地下水依存率は姫路市で約13.5%（令和元年度）、明石市では約41.7%である（令和元年度）。播磨町、稲美町では、ほとんど地下水に依存している。</p>

出典：「全国地盤環境ディレクトリ（令和元年度版）」環境省ホームページ（令和3年4月現在）

※調査区域について記載された箇所である播磨平野（姫路平野）の情報を抽出した。

4.1.4 地形及び地質の状況

1) 地形

調査区域の地形分類図を図 4.1-13 に示します。

調査区域の北側の高御位山周辺、姫路 JCT 付近及び西側付近には、山地・丘陵地が分布しています。調査区域東側には広大な「いなみの台地」と呼ばれる丘陵地が広がり、加古川、市川・夢前川等の周辺には谷底平野・沖積低地・氾濫原や三角州・海岸平野・後背低地等の地形が見られます。臨海部はほとんどが人工改変地・干拓地となっています。

都市計画対象道路事業実施区域は、東側は谷底平野や段丘、臨海部は人工改変地・干拓地が多く分布しています。

2) 地質

調査区域の表層地質図を図 4.1-14 に示します。

調査区域北側の山地は、火山性岩石や深成岩類からなっています。東側の段丘の地質は、中位段丘堆積物（砂・礫）や、高位（段丘）面（明美面）（砂礫・砂・粘土からなる地層）等の未固結堆積物が多く見られます。また、低地の地質は、大部分が泥・シルト・砂・礫からなる未固結堆積物が占めています。臨海部は埋立地となっています。

都市計画対象道路事業実施区域の大部分を占める低地は、泥・シルト・砂・礫からなる未固結堆積物で構成されており、比較的軟弱な地盤と考えられます。

3) 重要な地形・地質

重要な地形及び地質の選定にあたっては表 4.1-36 に示す法律及び文献を使用しました。

調査区域の重要な地形及び地質を表 4.1-37、位置を図 4.1-15 に示します。

調査区域には、「兵庫県版レッドリスト 2011（地形・地質・自然景観・生態系）」（令和 3 年 4 月現在、ひょうごの環境ホームページ）に記載された姫路市大塩町～網干の海岸砂州等の重要な地形、竜山石・石の宝殿等の重要な地質が分布しています。

都市計画対象道路事業実施区域には、重要な地形として、「兵庫県版レッドリスト 2011（地形・地質・自然景観・生態系）」（令和 3 年 4 月現在、ひょうごの環境ホームページ）に記載されたいなみの台地、尾上神社周辺の海岸砂州、小赤壁、姫路市大塩町～網干の海岸砂州が分布しています。

表 4.1-36 重要な地形及び地質の選定基準

番号	法律及び文献	選定基準及びランク
I	「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）	特別：国指定特別天然記念物 国：国指定天然記念物 県：県指定天然記念物 市：市指定天然記念物 町：町指定天然記念物
II	「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）	登録自然遺産
III	「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）	自然環境保全地域
IV	「環境の保全と創造に関する条例」（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）	郷土記念物
V	「すぐれた自然の調査（第 1 回自然環境保全基礎調査） 兵庫県すぐれた自然図」（昭和 51 年、環境庁）	すぐれたまたは特異な地形・地質・自然現象
VI	「日本の地形レッドデータブック 第 1 集－危機にある地形－」（平成 12 年 12 月、小泉武栄、青木賢人）及び「日本の地形レッドデータブック 第 2 集－保存すべき地形－」（平成 14 年 3 月、小泉武栄、青木賢人）	①：日本の自然を代表する典型的かつ希少、貴重な地形 ②：①に準じ、地形学の教育上重要な地形もしくは地形学の研究の進展に伴って新たに注目したほうがよいと考えられる地形 ③：多数存在するが、なかでも最も典型的な形態を示し、保存することが望ましい地形 ④：動物や植物の生育地として重要な地形
VII	「兵庫県版レッドリスト 2011（地形・地質・自然景観・生態系）」ひょうごの環境ホームページ（令和 3 年 4 月現在）	A：規模的、質的にすぐれており貴重性の程度が最も高く、全国的価値に相当するもの B：A ランクに準ずるもので、地方的価値、都道府県の価値に相当するもの C：B ランクに準ずるもので、市町村的価値に相当するもの 要注目：温泉・湧水などのように地質以外の分野の自然現象のうち、地質との関連性があり重要とみなされるもの

表 4.1-37 調査区域の重要な地形・地質

項目	番号	名称	分類区分	選定基準							
				I	II	III	IV	V	VI	VII	
地形	1	西八木海岸	海成段丘、侵食崖								B
	2	いなみの台地	海成段丘								C
	3	尾上神社周辺	海岸砂州								C
	4	高砂市竜山・姫路市別所町周辺のはげ山景観	はげ山景観								C
	5	姫路市大塩町～網干の海岸砂州	海岸砂州								C
	6	小赤壁	海食崖								B
地質	7	明美礫層	地層								B
	8	播磨富士	岩石、溶結構造、風化								B
	9	竜山石・石の宝殿	岩石、溶結構造、節理								A
	10	岡田の湧水	湧水								要注目

注1) 表中の番号は図 4.1-15 に対応

注2) 表中の選定基準については表 4.1-36 を参照

出典：「兵庫県版レッドリスト 2011（地形・地質・自然景観・生態系）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）

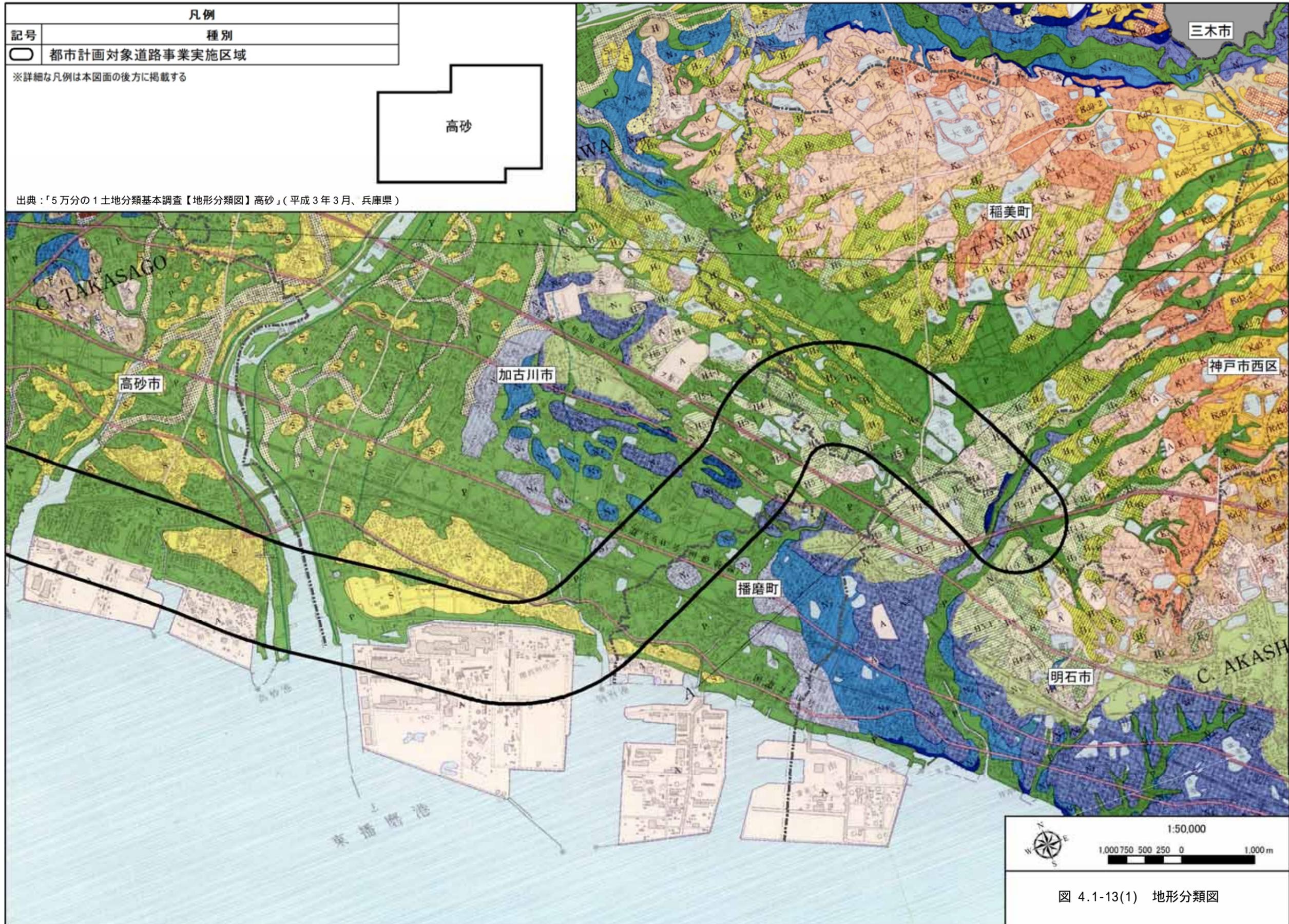
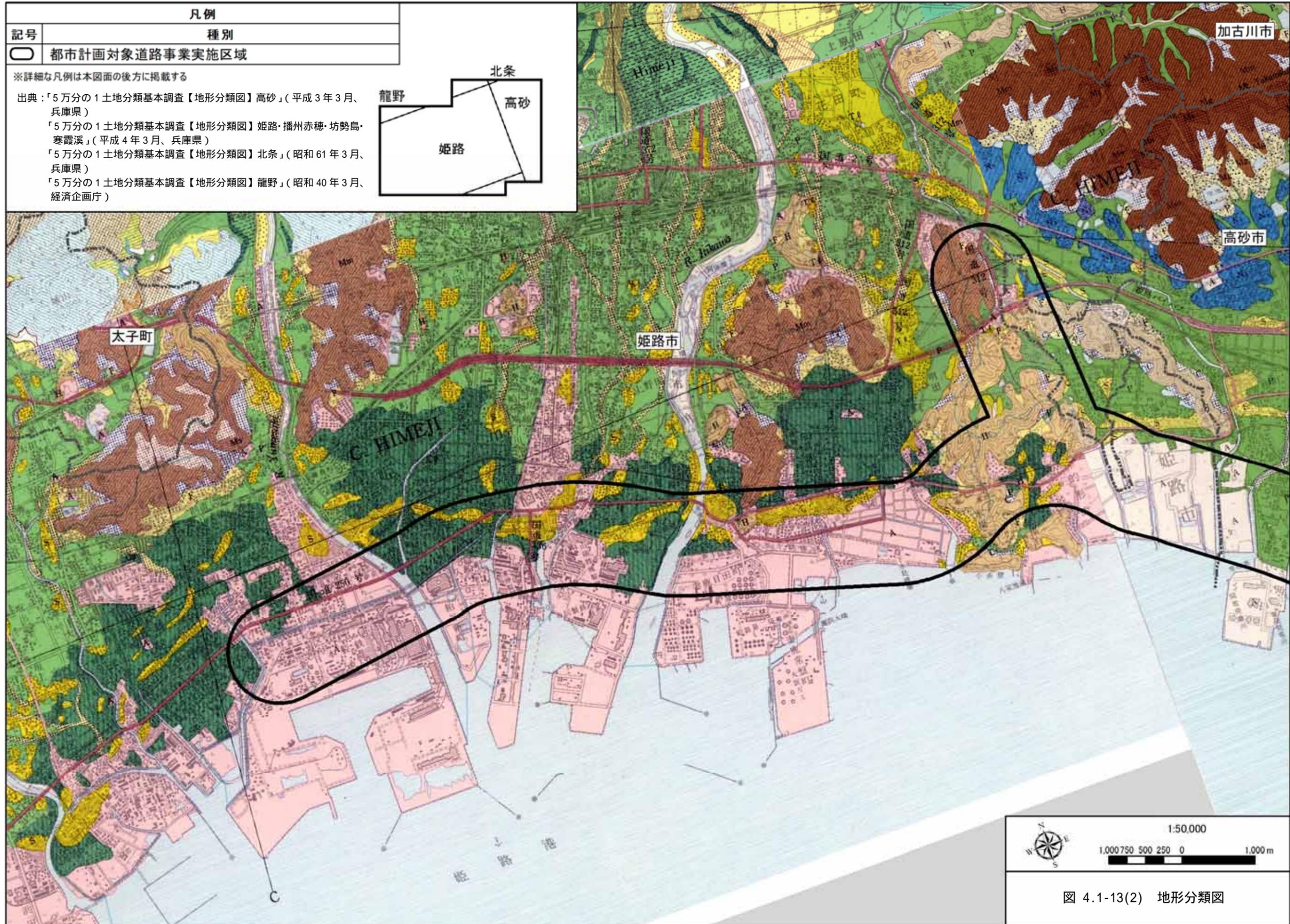


図 4.1-13(1) 地形分類図



龍野			姫路			高砂			北条													
	山地 及び丘陵地	山地（比高100m以上）谷密度大		山地	急斜面（30°以上）		段丘・低地		段丘・低地		加古段丘1-1, 1-2											
		山地（比高100m以上）谷密度小			中間斜面（15~30°）								加古段丘2									
		丘陵地（比高100m以下）谷密度大			麓斜面								加古段丘3									
		丘陵地（比高100m以下）谷密度小	丘陵地	日岡段丘1																		
	砂礫台地	G t II（中位）		段丘	段丘		段丘・低地		日岡段丘2		日岡段丘3											
		G t III（下位）			扇状地							日岡段丘4-1, 4-2										
	低地	谷底平野		段丘・低地	砂堆（州）・自然堤防		段丘・低地		日岡段丘5-1, 5-2		野口段丘1											
		扇状地及び自然堤防			谷底平野・氾濫原								野口段丘2									
		河原			三角州・海岸平野・後背低地										野口段丘3							
	冠水分類	冠水しやすい地域		段丘・低地	旧河道		段丘・低地		野口段丘4		野口段丘4											
		湿・地			人工改変地・干拓地								段丘・低地		野口段丘4							
	台地	土石流地形		その他	流域界		その他		麓斜面		麓斜面											
		崖・壁			地形界および同一地形内の小地形界								段丘崖									
		崩壊地形			国道										人工改変地							
		変化のあった河見			主要地方道								流域界									
		人工平坦地			高砂										地形界および同一地形内の小地形界							
		人工盛土地										山地	急斜面（30°以上）				国道					
		崖											中間斜面（15~30°）		主要地方道							
		地形界			緩斜面（15°以上）								地形界									
					段丘・低地									谷底平野		丘陵地		段丘・低地		段丘・低地		段丘・低地

出典：「5万分の1土地分類基本調査【地形分類図】高砂」（平成3年3月、兵庫県）
「5万分の1土地分類基本調査【地形分類図】姫路・播州赤穂・坊勢島・寒霞溪」（平成4年3月、兵庫県）
「5万分の1土地分類基本調査【地形分類図】北条」（昭和61年3月、兵庫県）
「5万分の1土地分類基本調査【地形分類図】龍野」（昭和40年3月、経済企画庁）

図 4.1-13(3) 地形分類図（凡例）

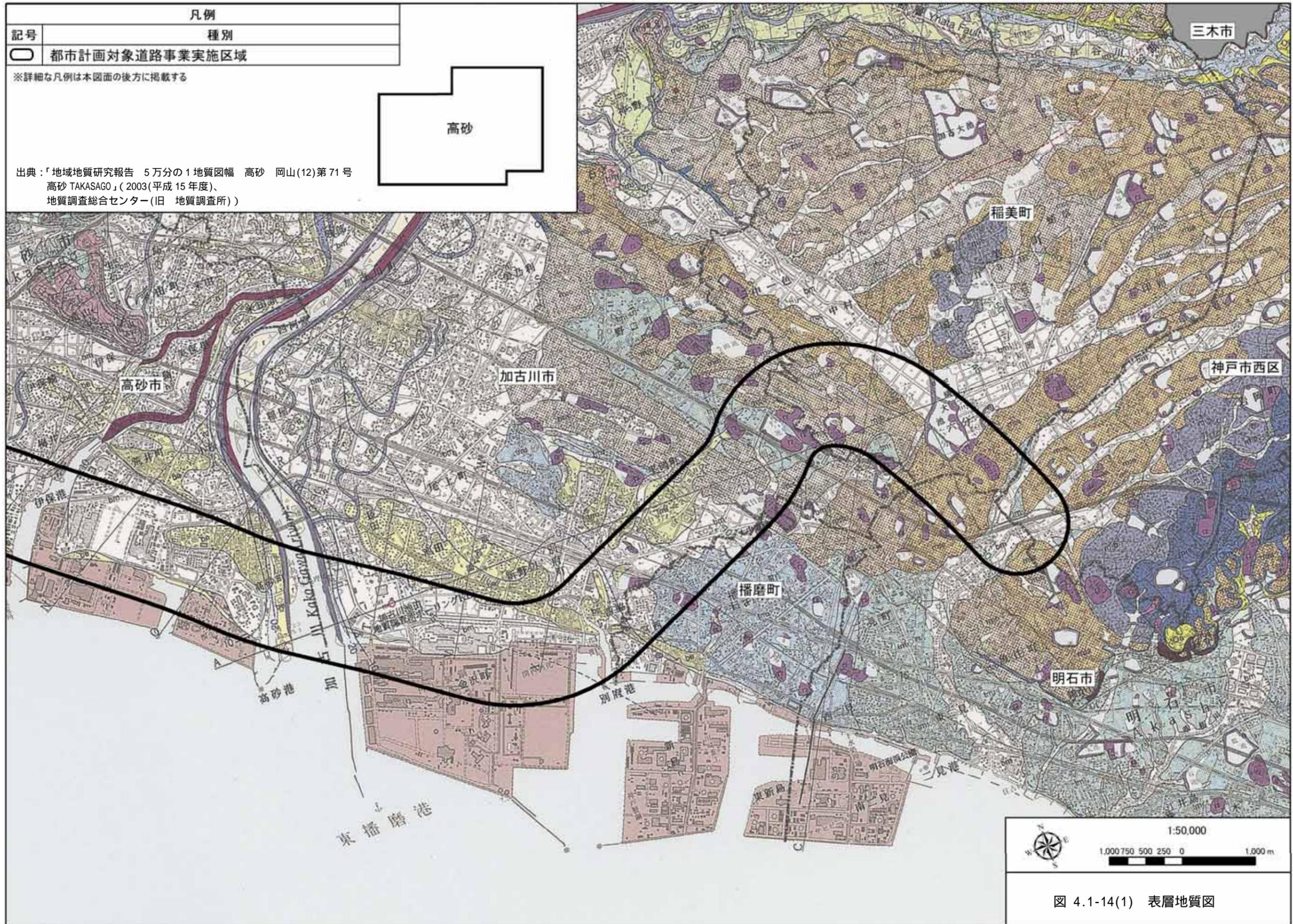
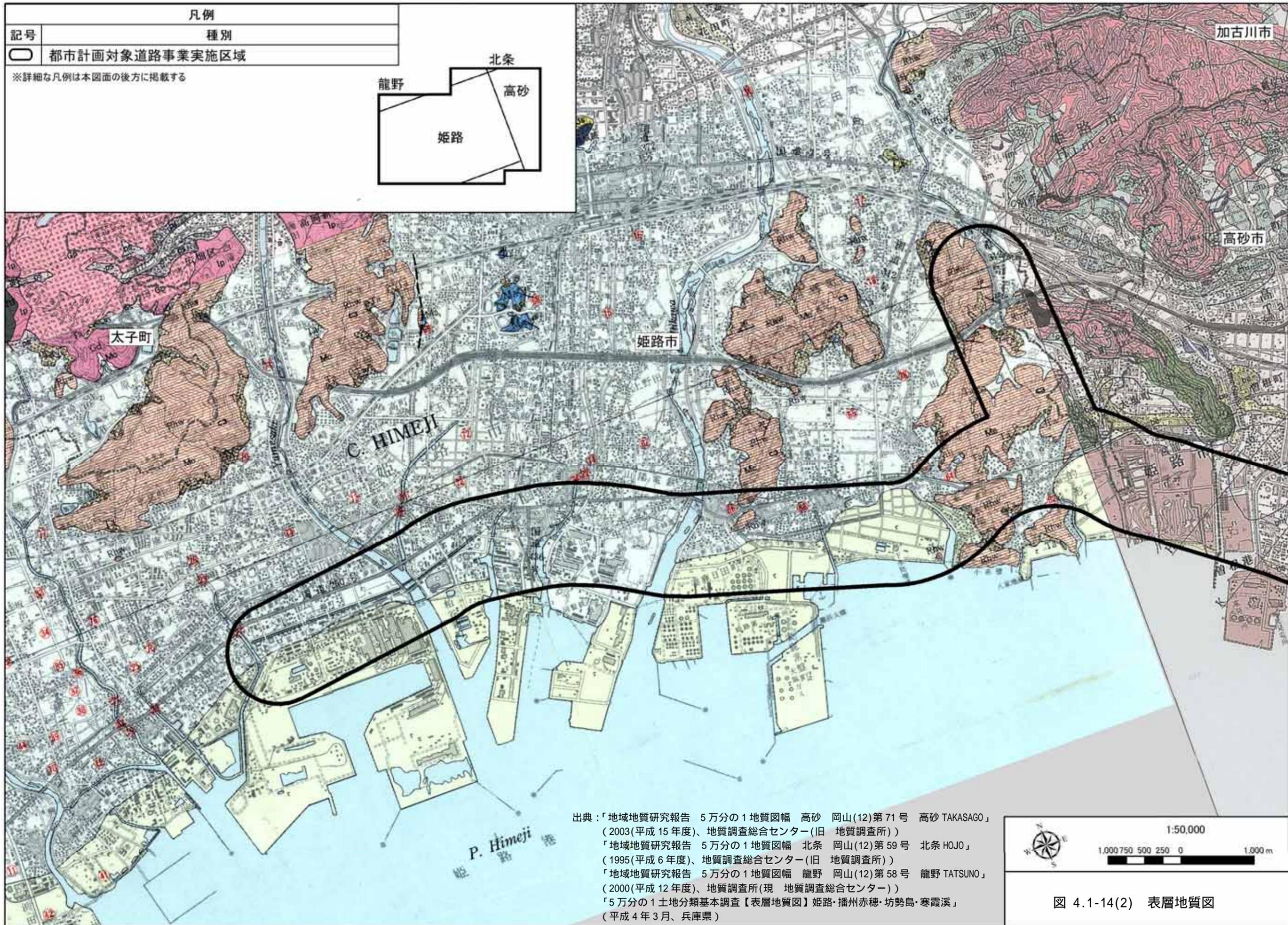


図 4.1-14(1) 表層地質図



高砂

e	堤防					
h	埋立地	河川埋立地				
ti		ため池埋立地				
ti		海域埋立地				
b	古墳					
f	完新世	沖積層	現河床積載物(現流路内積載物)	礫、砂及びシルト		
ac			流路埋積堆積物	泥及び砂		
be			海浜堆積物	砂及び礫		
n			氾濫源堆積物	自然堤防堆積物	礫及び砂	
um				後背湿地堆積物	砂、シルト、粘土及び褐炭	
v			谷底平野堆積物	礫、砂及びシルト		
o			小規模扇状地堆積物	礫及び砂		
tmu			西八木層	西八木3層	礫、砂及びシルト	
tmu				西八木2層	礫、砂及びシルト	
tm				西八木1層	礫、砂及びシルト	
ma	中期更新期	明美段丘堆積物(高位段丘堆積物)	明美2c段丘堆積物	礫、砂及びシルト		
ma			明美2b段丘堆積物	礫、砂及びシルト		
ma			明美2a段丘堆積物	礫、砂及びシルト		
ma			明美1段丘堆積物	明美1c段丘堆積物	礫、砂及びシルト	
ma				明美1b段丘堆積物	礫、砂及びシルト	
ma			明美1a段丘堆積物	礫、砂及びシルト		
Om	前期更新期	大坂層群	明美累層	泥、砂及び礫(火山灰層を挟む)		
ka			明石累層	春日台火山灰層	火山灰	
Oa				泥、砂及び礫(火山灰層を挟む)		
Hby	後期白亜紀	宝殿層	溶岩及び閃輝岩類	ハイアロクラスタイト	黒雲母流紋岩火山礫凝灰岩	
Hba				成層ハイアロクラスタイト	成層火山礫凝灰岩	
Ha			湖成堆積物	砂岩、シルト岩及び礫岩		
Hp			火砕流堆積物	流紋岩溶結凝灰岩及び非溶結凝灰岩		
Lh			未区分凝灰岩類	黒雲母流紋岩凝灰岩(溶結)		
1/4	正常層の走行及び傾斜	1/4	沖積層基底の等高線(単位標高m)	1/4	線行探石場	
1/4	火砕岩の葉理構造の走行及び傾斜	1/4	理谷法による接峰面の等高線(単位標高m)	1/4	休廃止探石場	
1/4	流理構造の走行及び傾斜	●	断層露頭	1/4	滑落崖	
1/4	断層(破線は伏在)	○	試験地点	1/4	反射法地震調査が実施された二見側線(明石市編,1998)	
1/4	中期更新期の堆積物を切る断層(一部換曲)	↓	鉱泉及び温泉	1/4	ボーリング地点(断面へ投影されたもの)	
1/4	リニアメント	1/4	石材			

北条

■	第四紀	完新世	沖積層(氾濫源、谷底平野堆積物)	砂、泥及び礫
---	-----	-----	------------------	--------

龍野

■	完新世	沖積層	谷床及び後背湿地堆積物	礫、砂及び泥
■			自然堤防堆積物	砂
■			山麓緩斜面堆積物	礫及び砂
■	白亜紀-古第三紀	貫入岩類		斑状角閃石黒雲母花崗閃緑岩
■	白亜紀	伊勢層	岩層なだれ堆積物	角礫岩
■			火砕流堆積物	流紋岩火山礫凝灰岩・凝灰岩礫岩(一部溶結)
■	ベルム紀	超丹波帯	山崎層	砂岩 頁岩

姫路

■	第四紀	更新世	未固結堆積物	崖壁・崖面堆積物
■	トリアス紀~ジュラ紀	南山層	固結堆積物	チャート・砂岩・緑色岩の小岩塊を含み泥岩を基質とする地層
■	後期白亜紀	相生層群	火山性岩石	流紋岩質火砕岩
■		播磨侵入岩類	深成岩	花崗閃緑岩~花崗岩
■	チャート			
○		軟(耐圧強度100kg/cm以下)	A	完新世(第四紀)
b	岩片のかたさ	中(耐圧強度100~400kg/cm以下)	D	更新世(第四紀)
c		硬(耐圧強度400kg/cm以上)	Tr	古第三紀
i		軟(弾性波伝播速度1.5km/sec未満)	Mu	時代 白亜紀
■	岩体のかたさ	中(弾性波伝播速度1.5~3.0km/sec)	Mh	ジュラ紀
■		硬(弾性波伝播速度3.0km/sec以上)	Mt	トリアス紀
			Pr	ベルム紀

出典：「地域地質研究報告 5万分の1地質図幅 高砂 岡山(12)第71号 高砂 TAKASAGO」
 (2003(平成15年度)、地質調査総合センター(旧 地質調査所))
 「地域地質研究報告 5万分の1地質図幅 北条 岡山(12)第59号 北条 HOJO」
 (1995(平成6年度)、地質調査総合センター(旧 地質調査所))
 「地域地質研究報告 5万分の1地質図幅 龍野 岡山(12)第58号 龍野 TATSUNO」
 (2000(平成12年度)、地質調査所(現 地質調査総合センター))
 「5万分の1土地分類基本調査【表層地質図】姫路・播州赤穂・坊勢島・寒霞溪」
 (平成4年3月、兵庫県)

図 4.1-14(3) 表層地質図(凡例)

凡例	
記号	種別
	重要な地形及び地質
	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「兵庫県版レッドリスト2011（地形・地質・自然景観・生態系）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）

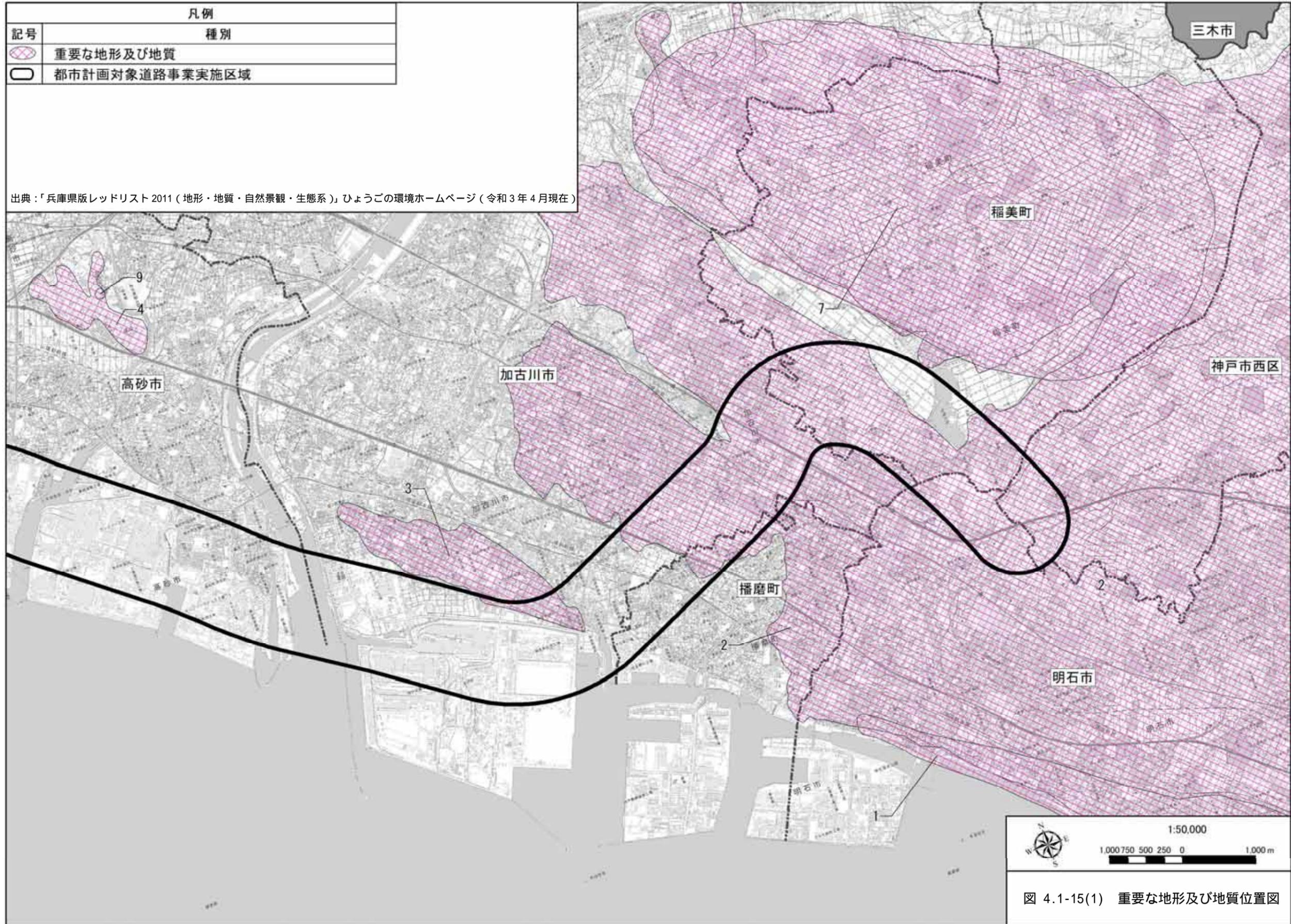


図 4.1-15(1) 重要な地形及び地質位置図

凡例	
記号	種別
	重要な地形及び地質
	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「兵庫県版レッドリスト2011（地形・地質・自然景観・生態系）」ひょうごの環境ホームページ（令和3年4月現在）

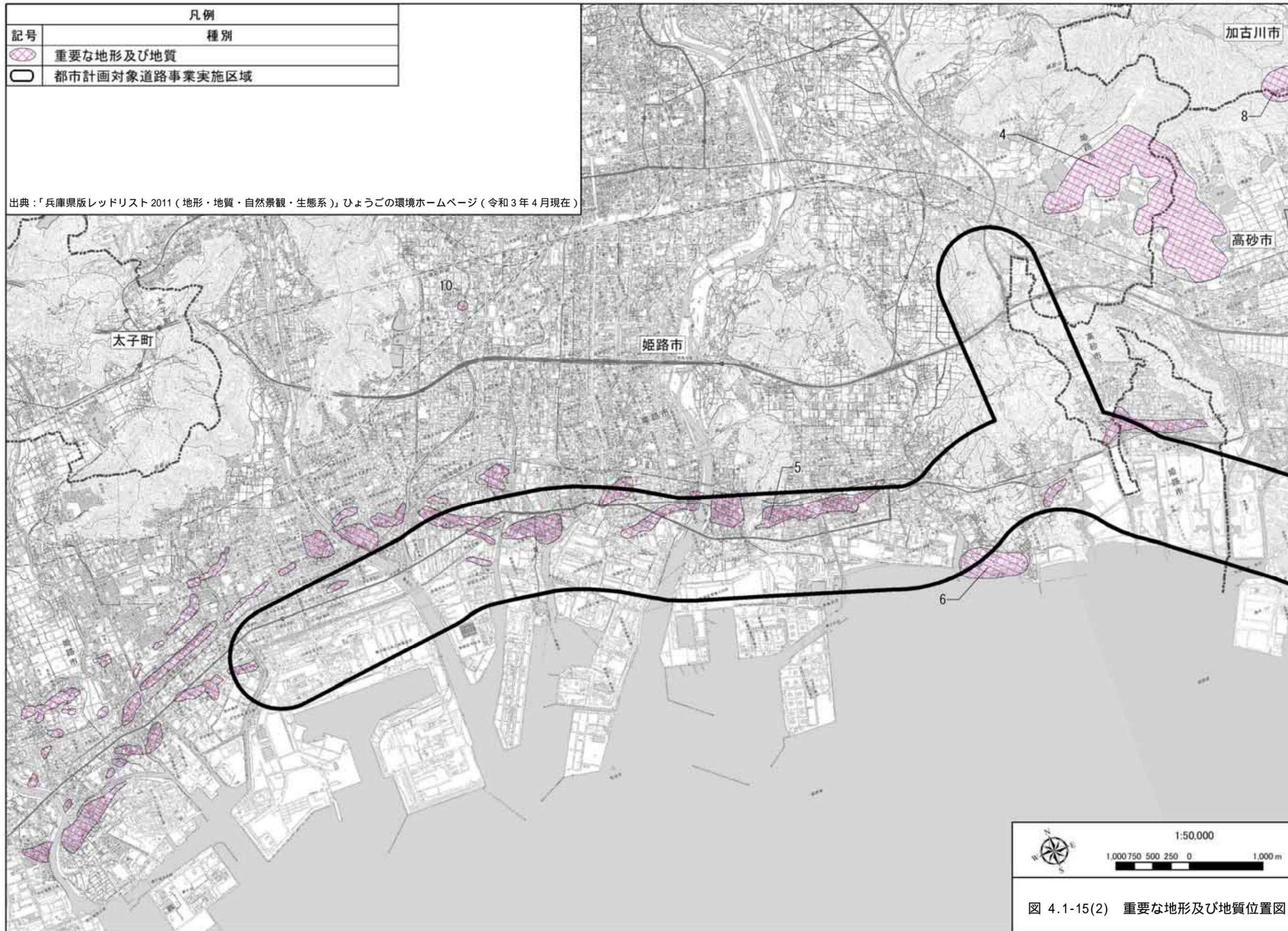


図 4.1-15(2) 重要な地形及び地質位置図